

国際ボランティア貯金制度の評価にかかる調査研究

平成 25 年 1 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

■□目次□■

I. 調査研究の概要.....	1
1. 調査研究の背景と目的.....	1
(1) 調査研究の背景.....	1
(2) 調査研究の目的.....	1
2. 調査研究の実施方法.....	1
(1) 調査研究の実施方法.....	1
(2) 調査研究の実施体制（実施者を含む）	5
II. 国際ボランティア貯金制度の概要・実績.....	6
1. 国際ボランティア貯金制度の概要.....	6
(1) 制度背景・目的.....	6
(2) 「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」	10
(3) 郵政民営化による変更.....	16
2. 制度運用体制・仕組み.....	16
(1) 郵政民営化前（1990年6月～2007年9月）	16
(2) 郵政民営化後（2007年10月以降）	17
3. 民間海外援助団体の変遷等.....	18
(1) 国際協力 NGO の発展期と国際ボランティア貯金制度の重なり	18
(2) NGO の法人格.....	19
(3) NGO が受ける助成金に占める国際ボランティア貯金配分金の割合	20
4. 実績データ	22
(1) 国際ボランティア貯金加入者数、寄附金発生状況等の推移.....	22
(2) 年度別配分状況.....	25
III. 国際ボランティア貯金制度の評価.....	34
1. 評価の視点、方法.....	34
2. 政策の妥当性の評価.....	36
(1) 我が国の ODA 政策との比較.....	36
(2) 他の類似制度との比較優位性.....	37
(3) 「特定非営利活動促進法（通称 NPO 法人法）」と「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（通称ボランティア貯金法）」との親和性の検証	43
(4) 相手国の開発援助ニーズとの整合性.....	44
(5) 国際的な優先課題との整合性.....	49
3. プロセスの適切性.....	54
(1) 審査プロセス.....	55
(2) 事業管理・監査プロセス.....	61

(3) その他（広報・啓発活動等）	63
4. 結果の有効性	64
(1) 対象地域における課題の解決（プロジェクトの有効性） アウトカム①	65
(2) 地域における親日感情の醸成(外交的効果) アウトカム②	82
(3) 国際ボランティア団体の発展（団体の発展に対する寄与） アウトカム③	83
(4) 国民のボランティア意識の普及(一般国民に対する広報効果) アウトカム④ ..	94
IV. 優良事例（ケーススタディ）	99
1. 事例の選定方法	99
2. 優良事例	100
V. まとめ・総括	134
1. 国際ボランティア貯金制度を通じた成果.....	134
2. 国際ボランティア貯金制度の教訓.....	141

I. 調査研究の概要

1. 調査研究の背景と目的

(1) 調査研究の背景

国際ボランティア貯金制度は、通常郵便貯金の税引き後の受取利子の全部又は一部を、海外民間援助団体（NGO）の活動を通じて、開発途上地域の住民の福祉向上に役立て、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資するため、平成3年（1991年）から実施されている制度である。この制度は、当該通常郵便貯金の取扱いが平成19年（2007年）9月末で終了したため、以後の利子発生がなく、配分原資残高は、あと1、2回の配分により終了する規模まで縮小している状況にある。

本制度の下では、これまでに累計で207億円の寄附金を集めており、当該寄附金の配分を受けた事業も平成22年度末（2010年度末）までで、3,459事業にのぼるため、巨額の寄附金を用いた本制度の効果を国として、国民に対し、評価し、発信する必要が求められている。

(2) 調査研究の目的

本調査研究では、国際ボランティア貯金制度の効果等を検証するため、開発援助の評価において用いられている経済協力開発機構開発援助委員会（OECD/DAC）の評価5項目による評価を実施し、同制度の効果等を明らかにして、それを通じて国民への説明責任を果たすとともに、このような制度の実施にかかる教訓を得ることを目的とする。

2. 調査研究の実施方法

(1) 調査研究の実施方法

① 評価の対象

本調査研究では、「政策の妥当性」「プロセスの適切性」「結果の有効性」の視点からの評価の実施が求められている。このうち、「結果の有効性」では、効率的かつ客観的な評価を行なうとの意図から、平成22年度末までに実施した3,459の中からサンプル事業として過去3か年（平成20,21,22年度（2008～2010年度）の140+100+33事業＝273事業）程度を抽出して、それらを対象にした評価を実施した。それ以外の2つの視点については、制度全体を対象とした評価を実施する。

図表 評価の対象案

評価の視点（基準）	対象
政策の妥当性	・ 国際ボランティア貯金制度全体を対象とする。
プロセスの適切性	・ 国際ボランティア貯金制度全体を対象とする。
結果の有効性	・ 過去3か年の事業（平成20,21,22年度（2008～2010年度）、140+100+33事業＝273事業）を抽出して、それらをサンプル事業として評価対象とする。

② 評価の視点（基準）

評価の視点（基準）は、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性により実施する。なお、評価を実施する際には、これらに基づいて評価グリッド（下記の評価の枠組みを精緻化したもの）を作成する。

1) 政策の妥当性

政策の妥当性では、国際ボランティア貯金制度が海外援助のスキームとして妥当な内容・方法によるものであったのかを検証する。具体的には、同制度の内容、目的と以下の対象についての整合性を分析する。

- 相手国の開発援助ニーズとの整合性
- 国際的な優先課題との整合性
- 日本の上位政策との整合性
- 他の類似制度との比較優位性

2) プロセスの適切性

プロセスの適切性では、国際ボランティア貯金制度の実施プロセス、体制等を洗い出した上で、政策の妥当性や結果の有効性を確保するようなプロセスが採られていたかどうかを検証する。

3) 結果の有効性

結果の有効性では、全事業実績のうち、過去3か年（平成20, 21, 22年度（2008～2010年度）40+100+33事業＝273事業）を抽出して、それらをサンプル事業として評価対象として、ODA評価において広く活用されている、DACの5項目基準である以下の5つの視点から評価を実施した。評価に必要な情報は、文献調査、アンケート調査、インタビュー調査により収集を行った。

- 妥当性（relevance）
- 効率性（efficiency）
- 有効性（effectiveness）
- インパクト（impact）
- 持続性（sustainability）

③ 評価の実施方法

本調査研究における評価は、文献調査、アンケート調査、インタビュー調査（国内、海外）を通じて実施した。

1) 文献調査

文献調査では、主に以下の文献を対象に調査を実施した。

図表 主要な文献

評価の視点（基準）	対象
政策の妥当性	・ 主要対象国における開発計画 ・ ミレニアム開発目標（MDGs）に関する文書 ・ 我が国ODA政策に関する文書（ODA大綱、ODA中期政策、主要対象国の国別援助計画） ・ 類似制度に関する文献資料
プロセスの適切性	・ 国際ボランティア貯金制度全体に関する文献資料
結果の有効性	・ 案件別申請書、中間報告書、完了報告書調査（現況の把握は後述するアンケート調査による） ・ 監査関連の書類（書面監査、実地監査）

2) アンケート調査

アンケート調査は、過去3か年（平成20, 21, 22年度（2008～2010年度）140+100+33事業＝273事業）分の実績を抽出して、その事業実施主体を対象として、以下の項目（主として5段階評価）により実施した。

図表 「アンケート調査」のうち評価関連の項目案

■妥当性： ・ 実施された事業の内容は支援対象の課題・ニーズに合致した妥当なものであったか。 ・ 実施された事業の規模は課題・ニーズに照らして妥当なものであったか。 ・ 実施された事業は適切なタイミング等で実施されたか。 ・ 実施された事業は、相手国の開発課題の内容と整合するものであったか。 ■効率性： ・ 実施された事業は予算の範囲内で実施されたか（予算不足に陥らなかったか）。 ・ 実施された事業は計画通りの内容で実施されたか。 ・ 実施された事業は予定期間内に実施されたか。 ■有効性： ・ 実施された事業を通じて目標は達成されたか（対象の課題・ニーズは解決したか）。 ・ 実施された事業を通じて実現した具体的な成果はどのような内容か。 ・ 実施された事業を通じて直接又は間接的に与えたプラスの影響はあったか。 ・ 実施された事業を通じて直接又は間接的に与えたマイナスの影響はあったか。 ■持続性： ・ 事業終了後においても支援に係る取組は継続して実施されているか。 ・ 事業終了後においても支援対象において組織体制・能力は確保されているか。 ・ 事業終了後においても継続した支援に必要な予算は確保されているか。 ■自己改善の視点： ・ 上記の各評価視点について、自己改善（改革）しうる課題として何があるか。

3) インタビュー調査（国内、海外）

インタビュー調査は、以下のように国内、海外において実施した。

- **国内インタビュー調査：** 国内インタビューでは、国際ボランティア貯金制度の実施関わる主体（総務省、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、等）及びアンケート調査等を通じてサンプル事業を実施して成果をあげた NGO 等（6 団体）を対象にしたインタビュー調査を実施した。前者については制度の全体像及び取組状況の把握を意図して実施したものであり、後者については事業の背景・目的、取組状況、成果、持続性、成功要因等、実施された事業の詳細の把握を意図して実施したものである。
- **海外インタビュー調査：** アンケート調査及び国内インタビュー調査等を通じて得られた情報等を基に、過去 3 か年以内に実施されたものの中から優良事例（グッド・プラクティス事例）を抽出し、カンボジア・タイでの現地訪問を行った。

表：海外現地調査日程表（平成 24 年（2012 年）10 月 21～27 日）

日程		滞在地	訪問者	予定			
10月21日	日	プノンペン	左近・武井	0:20Haneda -> 4:50 Bangkok (TG661)			
10月22日	月	プノンペン	左近・武井	認定NPO法人 幼い難民を考える会 (CYR (Caring for Young Refugees)) カンボジア: CYK (Caring for Young Khmer) Time 7:30 - 9:00 カンダール公立幼稚園	Time 10:00 - 12:30 織物研修	Time 11:30 - 11:30 織物センター	Time 14:00 - 16:00 CYK事務所でのヒアリング
10月23日	火	シェムリアップ	左近・武井	日本国際ボランティアセンター(JVC)Phsar Kampong Kdei, Chi Krèng District, Siem Reap Province 10:30-12:00 教員を対象とする環境教育ファシリテーター等事業視察	Time 13:00-15:00 コミュニティでの植林活動視察	Time 15:30-16:30 JVC事務所でのヒアリング	
10月24日	水	チェンマイ	左近・武井	9:45 Siem Reap ----> 11:00 Bangkok (PG924) 12:10 Bangkok ----> 13:25 Chiang Mai(PG 217)			
10月25日	木	ナーン	左近・武井	5:00出発 --> 11:00 到着ナン県プア地区Ban Pongsanook小学校 環境保全修復機構様 小学生に対する食農環境教育及び小学校における森林再生と有機農業の実践事業			
10月26日	金	ナーン	左近・武井	環境保全修復機構様 小学生に対する食農環境教育及び小学校における森林再生と有機農業の実践事業 ----- 11:00 ナーン発 17:00チェンマイ 到着 ----- 19:20 Chien Mai-> 20:30 Bangkok (TG117) ----- 22:10 Bangkok ----> 6:20(+1) Narita (TG 640)			

(2) 調査研究の実施体制（実施者を含む）

本調査業務は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（以下、MURC と記す）公共経営・地域政策部の公共経営グループ及び国際事業本部・国際研究部、新日本有限責任監査法人に所属する 4 名のメンバーがプロジェクト・チームを組成して担当した。

【プロジェクト・チームの構成】

■プロジェクト・リーダー：

左近 靖博（MURC 公共経営・地域政策部 公共経営グループ／主任研究員）

■プロジェクト・メンバー：

渡辺 真砂世（MURC 公共経営・地域政策部 公共経営グループ／副主任研究員）

西川 圭輔（新日本有限責任監査法人／マネージャー）

武井 泉（MURC 国際研究部／研究員）

Ⅱ. 国際ボランティア貯金制度の概要・実績

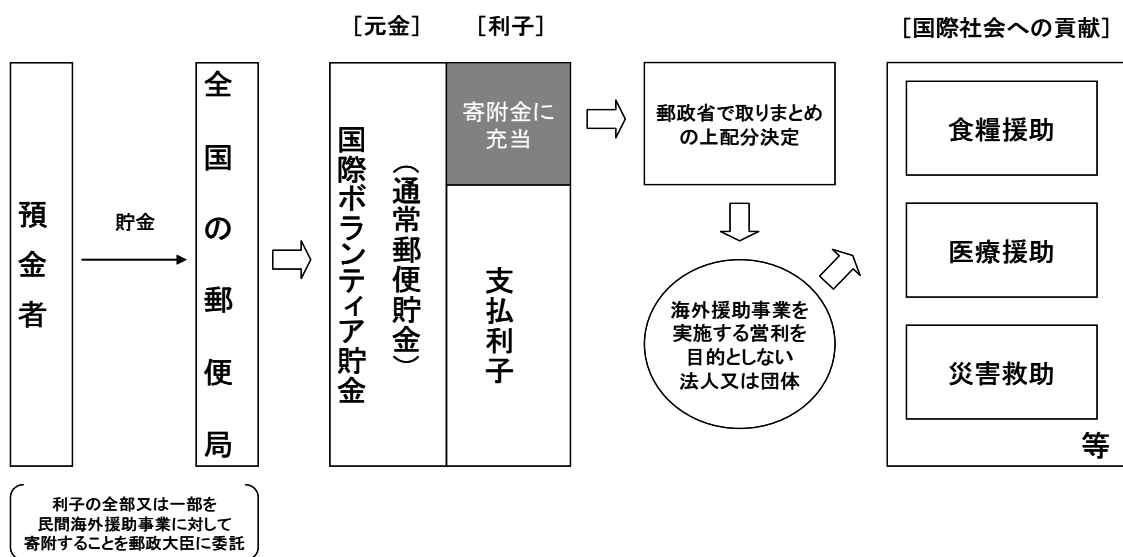
本章では、本報告書における評価対象である国際ボランティア貯金制度の概要・実績について整理している。

1. 国際ボランティア貯金制度の概要

国際ボランティア貯金制度は、預金者が通常郵便貯金の受取利子の一部又は全部を寄附し、その寄附金が民間海外援助団体に配分され、開発途上地域の住民の福祉向上に活用されるよう作られた仕組みである。

国際ボランティア貯金制度創設当初における、預金者が貯金（寄附）をしてからNGOに配分されるまでの流れについては、下図表で整理されている。

図表 預金者が貯金（寄附）をしてから NGO に配分されるまでの流れ



（出典）独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構「国際ボランティア貯金総括レポート」（2008年3月）p.40

(1) 制度背景・目的

国際ボランティア貯金制度について規定した「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」（平成2年（1990年）法律第72号）（以下、「国際ボランティア貯金法」とする）1条では、同法の「目的」は以下のように規定されている。

(目的)

第一条 この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施することを目的とする。

即ち、「民間の発意に基づく」援助で、「開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する」ための援助の充実に資することが、この法律の最終的な目的であり、それを実現する手段として、「郵便貯金の預金者がその利子の寄附を郵政大臣に委託する」という方法が選択されていると言える。

このような特色ある目的・方法がどのように形成されたのかを示す資料として、以下では、郵便貯金に関する調査研究会編「1990年代の郵便貯金ビジョン」（平成元年（1998年）7月）及び郵政省貯金局経営企画課「国際ボランティア貯金について①」（『郵便貯金』平成2年7月号）を紹介しながら、国際ボランティア貯金制度の背景・目的について整理・検討していくこととする。

「1990年代の郵便貯金ビジョン」は、郵便貯金に関する調査研究会（座長は大石泰彦・東京大学名誉教授（当時））が「21世紀を展望しながら、時代の要請、ニーズに応える個人金融等の在り方及び郵便貯金の新しい役割と貢献の方向を探ることを目的として」作成し、平成元年（1998年）6月6日に郵政省貯金局長に報告した「最終とりまとめ」である。同調査研究会は、全体会議のほか、「地域」「国民生活」「国際化」の3つの専門委員会構成されていた。このうち、「国際化専門委員会」（座長は島野卓爾・学習院大学経済学部教授（当時））がとりまとめた「国際化と郵便貯金ビジョン」（「1990年代の郵便貯金ビジョン」の主要パーツの一つ）に、国際ボランティア貯金制度の構想が次のように言及されている。

第六章 日本社会の内なる国際化と郵便局

第三節 郵便局のゲートウェイ機能

(3) 日本人の国際社会への関心と参加意識の高揚のための施策の展開

これからは、一人一人の日本人が国際社会への関心とその参加意識を高めていくことが非常に重要な視点であることは先にも述べたところであるが¹、このためには、一般の市民が身近な制度、窓口を通じて日常生活の中で手軽にそうした機会に接せられるような仕組みをつくっていくことが必要になっていく。

¹ 「国際化と郵便貯金ビジョン」では、第六章の冒頭において、「これからの日本の国際化に関しては...国際的に見た日本の地域社会の「開放性」が重要なポイントになっていく。...地域住民一人一人が参加する「草の根レベルの国際化」が今後は強く求められていくということである。地域の中のコミュニティを出発点とする国際化の積上げと総合が、日本の内なる国際化を実現していくための基本的な条件であると考えられる」との記載がある。郵便貯金に関する調査研究会編「1990年代の郵便貯金ビジョン」（平成元年7月）174頁。

郵便局は、全国の地域社会に開かれた窓口のネットワークと為替・振替の送金システムを持ち、さらに国民利用率の非常に高い郵便貯金という商品を提供しており、国民生活に最も身近に接した機関の一つであると考えられる。こうしたことから、地域の住民が国際的な問題に関して社会的に意義ある事業に進んで参加していくための機会を郵便局が提供し、ある意味では日本の地域社会におけるそうした流れを郵便局が積極的に後押ししていくようなことも考えられるのではないだろうか。

…（略）…

さらに第二の施策例としては、一般の個人が手軽に国際貢献に参加するための仕掛けとして郵便貯金の商品を活用していくことも考えられる。例えば、預金者の自発的な意思に基づき、その利子の一部については、これを難民救済や被災者支援といった海外における社会的な事業等への寄附に充てていくというような貯金商品の提供などが考えられる。郵便貯金は、特定の目的に合わせてこれを「国際ボランティア貯金」（自動寄附機能付き郵便貯金）として売り出し、預金者の寄附の代行等を行うことがあり得よう。これらは、いずれも国民生活と国際貢献との接点を広げ、これをプロモートするために郵便局や郵便貯金が有する機能を地域の中で有効に活かしていこうというスキームである。

この背景として、1987年の第四次全国総合開発計画において、「本格的国際化の進展」が掲げられ、全省庁に国際化、国際交流の推進が通達されたという事情が指摘できる。

上記を踏まえると、当時の日本における国際化の重要性、及びそこにおける一般の市民の参加意識高揚の重要性に鑑み、「国民生活に最も身近に接した機関の一つであると考えられる」郵便局が、「地域の住民が国際的な問題に関して社会的に意義ある事業に進んで参加していくための機会」を提供する方策として、「国際ボランティア貯金」というスキームが提案されたものと解される。

また、郵政省貯金局経営企画課による「国際ボランティア貯金について①」では、「国際ボランティア貯金構想が生まれた背景」について、次のように記載されている。

我が国の経済的地位は、世界で一、二位を争うまでに高まってきており、これに伴い国際社会において、一層の貢献を果たしていくことが我が国の重要な責務となっている。また、国民一人ひとりについても国際社会の一員としての行動が求められているところである。

国際社会、とりわけ開発途上国においては、我が国では想像もできないような悲惨な状況におかれている人々が多数いると伝えられている。

…（略）…

ところで、我が国の政府のベースの海外援助は、毎年ODA（政府開発援助）予算が拡充され、予算ベースでは現在世界第一位となっているところであるが、その内容については

まだ改善の余地が多いものといわれている。

すなわち、DAC（OECD開発援助委員会）加盟一八か国の中で日本のODAは一九八八年度ベースで国民一人当たりの負担額は第一位、対GNP比は第一二位と低位であり、また、贈与比率に至っては最下位の第一八位とタイド性が高いものとなっている。こうしたODAの現状の中でその活動が期待されているのがNGO（民間海外援助団体）である。我が国にも多数の海外援助事業を行うNGOがあり、多岐にわたる活動を行っている。

これらのNGOによる海外援助活動は、

- ① 草の根レベルでの開発協力事業を直接実施できる。
- ② 災害や食料危機など緊急事態の発生などに際して、形式にとらわれず柔軟で迅速な対応ができる。
- ③ 新しい開発アプローチなどを導入するための試験的な援助ができる。
- ④ 小規模の開発プロジェクトに参加し、きめ細かい協力活動を行い、費用単位当たりの効果が大きい。
- ⑤ 比較的少ないコストで実施することができる。
- ⑥ 国民レベルの援助活動を通じて、援助に対する国民の理解を深める効果がある。
- ⑦ NGOの中には、特定の分野や地域について豊富な経験による蓄積をもっている団体がある。

〔出典…目で見える国際協力（外務省監修）〕

等のメリットが挙げられているが、我が国においては、比較的歴史が浅く、年間の活動資金をみても国内のNGO全体で一三〇億円あまりと少なく、今後、NGO活動の一層の充実が図られるためには、その資金基盤の充実が必要とされているところである。

このような状況に鑑み、「一九九〇年代の郵便貯金ビジョン」（郵便貯金に関する調査研究会報告）においても「…一般の個人が手軽に国際貢献に参加するための仕掛けとして郵便貯金の商品を活用していくことも考えられる。例えば、預金者の自発的な意思に基づき、その利子の一部については、これを難民救済や被災者支援といった海外における社会的な事業等への寄附に充てていくというような貯金商品の提供などが考えられる。郵便貯金は、特定の目的に合わせてこれを「国際ボランティア貯金」（自動寄附機能付き郵便貯金）として売り出し、預金者の寄附の代行等を行うことがあり得よう」との提言を頂いたところでもある。

このようなことを背景として、国際ボランティア貯金構想が産声をあげることとなったのである。

ここでは、上述の「1990年代の郵便貯金ビジョン」でも記載されていた国際貢献の重要性を踏まえ、ODAを通じた国際貢献の課題について指摘したうえで、「国際ボランティア貯金」のスキームによる寄附の対象として、「我が国においては、比較的歴史が浅く、年間の活動資金をみても国内のNGO全体で一三〇億円あまりと少な」いNGOに期待するに至

った経緯が整理されていると言える。

そのうえで、郵政省貯金局経営企画課による「国際ボランティア貯金について②」では、国際ボランティア貯金法1条の説明として、以下の説明が記載されている。

本条は、この法律の立法目的を明らかにするための規定であるとともに、第二条以下の条文の解釈、運用についての指針ともなる規定である。

国際ボランティア貯金は、NGO（民間援助団体）による草の根レベルの自発的な援助の充実に寄与するための制度であり、国家間の国際約束に基づく経済協力、いわゆるODA（政府開発援助）とは異なるものであることを示すため、「民間の発意に基づく…援助の充実に資するため」と規定しているものである。

民間の援助を対象としているのは、

①NGOには、種々のメリットがある（※上記「国際ボランティア貯金について①」参照）

ものの、日本においては歴史が浅く、その経済基盤が安定しているとは言い難いこと

②国が行う国家間の国際協力については、本来国の歳出予算の中で行われるべきものであり、預金者は既に税金という形でこれらに対して貢献していることから、本制度のような純粋な預金者の「私金」は民間ベースの援助に充てるのが最も自然であり、妥当なものと考えられることなどの理由によるものである。

以上を踏まえると、国際ボランティア貯金制度の目的は、主には、（1）開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与すること（国際ボランティア貯金法1条より）、（2）日本の国際貢献への一般市民の意識を高め、参加を促すこと（「1990年代の郵便貯金ビジョン」より）、（3）民間の発意に基づく協力を促すこと（「国際ボランティア貯金について②」より）、とされていたと整理できよう。また、そのためのスキームを検討するにあたって、国民にとって身近な郵便貯金という仕組みを活用すること（「1990年代の郵便貯金ビジョン」より）、ODAとは異なる機能・効果が期待でき且つ国民に身近なNGOの活動を支援すること（「国際ボランティア貯金について①及び②」より）、に着目し、より効果を高めようとの考えがあったと整理できると解される。

(2) 「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」

国際ボランティア貯金制度は、上述の通り、国際ボランティア貯金法により創設された。

以下では、国際ボランティア貯金法の主要な条文について、要点を整理している。

① 利子の寄附委託（2条1項）

（利子の寄附委託）

第二条 郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であって元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業（以下「民間海外援助事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを郵政大臣に委託することができる。

2 （略）

国際ボランティア貯金法²2条では、通常郵便貯金²の預金者は、当該貯金の利子の全部又は一部を、民間海外援助団体に寄附することを郵政大臣に委託することができることが規定されている。

ここでいう通常郵便貯金とは、「預入及び払戻しに特別の条件を付けない」郵便貯金³、銀行の普通預金に当たるものである。

寄附の対象は、民間海外援助事業を行う「営利を目的としない法人その他の団体」とされている。郵政省貯金局経営企画課による「国際ボランティア貯金について③」では、「これは、本制度が我が国のNGOの自発的なボランティア活動の一層の充実に資することを目的としており、そもそもこういったボランティア活動は、営利追及の精神とは相入れないものであること及び営利を目的とする法人等であれば、海外援助事業を行う際にも何も本制度による寄附金の配分を受けなくても自らの事業収入の一部をもって十分に活動資金とすることができるとの考えから、非営利法人等を配分対象団体とすることとしたものである。」と説明されている。

「団体」は、「共同の目的を達成するための人の結合体又はその連合体」⁴であり、法人格は要件ではない。よって、国際ボランティア貯金制度では、法人格のない団体も寄附金の

² 郵政省貯金局経営企画課による「国際ボランティア貯金について③」によれば、国際ボランティア貯金の対象貯金が「国民のみならず日常のライフ代わりの貯金としてご利用いただいている通常郵便貯金」とした理由として、「①積み立て郵便貯金、定額郵便貯金及びMMC貯金“ポスト”などの定期性貯金は、貯蓄性が強い商品であり、預金者はできるだけ多くの利子を受け取ることを期待して利用しているのが一般的であることから、利子の全部又は一部を寄附する制度である国際ボランティア貯金の対象貯金にはなじみにくいものであると考えられること。②通常郵便貯金の利率は、定期性貯金に比べて比較的低位にあり、日頃利子を気にしないで利用されていることが多いと思われるので、抵抗感なく本制度に参加いただけるのではないかと考えられること。③定期性貯金についても協力したいという預金者の方がいることも十分考えられるところであるが、制度の普及を図る上において、簡単な仕組み、手続であることが望ましいこと。」などが挙げられている。

³ 郵便貯金法（昭和22年法律第144号）

第七条（郵便貯金の種類） 郵便貯金は、次の六種とする。

一 通常郵便貯金 預入及び払戻しについて特別の条件を付けないもの

二～六 （略）

② （略）

⁴ 法令用語研究会「有斐閣 法律用語辞典〔第3版〕」（2006年）による。

配分先とすることができる。

② 寄附金の処理方法（4条2項）

（寄附金の処理）

第四条 郵政大臣は、第二条第一項の委託があつた通常郵便貯金について、利子を元金に加えようとするごとに、その利子から、同項の委託に係る部分を控除する。

2 郵政大臣は、前項の規定による控除を行った日以後最初に到来する同項の規定による控除を行う日の前日までの期間（以下「配分期間」という。）ごとに、同項の規定により控除した利子を合計した金額（第二条第二項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る次条及び第六条第二項の金額の合計額（以下「寄附金」という。）について、民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、第一条に規定するこの法律の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公示するものとする。この場合において、郵政大臣は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため郵政省において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（次条の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため郵政省において特に要する費用の額を差し引くことができる。

4条2項では、寄附金の処理方法を規定している。

ここでいう「配分期間」とは、通常貯金の元金に利子を加える日から次の元金に利子を加える日の前日までの1年間を指している。この期間ごとに、寄附金の処理を行う必要がある。

なお、通常貯金の元加については、郵便貯金規則第5条において、「預入があつた都度」計算（第2項）し、「毎年三月三十一日」（通常郵便貯金）又は「毎年三月三十一日及び九月三十日」（通常貯蓄貯金）を「区切り、これを元金に加える」（第3項）としている。

寄附金の処理は、整理すると、以下の流れで行われる。

- ① 控除（4条1項参照）した金額の取りまとめ
- ② 寄附金の配分を希望する NGO の公募
- ③ 寄附金の配分を希望する NGO からの配分申請の受付
- ④ 配分団体及び配分金額の決定
- ⑤ 配分団体及び配分金額の公示

「民間海外援助事業の実施に必要な費用」としてどの範囲が認められるかについては、

国際ボランティア貯金法には規定されていない（実際の制度運用については後述参照）。

また、郵政大臣は、(1) 寄附の委託の勧奨等のため郵政省において特に要した費用の額、並びに (2) 当該寄附金の額の 1.5%に相当する額を限度として、寄附金の管理や配分金の交付・使途の監査のために郵政省において特に要する費用の額を、寄附金から差し引くことができる」とされている。この点について、郵政省貯金局経営企画課による「国際ボランティア貯金について③」では、「国際ボランティア貯金は、開発途上地域の住民の方々の福祉の増進に資することを目的として、預金者の善意によって成り立つ制度であるので、その運営に要する経費程度は郵便貯金事業の会計で負担すべきではないかという考え方もあるかもしれないが、本制度は郵便貯金の附帯的な業務として実施するものであり、また、全ての預金者がこの制度を利用するというものではないことから、その経費のすべてを郵便貯金事業で負担することは、必ずしも合理的とはいえないため、純粋に国際ボランティア貯金の運営に必要な費用については、これを寄附金の中から差し引くこととしている。」と説明されている。また、同資料では、「特に要した費用」と「特に要する費用」の差異等について、「『特に要した費用』は、国際ボランティア貯金にかかる寄附の委託の勧奨や取りまとめのための事務等に要した費用であり、これらの費用は、寄附金に取りまとめられる際には、既に使用済みの費用としてその使用額を確定することが可能なものであり、また、国際ボランティア貯金の普及経費が主体となることから、どちらかという寄附金額の増大に貢献するという色彩が強いものである。一方、『特に要する費用』は、寄附金の管理、配分金の交付、配分金の使途の監査等に要する費用であり、これらは、寄附金に取りまとめられる際には見込み額としてしか積算できないものである。また、これらの費用それ自体は寄附金を増大させるような効果を有しておらず、どちらかという消耗的色彩の強い費用であるところから、その額を極力抑える必要があるため、寄附金総額の「百分の一・五」という上限が設けられているところである。」と説明されている。

③ 寄附金の配分に際するルール等（4条3～6項）

（寄附金の処理）

第四条

- 3 郵政大臣は、配分金の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体が守らなければならない事項を定めることができる。
- 4 郵政大臣は、第二項の決定をし、又は前項に規定する事項を定めるには、関係行政機関の長と協議し、かつ、政令で定める審議会に諮問しなければならない。
- 5 郵政大臣は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする。
- 6 郵政大臣は、配分団体が第二項の決定に係る事業の全部又は一部を行わないとき又は第三項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金

の全部又は一部の返還を求めるものとする。

4条3項では、郵政大臣が配分団体及び配分金額を決定した際に、配分団体に対し、個別に遵守事項を定めることができることを規定している（実際の制度運用については後述参照）。郵政省貯金局経営企画課による「国際ボランティア貯金について③」では、「国際ボランティア貯金に係る寄附金は、多数の預金者の善意によって拠出された浄財であり、その処理を委託された郵政大臣としては、これらの預金者の善意が十分に生かされるようにとの観点から、配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守るべき事項を定めることは当然のことであろう。遵守事項の具体的内容としては、①配分金を本法律の目的外に使用してはならないこと ②配分金の経理を明確に行うべきこと 等最低限必要な事項のほか、配分申請に当たって提出された事業計画等の内容を検討した結果、当該団体の事業の実態に則した内容に関連して、特に必要と認められる事項について団体ごとに個別に定めることとしている。なお、遵守事項を定めるに当たっては、当然のことながら、これがNGO（民間援助団体）の活動を不当に拘束することがあってはならないものであり、万が一にもその自主性が損なわれることがないよう十分配慮すべきものである。」と説明されている。

4条4項では、4条2項、3項に係る決定が与える配分団体への影響や、預金者の意向の適切な反映等の観点から、郵政大臣に対して、関係行政機関の長との協議及び政令で定める審議会（具体的には、学識経験者や郵便貯金の預金者の利益を代表する委員構成される「郵政審議会」）への諮問が義務付けられている。

4条5項は、国際ボランティア貯金から生ずる寄附金が預金者の善意により拠出されたものであることから、その善意が十分に生かされるように使途目的に沿った適正な使用がなされるよう、配分された寄附金の経理状況、事業の実施状況等について監査することとしているものである（実際の制度運用については後述参照）。

4条6項は、(1) 配分団体が国際ボランティア貯金の寄附金によって行うべき事業の全部又は一部を行わないとき、(2) 配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めることを規定している。この規定も、国際ボランティア貯金から生ずる寄附金が預金者の善意により拠出されたものである点を重視したものと考えられる。

図表 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の概要

項 目	概 要
1 目的 (第一条)	民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施すること。
2 利子の寄附委託 (第二条)	通常郵便貯金の預金者は、当該貯金の利子の全部又は一部を、民間海外援助団体に寄附することを郵政大臣に委託することができること。
3 通帳の2冊交付 (第三条) ⁵	寄附の委託を行おうとする預金者は、既に交付されている通常郵便貯金の通帳とは別に、新たな通常郵便貯金の通帳(一冊に限る。)の交付を請求することができること。
4 寄附金の処理 (第四・第五条)	(1) 通常郵便貯金の利子を元金に加えるとき、その利子から寄附金に充当する部分を控除すること。 (2) 寄附金の配分を希望する民間海外援助団体を公募した上、配分団体及び配分金額を決定すること。(この場合において、郵政省において特に要した所要の費用の額を差し引くことができること。 (3) 配分した寄附金の使途の適正を確保するため、配分団体が守らなければならない事項を定めることができること。 (4) 配分団体・配分金額等を決定するには、関係行政機関の長と協議し、かつ、政令で定める審議会に諮問しなければならないこと。 (5) 配分団体に対し、配分金の使途についての監査をすること。 (6) 配分団体が、配分の決定に係る事業の全部又は一部を行わない等のときは、配分金の全部又は一部の返還を求めること。
5 寄附金の経理等 (第六・七条)	(1) 寄附金は配分団体に交付するまでの間、資金運用部に預託することができること。 (2) 配分期間ごとに寄附金に関する経理状況を公示すること。
6 省令委任 (第八条)	寄附の委託及び寄附金の処理に関し必要な事項は、郵政省令で定めること。
7 施行期日 (附則)	公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(出典) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構「国際ボランティア貯金総括レポート」(2008年3月) p.41

⁵ 3条は、その後1992年6月に削除された。

(3) 郵政民営化による変更⁶

上述の仕組みは、2007年のいわゆる郵政民営化により、大きく影響を受けることとなった。即ち、郵便貯金業務が銀行業法のもとに移行することとなったため、これまで実施してきた制度の様々な活動（寄附金を集める、国民に広報する等）が不可能な状況となった。

具体的には、まず、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年（2005年）10月21日法律第102号）」により国際ボランティア貯金法は廃止され、平成19年（2007年）9月末をもって利子の寄附が停止された。

制度の運営に関しては、郵政民営化法令に基づき、郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の附則2条2項柱書き及び同1号に、経過措置として、「機構は、当分の間、第13条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。…整備法附則第20条から第22条までの規定及び整備法附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成2年法律第72号）の規定により寄附金の処理に関する業務を行うこと。」が明記された。これにより、寄附金残高は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継し、民間海外援助団体への配分は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構により継続されることとなった。従前展開されていた郵便局を通じての広報活動は実施されなくなり、寄附金残高の配分を行うことのみが業務となった。

2. 制度運用体制・仕組み

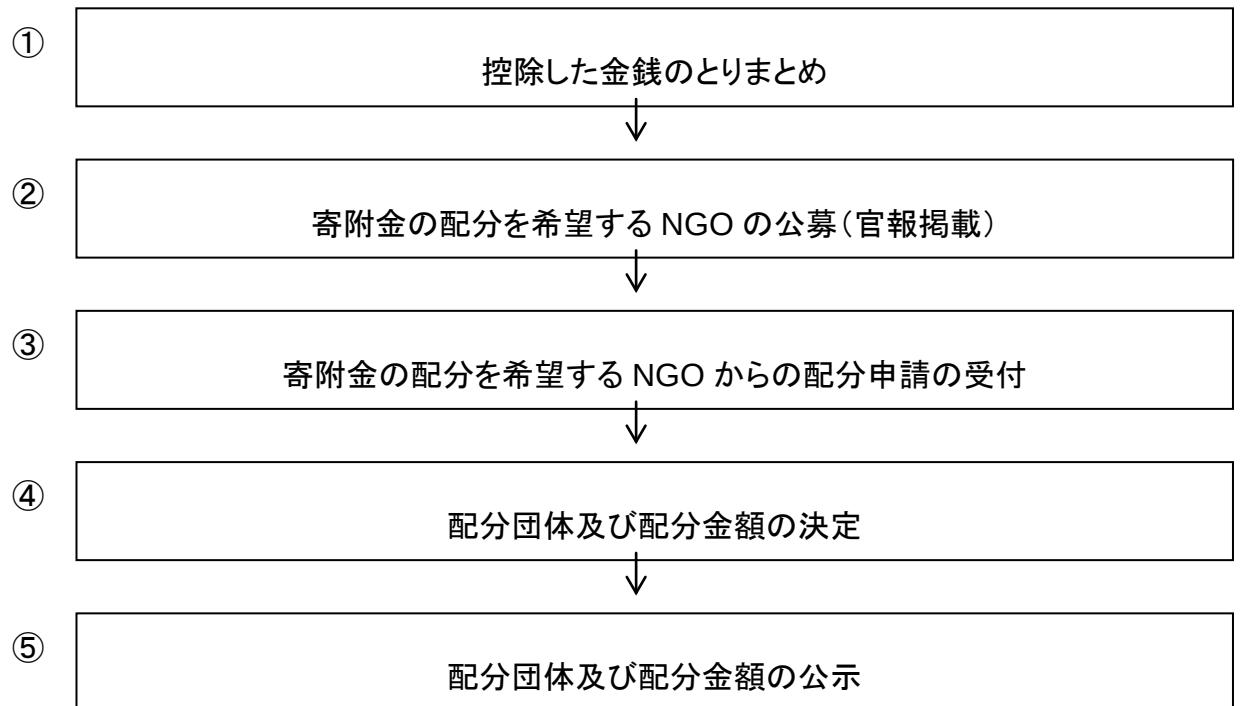
(1) 郵政民営化前（1990年6月～2007年9月）

郵政民営化前は、預金者が貯金（寄附）をしてからNGOに配分されるまでの流れは、郵便局を含む郵政省（総務省）の組織内で運用体制がほぼ完結していた（その例外として、国際ボランティア貯金法4条4項に規定する関係行政機関の長との協議が必要とされていた）。

国際ボランティア法4条に規定される寄附金の処理は、以下の手順で行われていた。

⁶ 郵政民営化に至るまでの間、①2001年の省庁再編により郵政省から総務省へ移行したこと、②総務省の外局である郵政事業庁が行っていた郵政事業を2003年に日本郵政公社が承継したこと、という変化があったが、国際ボランティア貯金制度の仕組みに関しては大きな影響はなかったと評価できる。よって、本章では、「郵政民営化前」「郵政民営化後」の2期に分けて整理分析を行っている。

図表 国際ボランティア貯金制度に係る寄附金の処理手順

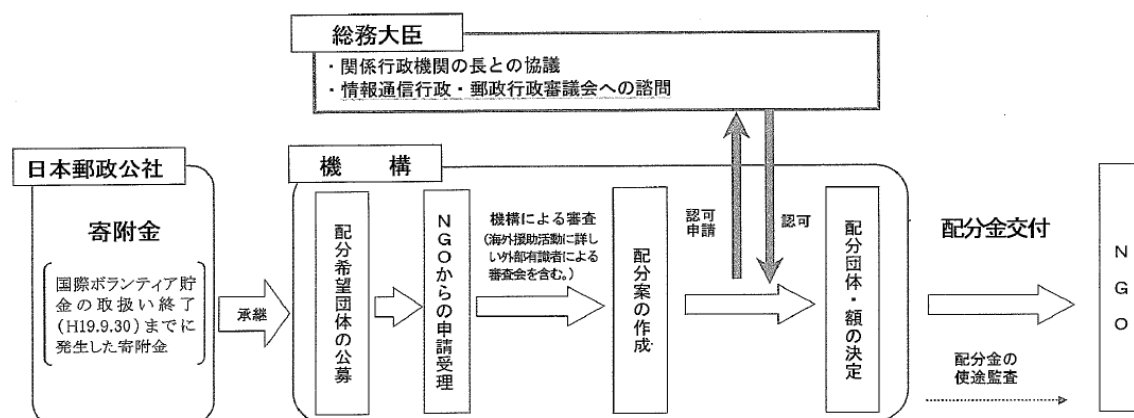


(出典) 郵政省貯金局経営企画課による「国際ボランティア貯金について⑤」

(2) 郵政民営化後(2007年10月以降)

郵政民営化後は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構及び総務大臣(総務省)が連携して国際ボランティア貯金の配分制度を運用している。

図表 郵政民営化後における寄附金が NGO に配分されるまでの流れ



(出典) 総務省資料

3. 民間海外援助団体の変遷等

以下では、国際ボランティア貯金制度の寄附金配分対象である民間海外援助団体の変遷等について、国際協力NGOに関するデータ等を紹介しながら概観する。

(1) 国際協力NGOの発展期と国際ボランティア貯金制度の重なり

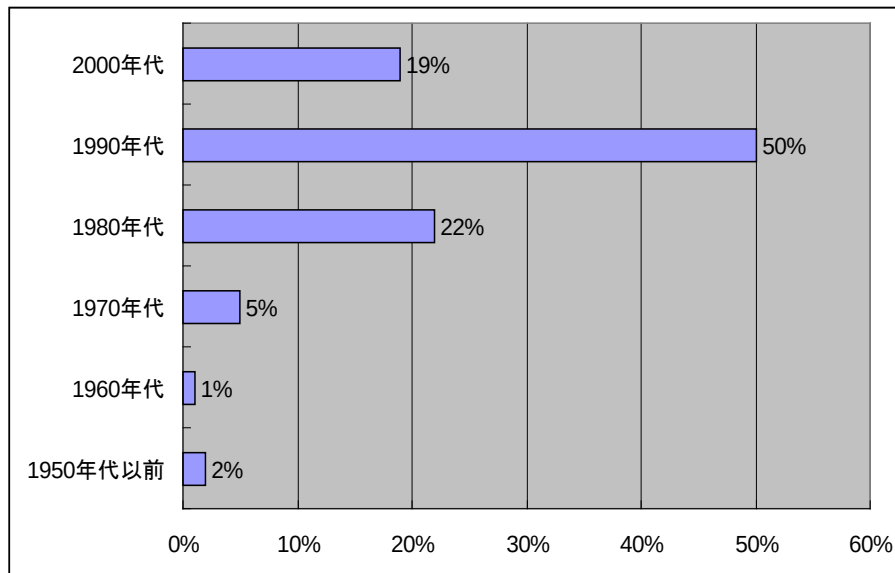
外務省、特定非営利活動法人国際協力NGOセンター（JANIC）「NGOデータブック2011 数字で見る日本のNGO」（以下、「データブック2011」とする）では1980年代後半以降が「NGO発展の時代」であり、丁度その時期に国際ボランティア貯金制度が創設され運用されてきたことが記述されている。

同ハンドブックによれば、「1990年代に入ると、1991年の湾岸戦争、同年のフィリピンのピナツボ火山噴火…等の国際的な出来事が頻発」し、「また、先進国の経済活動が途上国に与える負の影響や、過去の途上国支援政策のマイナス面も顕在化してきた。更に、グローバル化やIT化も進み、これまで以上に途上国が身近になったことから、NGOの設立や活動は、より一層活発になった。1995年の「ボランティア元年」以降は、市民のボランティア活動への理解も深化した。これらの動きは、多くのNGOの設立や活動の活性化に結びついた」。

また、丁度この時期に、「NGO事業補助金制度（外務省・1989年）、国際ボランティア貯金（日本郵政株式会社・1991年）、地球環境基金（環境再生保全機構・1993年）を始めとする、公的資金によるNGO支援制度が続々とつくられ」と指摘している。これら制度が、国際協力NGOの設立・発展に貢献したことがうかがえる。

JANICが実施した調査結果では、NGOの設立が一番多いのは1990年代（50%）となっており、国際ボランティア貯金制度が創設された時期が、NGOの設立が活発化した時期と重なっていることがわかる。

図表 JANIC 調査における NGO の設立年代 (n=233)

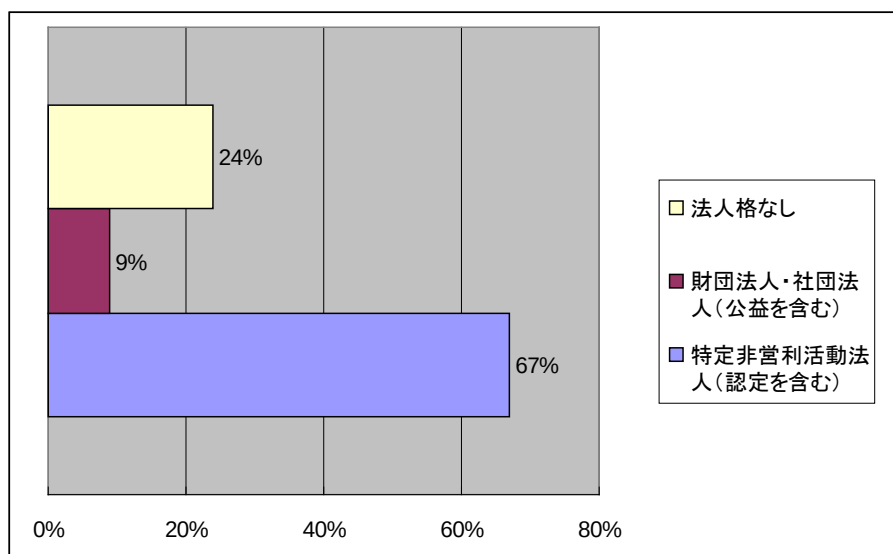


(出典) 外務省、JANIC「NGO データブック 2011 -数字で見る日本の NGO-」 p.17

(2) NGO の法人格

「データブック2011」では、NGOの法人格に関するJANIC調査結果も掲載されている。これによれば、NGOが最も多く取得している法人格は特定非営利活動法人（NPO法人）である（67%）が、「法人格なし」のNGOも24%を占めている。国際ボランティア貯金制度では、法人格の有無は配分要件とされていないが、後に詳述するように、法人格を助成金支給要件とする場合は少なくない。法人格の要否の違いは、NGOの約4分の1に大きく影響する問題であると考えられる。

図表 JANIC調査におけるNGOの法人格（n=243）



（出典）外務省、JANIC「NGO データブック 2011 -数字で見る日本の NGO-」 p.21

(3) NGO が受ける助成金に占める国際ボランティア貯金制度の配分金の割合

上述の「データブック 2011」と同様の報告書が、過去数回、JANIC から出版されている。

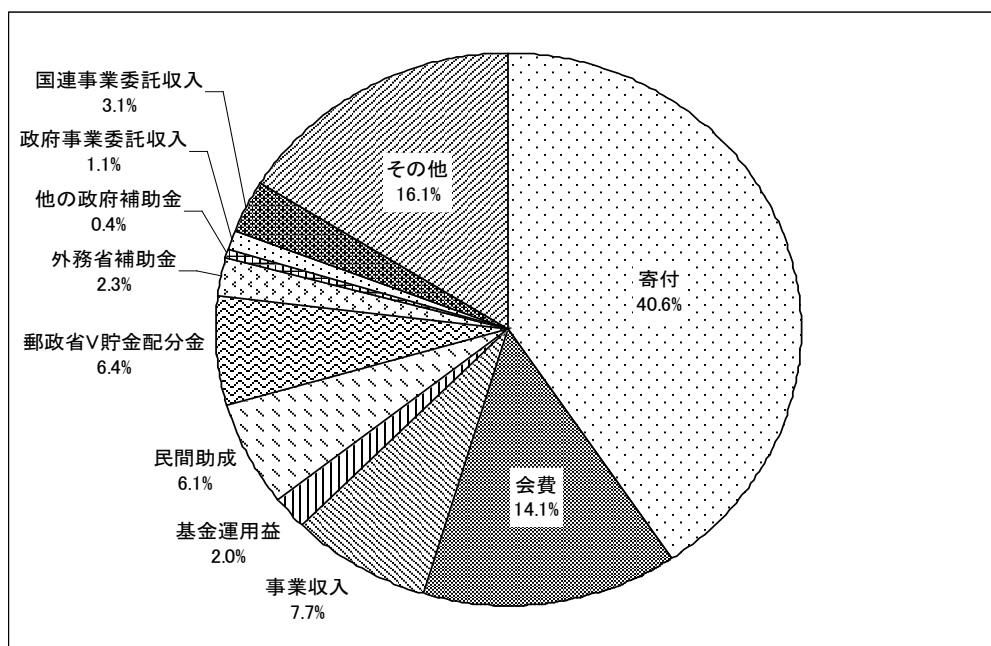
以下は、「NGO データブック ー数字で見る日本の NGOー 1994」（以下、「データブック 1994」とする）、「NGO データブック 2006 ー数字で見る日本の NGOー」（以下、「データブック 2006」とする）、データブック 2011 において、それぞれ、NGO の助成金等における国際ボランティア貯金制度の配分金の割合を示したグラフである。それぞれ、調査要領が異なると考えられ、単純な比較はできないが、以下のような指摘が可能と考えられる。

まず、「データブック 1994」では、「民間助成」「外務省補助金」と比較して、国際ボランティア貯金制度の配分金の比率が最も高い。他方、「データブック 2006」、「データブック 2011」では、国際ボランティア貯金制度の配分金の比率は、「民間助成」「外務省補助金」よりも少ない。1994 年という早い段階では、国際ボランティア貯金制度の配分金の存在意義は相対的に大きかったことが推測される。

次に、3 種のデータブックにおいて、「データブック 2006」では、国際ボランティア貯金制度の配分金の比率が圧倒的に低くなっている。後述するように、国際ボランティア貯金制度については、通常郵便貯金利率の変動により寄附金発生額が大きく変化するという課題が指摘される。この課題を例証するデータであると考えられる。

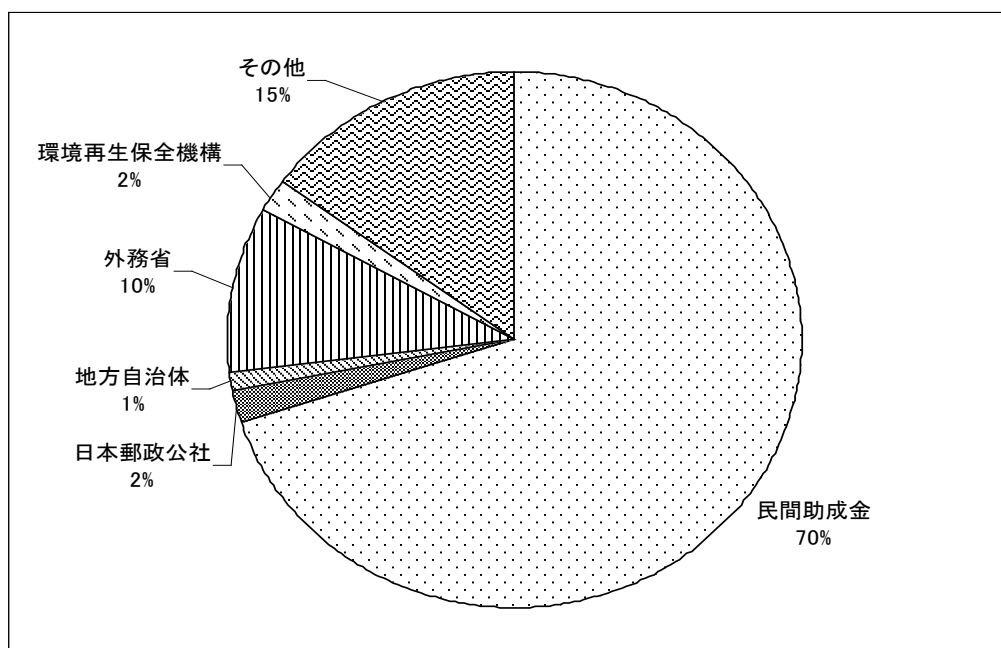
また、最新の「データブック 2011」をみると、国際ボランティア貯金制度の配分金が、NGO が受ける助成金収入に占める割合は 13%となっており、最近でも、国際ボランティア貯金制度の配分金が、NGO の活動資金の一定割合を支えているものと考えられる。

図表 「データブック1994」におけるNGOの収入内訳



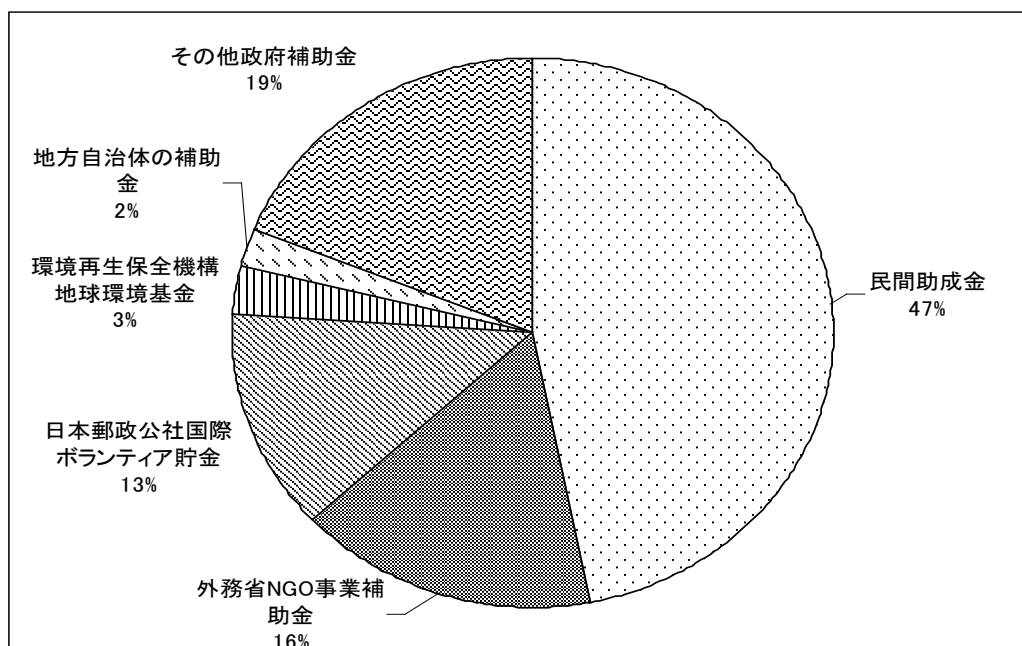
(出典) JANIC「NGO データブック -数字で見る日本の NGO-1994」 p.27

図表 「データブック2006」におけるNGOの助成金収入内訳



(出典) JANIC「NGO データブック 2006 -数字で見る日本の NGO-」 p.45

図表 「データブック2011」におけるNGOの総助成金収入内訳



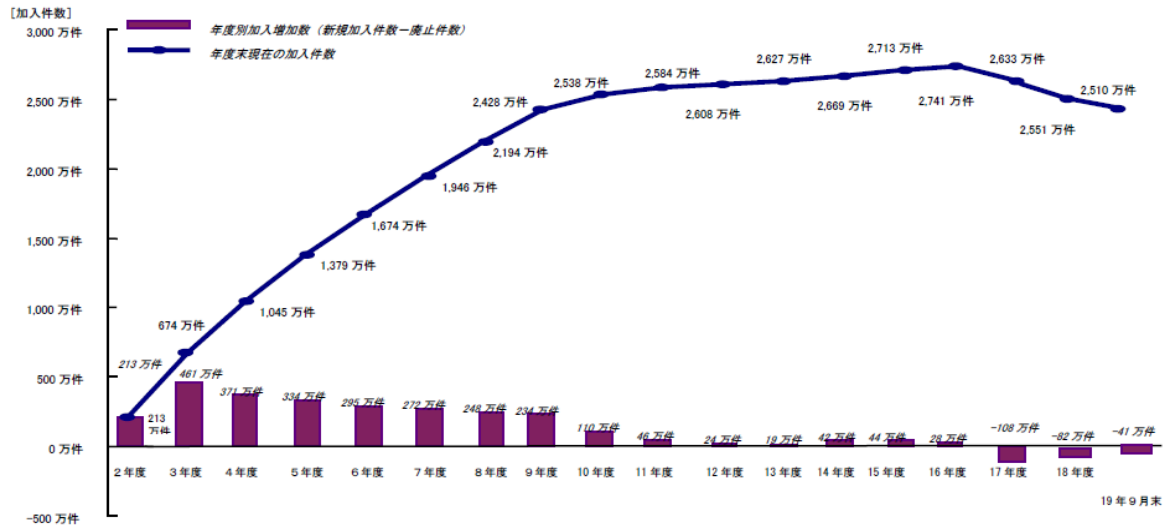
(出典) 外務省、JANIC「NGOデータブック2011 -数字で見る日本のNGO-」p.82

4. 実績データ

(1) 国際ボランティア貯金制度加入者数、寄附金発生状況等の推移

国際ボランティア貯金制度加入者数については、以下の図表からわかるように、制度開始以降、順調に加入者数が増えていった。平成9年度（1997年度）には2,423万件に達し、増加のカーブは緩くなったが、平成16年度（2004年度）には2,741万件に上るなど、非常に多くの加入者を集めることに成功した。

図表 国際ボランティア貯金制度の加入状況の推移
(平成2-19年度(1990-2007年度))



(出典) 総務省「国際ボランティア貯金に係る配分団体等の申請概要及び審査結果について」(平成20年(2008年)3月)

上述のように、国際ボランティア貯金制度における寄附金は、通常郵便貯金の利子をもとに生じるものである。従って、国際ボランティア貯金制度加入者数と、通常郵便貯金利率により変動する性質を持つ。

以下の図表から、通常郵便貯金利率は大きく変動する傾向があり、その変動により、寄附金発生額、ひいては国際ボランティア貯金制度の配分金として充当できる額が大きく影響を受けてきたことが分かる。例えば、平成16年度(2004年度)は加入件数は最大となったが、年度平均利率が0.005%と非常に低かった結果、寄附金発生額は、加入件数が213万件であった平成2年度よりも圧倒的に低い額であった。

図表 国際ボランティア貯金制度の寄附金発生状況
(平成2-19年度(1999-2007年度))

年 度	寄附金発生額	1件当たり平均発生額	年度平均利率	年度末加入件数
平成2年度	11億 905万円	520.8円	3.26%	213万件
平成3年度	27億 1,580万円	402.7円	3.06%	674万件
平成4年度	24億 1,956万円	231.6円	1.85%	1,045万件
平成5年度	25億 2,130万円	182.9円	1.45%	1,379万件
平成6年度	30億 3,417万円	181.2円	1.33%	1,674万件
平成7年度	14億 7,056万円	75.6円	0.52%	1,946万件
平成8年度	9億 6,867万円	44.1円	0.25%	2,194万件
平成9年度	12億 1,071万円	49.9円	0.25%	2,428万件
平成10年度	11億 3,292万円	44.6円	0.20%	2,538万件
平成11年度	5億 8,513万円	22.6円	0.09%	2,584万件
平成12年度	7億 8,083万円	29.9円	0.10%	2,608万件
平成13年度	1億 9,356万円	7.4円	0.02%	2,627万件
平成14年度	5,659万円	2.1円	0.006%	2,669万件
平成15年度	5,308万円	1.9円	0.005%	2,713万件
平成16年度	5,699万円	2.0円	0.005%	2,741万件
平成17年度	5,888万円	2.2円	0.005%	2,633万件
平成18年度	10億 5,058万円	41.1円	0.08%	2,551万件
平成19年度	13億 1,148万円	52.2円	0.21%	2,510万件
合計	207億 2,998万円			

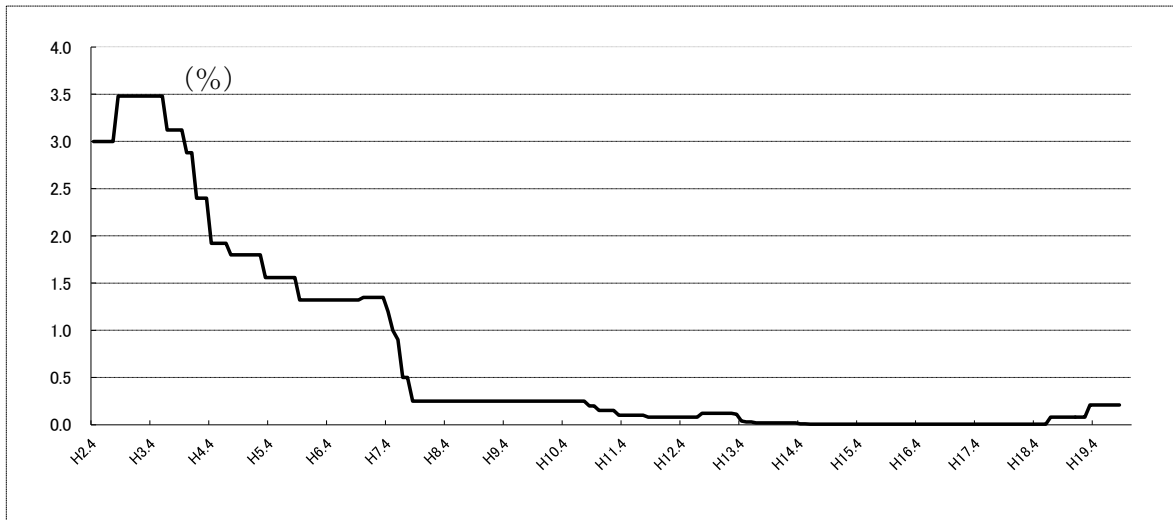
注 平成19年度(2007年度)は、平成19年度(2007年度)上期の計数。

注 「利子発生総額」は通常貯金の元加利子額(平成2年(1990年)～5年(1993年)までは、支払利子額)。

注 金額は単位未満を切り捨て。

(出典) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構提供資料

図表 郵便貯金金利の推移
(平成2-19年 (1990-2007年))



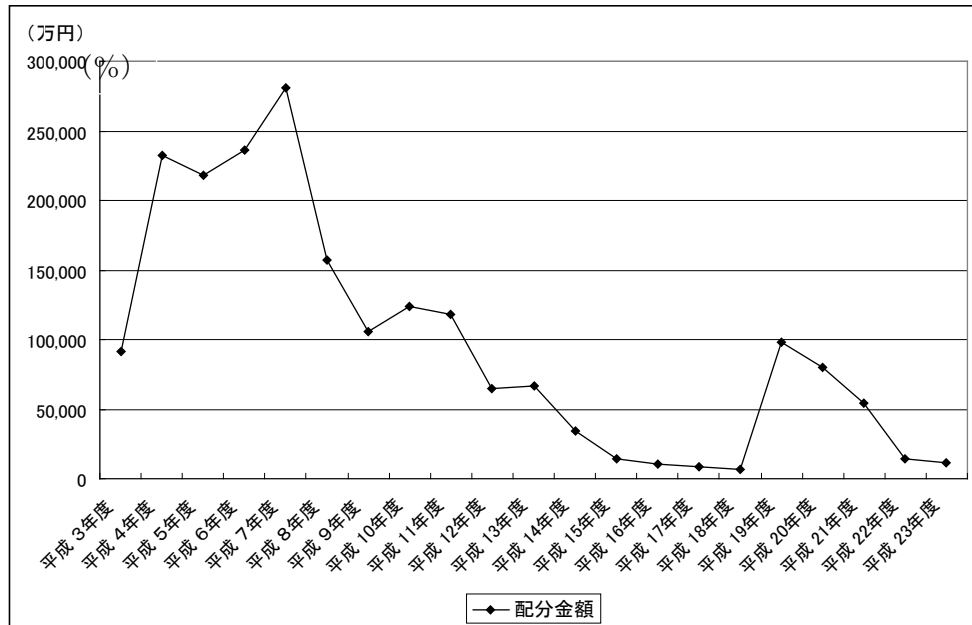
(出典) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構提供資料

(2) 年度別配分状況

国際ボランティア貯金制度による配分金の総額は、上記の通常郵便貯金利率の変動の影響を受けて、結果的に大きく変動してきた。以下では、国際ボランティア貯金制度の配分金・団体数・事業数の推移、申請条件の推移（1団体当たりの金額・事業数上限）をグラフ等で示している。

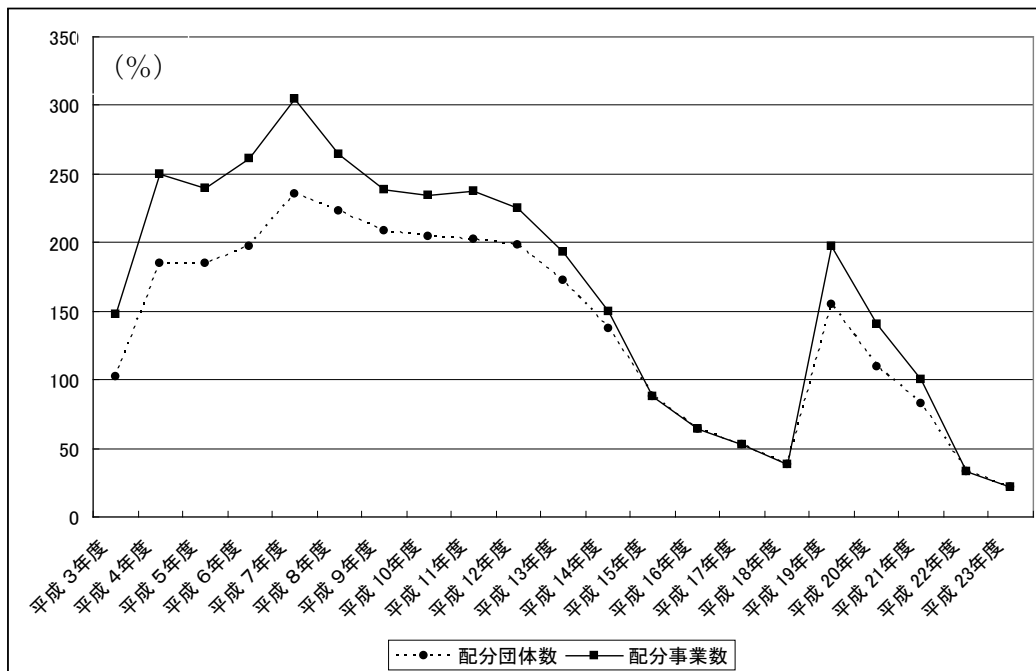
グラフからも分かるように、制度創設からしばらくの間は、高い通常郵便貯金利率により多額の寄附金が発生していたが、その後、バブル崩壊後の通常郵便貯金利率の低下により、寄附金発生額も下がっていった。これに応じて、配分申請条件が変更され、配分上限額、事業上限数等が設定されることとなった。それにより、配分申請団体数、配分申請事業数が減り、配分金額も低下した。その後、平成19年度（2007年度）に、通常郵便局貯金利率の引き上げがなされた結果、多額の寄附金が発生したことをうけて、配分上限額が引き上げられ、配分申請団体数、配分申請事業数、配分金額とも上昇に一旦転じた。最近では、寄附金残高の減少を踏まえ、再び配分上限額を引き下げ、事業上限数を設定したこと、東日本大震災により海外での事業から日本国内での事業に移行したこと等もあって、配分申請団体数等は減少してきている。

図表 国際ボランティア貯金制度の配分金の推移
(平成3-23年度 (1991-2011年))



(出典) 総務省提供資料

図表 国際ボランティア貯金制度配分団体数・事業数の推移
(平成3-23年度 (1991-2011年))



(出典) 総務省提供資料

図表 申請条件の推移（１団体当たりの金額・事業数上限）
（平成11-23年（1999-2011年））

上限の区分		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19 上期	H19 下期	H20	H21	H22	H23
金額	(%) 既配分団体	3, 000	2, 500	3, 000	2, 000	500				2, 000				1, 000	
	新規配分団体① (相応の海外援助実績がある団体)	300	250	300	200	200								200	
	新規配分団体② (相応の海外援助実績がない団体)	非配分 (又は100万円未満の額で配分)				100								申請不可	
事業数		(明文なし)				1 事業				上限なし				1 事業	

（出典）総務省提供資料

図表 国際ボランティア貯金制度寄附金の申請・配分状況
(平成3-23年度(1991-2011年))

区別	平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度
申請団体数	(%) 103 団体	284 団体	341 団体	319 団体	319 団体	345 団体
申請事業数	180 事業	478 事業	524 事業	517 事業	464 事業	442 事業
申請金額	約 18 億円	約 69 億円	約 70 億円	約 67 億円	約 57 億円	約 40 億円
申請事業実施国数	52 か国	71 か国	76 か国	67 か国	78 か国	75 か国
配分団体数	102 団体	185 団体	185 団体	197 団体	235 団体	223 団体
配分事業数	148 事業	250 事業	240 事業	261 事業	305 事業	264 事業
配分金額	91,358 万円	232,636 万円	218,563 万円	236,272 万円	281,074 万円	157,568 万円
事業実施国数	48 か国	49 か国	58 か国	56 か国	61 か国	57 か国
アジア	21 か国	19 か国	20 か国	18 か国	18 か国	18 か国
中近東	3 か国	5 か国	5 か国	5 か国	4 か国	4 か国
アフリカ	14 か国	11 か国	15 か国	15 か国	20 か国	17 か国
太平洋	2 か国	3 か国	4 か国	5 か国	3 か国	3 か国
中南米	7 か国	8 か国	10 か国	7 か国	10 か国	9 か国
欧州	1 か国	3 か国	4 か国	6 か国	6 か国	6 か国

区別	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
申請団体数	334 団体	305 団体	263 団体	263 団体	228 団体	210 団体
申請事業数	403 事業	349 事業	306 事業	305 事業	261 事業	228 事業
申請金額	約 31 億円	約 23 億円	約 22 億円	約 16 億円	約 13 億円	約 10 億円
申請事業実施国数	72 か国	72 か国	61 か国	63 か国	55 か国	47 か国
配分団体数	209 団体	204 団体	202 団体	198 団体	172 団体	137 団体
配分事業数	239 事業	234 事業	237 事業	225 事業	193 事業	150 事業
配分金額	106,190 万円	124,227 万円	118,023 万円	65,041 万円	66,646 万円	34,102 万円
事業実施国数	50 か国	52 か国	50 か国	51 か国	45 か国	36 か国
アジア	15 か国	15 か国	15 か国	16 か国	15 か国	15 か国
中近東	4 か国	4 か国	5 か国	5 か国	4 か国	2 か国
アフリカ	17 か国	17 か国	18 か国	18 か国	15 か国	11 か国
太平洋	3 か国	1 か国	0 か国	2 か国	2 か国	0 か国
中南米	6 か国	7 か国	7 か国	4 か国	5 か国	4 か国
欧州	5 か国	8 か国	5 か国	6 か国	4 か国	4 か国

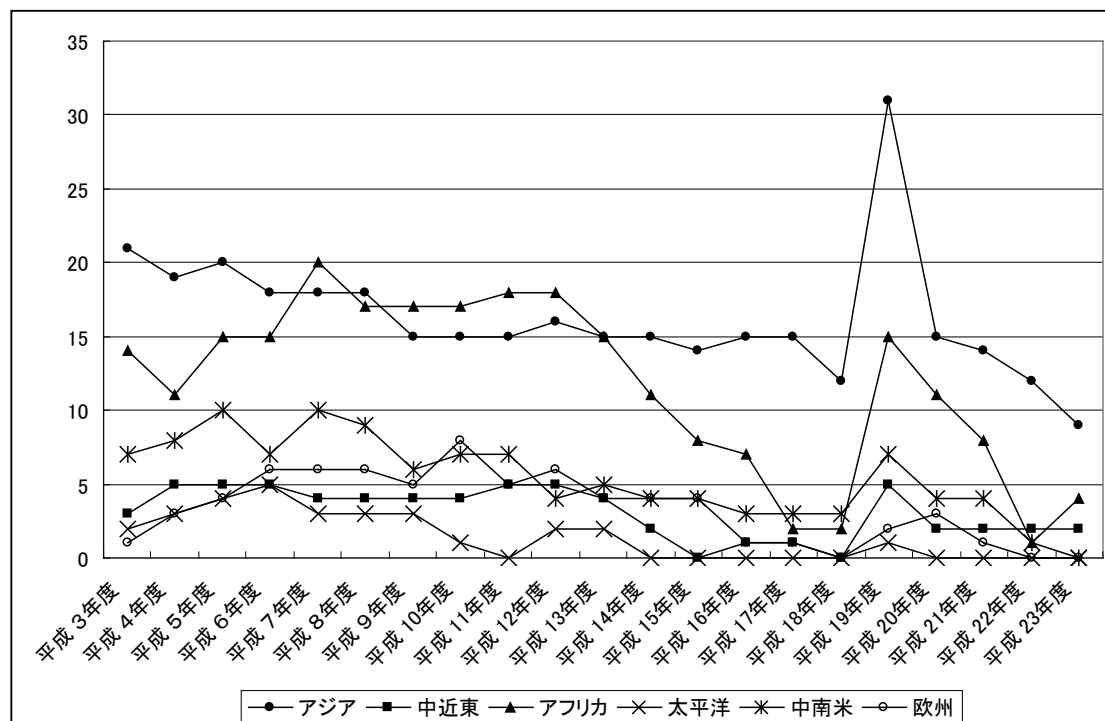
区別	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
申請団体数	131 団体	91 団体	73 団体	66 団体	180 団体	111 団体
申請事業数	131 事業	91 事業	73 事業	66 事業	225 事業	144 事業
申請金額	約 3.8 億円	約 2.4 億円	約 1.7 億円	約 1.5 億円	14 億円	約 10 億円
申請事業実施国数	39 か国	31 か国	26 か国	27 か国	37 か国	35 か国
配分団体数	88 団体	64 団体	53 団体	38 団体	155 団体	109 団体
配分事業数	88 事業	64 事業	53 事業	38 事業	197 事業	140 事業
配分金額	14,266 万円	10,177 万円	8,603 万円	7,026 万円	97819 万円	79,732 万円
事業実施国数	30 か国	27 か国	22 か国	17 か国	61 か国	35 か国
アジア	14 か国	15 か国	15 か国	12 か国	31 か国	15 か国
中近東	0 か国	1 か国	1 か国	0 か国	5 か国	2 か国
アフリカ	8 か国	7 か国	2 か国	2 か国	15 か国	11 か国
太平洋	0 か国	0 か国	0 か国	0 か国	1 か国	0 か国
中南米	4 か国	3 か国	3 か国	3 か国	7 か国	4 か国
欧州	4 か国	1 か国	1 か国	0 か国	2 か国	3 か国

区別	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
申請団体数	104 団体	42 団体	25 団体
申請事業数	128 事業	42 事業	25 事業
申請金額	約 10 億円	約 2.5 億円	約 1.5 億円
申請事業実施国数	31 か国	20 か国	15 か国
配分団体数	83 団体	33 団体	22 団体
配分事業数	100 事業	33 事業	22 事業
配分金額	54,282 万円	14,583 万円	11,291 万円
事業実施国数	29 か国	16 か国	15 か国
アジア	14 か国	12 か国	9 か国
中近東	2 か国	2 か国	2 か国
アフリカ	8 か国	1 か国	4 か国
太平洋	0 か国	0 か国	0 か国
中南米	4 か国	1 か国	0 か国
欧州	1 か国	0 か国	0 か国

(出典) 総務省提供資料

地域別で見ると、アジアの配分事業数が相対的に多い。

図表 国際ボランティア貯金制度寄附金の地域別事業実施国数
(平成3-23年度(1991-2011年度))



(出典) 総務省提供資料

また、国別で見ると、継続的に危険レベルの高い渡航情報（退避勧告は発出されていないが警戒レベルが高い情報）が外務省から出されているアフガニスタンや、ヨルダン川西域・ガザ地区等、比較的危険性が高い地域や、人権問題等により日本政府が距離をとっていたミャンマー等、政府の公的な対応に困難がある地域の事業も配分対象となってきたことが確認できる。

Ⅲ. 国際ボランティア貯金制度の評価

1. 評価の視点、方法

本事業では、国際ボランティア貯金制度全体の評価として、「政策の妥当性」「プロセスの適切性」「結果の有効性」の3つの視点からの評価を行なった。

まず、政策の妥当性では、我が国 ODA 政策、国際的な NGO 支援の潮流（MDGs の達成、アフリカ支援等）等を踏まえて国際ボランティア貯金制度の意義を検証する。具体的には以下の点から意義を検証する。

図表 政策の妥当性の視点

対象	概要
相手国の開発援助ニーズとの整合性	主要な援助対象国（助成対象国の上位5カ国:カンボジア、タイ、ネパール、フィリピン、ベトナム）の開発計画等における記載内容と国際ボランティア貯金制度の支援内容（主要な対象分野）との整合性を検証する。
国際的な優先課題との整合性	国際的な開発援助の目標であるミレニアム開発目標（MDGs）やOECD/DACにおける援助潮流と、国際ボランティア貯金制度の支援内容（主要な対象分野）との整合性を検証する。併せて、主要先進国における NGO 支援を通じた開発援助等の類似制度の概要についても整理・把握する。
日本の上位政策との整合性	我が国援助政策の基本となる、ODA大綱、ODA中期政策、国別援助実施計画における記載内容と国際ボランティア貯金制度の支援内容（主要な対象分野）との整合性を検証する（ODA大綱、ODA中期政策における NGO 関連の記述を整理し、整合性を検証する）
他の類似制度との比較優位性	外務省による「日本NGO連携無償資金協力」「NGO事業補助金」や、国際協力機構「草の根技術協力事業」等と国際ボランティア貯金制度の比較を通じて、制度の優位性や特徴・利点等を明らかにする。（ODA政策が大規模な支援を実施しているのに対し、NGOが草の根支援を実施しているといった役割分担、外務省やJICAのNGO支援の対象国の基準の確認を行う（例：危険地域、国として認められているか等））また、NPO 法人法とボランティア貯金法との親和性の検証。

次に、プロセスの適切性では、国際ボランティア貯金制度が法の趣旨に照らして、その目的を実現するために適切なプロセスを経て実施されていたかどうかという観点からの検証を行なう。具体的には、以下のような点から意義を検証する。

図表 プロセスの視点

対象	概要
審査プロセス	民営化前と民営化後で募集要項（「配分申請のご案内」）をもとに、審査基準を比較し、審査プロセスが制度趣旨に合致し、その実現に寄与する内容となっていたかを検討する。効率性・有効性の観点からプロセス上の問題があれば指摘する。
事業管理・監査プロセス	事業期間中の管理活動の内容及び監査活動の概要・監査基準等について、ヒアリング結果、総務省・機構提供資料をもとに整理し、その管理・監査活動が制度趣旨に合致し、その実現に寄与する内容となっていたかを検討する。効率性・有効性の観点からプロセス上の問題があれば指摘する。
その他（広報・啓発活動等）	民営化前に郵便局で実施していた広報・啓発活動、作文コンクール、民営化前後を通じて実施されている成果発表等について、ヒアリング結果、機構提供資料、「総括レポート」をもとに簡単に整理し、その活動が制度趣旨に合致し、その実現に寄与する内容となっていたかを検討する。効率性・有効性の観点からプロセス上の問題があれば指摘する。

最後に結果の有効性では、国際ボランティア貯金制度を通じて実施されたプロジェクトの数が膨大にあり、かつ実施から 20 年近くを経過したようなものもあることから、本事業ではサンプルとして平成 20～22 年（2008～2010 年）の 3 か年に実施されたものを対象に団体へのアンケート調査を通じて、対象地域における課題の解決の状況等を検証する。また、併せて国際ボランティア貯金制度を通じて実施されたプロジェクトにより相手国・地域に与えた親日的な感情の醸成や、国際ボランティア NGO の団体発展への寄与状況、更には広く国民に対して与えた国際ボランティア意識の普及についても検証する。

図表 有効性の視点

対象	概要
対象地域における課題の解決	平成20～22年（2008～2010年）の3か年に実施されたものを対象に団体へのアンケート調査を通じて、対象地域における課題の解決の状況等を検証する。総合的な視点からの分析のため、OECDのDACの5項目基準により分析。
地域における親日感情の醸成	プロジェクトの実施を通じて、相手国・地域に与えた親日的な感情について、その状況を分析。
国際ボランティア団体の発展	国際ボランティア貯金制度の実施が国際ボランティアNGOの活動や団体の発展に寄与した状況を分析。
国民のボランティア意識の普及	国際ボランティア貯金制度の実施によって、広く一般国民に対して国際ボランティアの意義が普及した状況について分析。

2. 政策の妥当性の評価

(1) 我が国の ODA 政策との比較

我が国援助政策の基本となる、ODA 大綱、ODA 中期政策、国別援助実施計画における記載内容と国際ボランティア貯金制度の支援内容（主要な対象分野）との整合性を検証する。

① 政府開発援助（ODA）大綱

政府開発援助（ODA）に関する基本理念や重点事項などを記したもので、1992年の閣議決定の際には、①開発と環境の両立、②平和的用途、③受け入れ国の軍事面に対する配慮、④途上国の民主化の促進、の4つの原則を定めた。その後の国際社会の変化に応じて、2003年に改定され、下記の5つの基本方針と4つの重点分野を定めている。

図表 ODA改定大綱における基本方針と重点課題

基本方針	重点課題
1：開発途上国の自助努力支援	1：貧困削減
2：「人間の安全保障」の視点	2：持続的成長
3：公平性の確保	3：地球的規模の問題への取組み
4：我が国の経験と知見の活用	4：平和の構築
5：国際社会における協調と連携	

(出典) 外務省ウェブサイトよりMURC作成 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou.html>)

国際ボランティア貯金制度は、国民参加による草の根の援助活動を支援し、開発途上国の地域の人々の福祉の向上、それに寄与することを目的とし、NGOの自立発展性を支援するという位置づけの制度である。主に教育、保健、農業等の分野において草の根での支援を実施している日本のNGO団体に助成金を配分することにより、現地の貧困削減や持続的成長を支援し、環境問題（森林減少、土壌汚染、水質悪化等）や平和構築等に貢献していることから、国際ボランティア貯金制度はODA政策と合致している。

その他、ODA大綱の重点地域として、アジア諸国は「日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。（中略）特に、ASEANなどの東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域的競争力を高める努力を行っている。我が国としては、こうした東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める」と記されており⁷、国際ボランティア貯金制度の支援国の上位5カ国が、カンボジア、タイ、ネパ

⁷ 外務省「ODA 大綱」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou/taiko_030829.html)

ール、フィリピン、ベトナムであることは、上記の重点地域の方針にも合致する。

② ODA中期政策

上述の通りODA大綱は、4つの重点課題に対する考え方、アプローチと具体的取り組みについて記述されているが、ODA中期政策では、ODAが網羅的にすべての課題を取り上げるのではなく、国内外の情勢等を踏まえ、特に「貧困削減」及び「平和構築」を中心的に取り組むことが記されている⁸。

なかでも、平和構築への具体的な取組においては、NGOの役割及びNGOとの連携が重要視され、とりわけ紛争地域への支援に関してNGOの現場で経験と蓄積のあるNGOの意見を十分聞きながら支援を行うことが必要であるとの認識がもたれている⁹。

その他にも、「効果的及び効率的援助の実施に向けた方策について」の項目において、ODAの実施においてのNGOとの連携の重要性も記されている。

以上の点から、ODA中期政策に鑑みて国際ボランティア貯金制度によるNGOの支援の妥当性も有すると判断できる。

③ 国別援助政策

国際ボランティア貯金制度による配分実績国数は非常に多岐に亘るが、配分額の上位5カ国に関しては、1. (4) 相手国の開発援助ニーズ、において、その妥当性を検証している。外務省及び国際協力機構（JICA）の各国に対する事業展開計画は、基本的に相手国政府との協議を踏まえた内容となっているため、相手国のニーズを反映したものであり、事業展開計画の基本方針、重点分野からみた本制度の妥当性を検証することが必要となっている。

(2) 他の類似制度との比較優位性

外務省による「日本 NGO 連携無償資金協力」「NGO 事業補助金」や、国際協力機構「草の根技術協力事業」等と国際ボランティア貯金制度の比較を通じて、制度の優位性や特徴・利点等を明らかにする。

基本的には、NGO との連携や補助事業に関しては、被援助国に対して、国家レベルの協力（ODA）では対応が難しい、きめ細かな援助を可能にすることができるということから、支援制度が存在すると考えられる。

そして、下記に挙げた外務省及び国際協力機構の ODA への支援制度も、贈与の中の二国間贈与における技術協力の一つとして位置づけられる。

⁸ 外務省「ODA 中期政策」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/chuuki/new_ronten.html）なお、これら重点課題に対処するためには ODA のみならず様々な手段があるが、中期政策においては、ODA の活用の観点から記述することが適当とされた。

⁹ 外務省「ODA 中期政策」

① 外務省「日本NGO連携無償資金協力」¹⁰

外務省の「日本NGO連携無償資金協力（以下、N連と記す）」は、日本のNGO団体で国際協力を行う組織に対し支援を行う制度として2002年に開始された。制度開始の背景には、日本のNGO団体の支援（規模の拡大のみならず、能力の向上も含む）を通じて、開発支援の1スキームの担い手を育成すること、また日本の中小のNGO団体の底上げ支援という狙いがあった¹¹。

N連の予算は20億円から開始し、平成24年度（2012年度）には55億円まで拡大している。制度開始当初は配分された資金をNGOが使い切れないという状況であったが、日本のNGOの活動規模が拡大し、下図表の通り、平成22年度（2010年度）に大幅に増額し、平成23年以降は、NGOの活動規模に対して予算額が不足している状況である¹²。支援額も国際ボランティア貯金制度に比べて1件あたり5,000万円と大きい（初申請の団体及び事業規模が小さい団体は2,000万円まで）、また、資金の提供を「贈与」として位置づけている点も国際ボランティア貯金制度と同じ仕組みである。

これまでの申請状況は、支援対象団体の担当者と外務省の担当者が、3～4ヶ月間の頻繁なコミュニケーションをとりながら申請書を作成し、正式な申請を受けるとほぼ全額の支援額が配分されるという状況となっている。国際ボランティア貯金制度においては、民営化以降も配分申請説明会を実施しており、また、申請書提出後は、機構の担当者がNGOの担当者に対し、申請事業内容等について照会・確認を行い、配分の可否を審査している。また、N連では国際ボランティア貯金制度とは異なり、支援期間が固定されていない点も相違がある¹³。

外務省はN連や後述するNGO事業補助金以外にも、NGO団体の能力向上を図るための支援プログラムも10年以上にわたって展開している。

図表：外務省「日本NGO連携無償資金協力」制度の概要

制度名	日本 NGO 連携無償資金協力
実施機関	外務省
概要	日本の NGO が開発途上国・地域で行う経済社会開発事業に対し、外務省が資金協力を行う制度
制度開始年	2002 年
対象 NGO	次のすべての要件を満たす団体 ・ 特定非営利活動法人または公益法人として法人登記されている NGO であること

¹⁰ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/musho_yoko22/pdfs/musho_yoko22.pdf

¹¹ 2012 年 9 月 13 日外務省ヒアリングより。

¹² 2012 年 9 月 13 日外務省ヒアリングより。

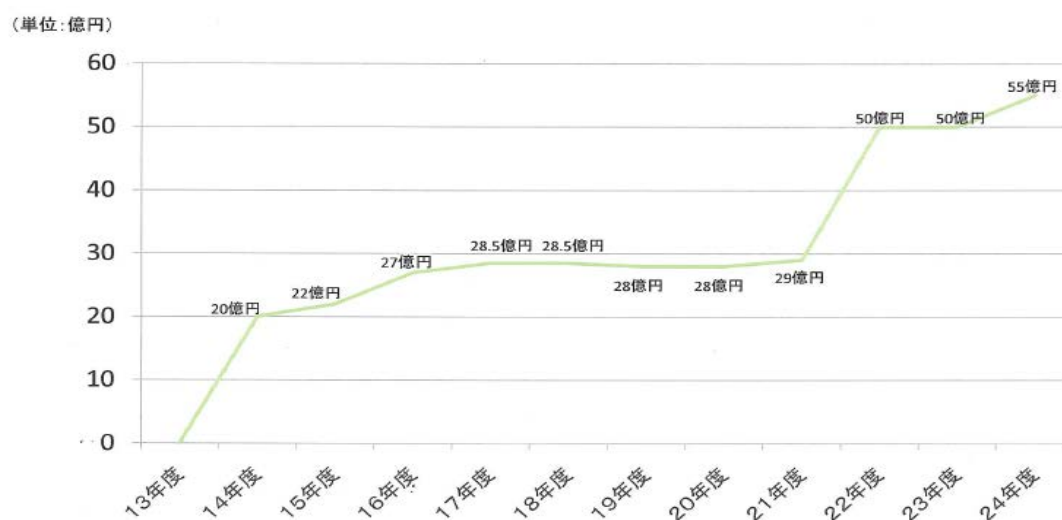
¹³ 2012 年 9 月 13 日外務省ヒアリングより。

	・ 日本の NGO であること(登記上、法人本部の住所が日本国内にある) ・ 任意団体の期間も含め、団体として 2 年以上の活動実績があること ・ 国際協力活動の実施が団体の主要な設立目的の 1 つとなっていること ・ 非合法的行為・反社会的行為を目的とする団体でないこと ・ 政治的、宗教的活動を主たる目的とする団体でないこと ・ 法人として主務官庁に提出すべき書類を整備していること ・ 累積赤字などの財務上の不安定要因を抱えていないこと ・ 過去 1 年以内に、不適正な資金使用があったなどの理由により本制度への申請を受け付けないなどの措置がとられていないこと
対象国・地域 (括弧内は数)	アジア(18)、アフリカ(46)、中南米(30)、中近東(12+1 地域)、大洋州(12)、NIS 諸国(10)、欧州(9)
対象事業	次のいずれかの事業分類に該当する事業 (a) 開発協力事業 (b) NGO パートナシップ事業 (c) リサイクル物資輸送事業 (d) 緊急人道支援事業 (e) 地雷関係事業 (f) マイクロクレジット原資事業 (g) 平和構築事業
供与限度額	5,000 万円※但し、申請団体の過去 2 年間の総支出実績の平均を大きく超える資金協力は原則として行わない。また N 連に初めて申請する団体は、過去 2 年間の支出実績平均が 2,000 万円を超えている場合であっても、上限を 2,000 万円とする
資金協力の内容	現地事業実施経費、本部事業実施経費、外部監査費 2 回に分けて資金の振込みが行われる
備考	日本 NGO 連携無償資金協力の事業は、事業終了後、資格を有する会計士もしくは会計監査法人などからの外部監査を行う。

(出典) 外務省ウェブサイトより MURC 作成

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/j_ngo_musho.html)

図表：外務省「日本NGO連携無償資金協力」支援実績の推移（単位：円）
（平成13年度（2001年度）～平成24年度（2012年度））



（出典）外務省提供資料

② 外務省「NGO事業補助金」¹⁴

外務省には上記のN連以外にも、NGO事業補助金制度がある。かつて前者は事業資金のみを提供するが、後者は調査費用を支援するという住み分けがあったが、2012年現在は後者は調査費用以外にも資金を活用することができる。但し、N連と比較すると規模は小規模で、1団体あたりの上限が300万円以内となっている。国際ボランティア貯金制度の支援規模と比較しても、小規模な支援制度となっている。

図表：外務省「NGO事業補助金」制度の概要

制度名	NGO 事業補助金
実施機関	外務省
概要	NGO の事業実施能力や専門性の向上のため、NGO の事業促進に資する活動を支援
制度開始年	1989 年
対象事業	(1) プロジェクト調査事業 NGO 自らが実施主体となつて行う開発協力事業の案件発掘・形成を目的とした企画・調査、及び NGO 自らが実施した開発協力事業に関し現地で行う評価活動 (2) 国内における国際協力関連事業 NGO が日本国内において実施する開発協力支援事業、及び NGO の国際協力の拡大・深化に資する講習会、調査、セミナー、シンポジウム等の実施及び

¹⁴ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/hojyokin_g.html

	参加等 (3) 海外における国際協力関連事業 NGO が海外において実施又は参加する，NGO の国際協力活動の拡大・深化に資する講習会，調査，セミナー，シンポジウム等
供与限度額	総事業費の2分の1以下、かつ30万円以上200万円以下（1件あたり） 1団体あたり300万円まで、件数の上限なし
資金協力の内容	現地事業実施経費、本部事業実施経費、外部監査費等 ※NGO が申請した事業に対して補助金額を決定、事業完了後、精算払いで交付
備考	総事業費が300万円以上の場合、外部監査（会計監査）を行う義務

（出典）外務省ウェブサイトよりMURC作成

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/hojyokin_g.html)

③ 国際協力機構「草の根技術協力事業」¹⁵

国際協力機構（以下、JICAと記す）の業務は1号～4号業務に分けられており、1号は技術協力、2号は無償資金協力、3号は有償資金協力、そして4号として市民参加の推進がある。4号業務の予算は年間30億円程度であり、そのうち約20億円は草の根技術協力事業となっている。本制度の実施以前は、「NGOとの連携」の枠組みの下に開発パートナー事業、小規模開発パートナー事業という支援を行ってきたが、2002年に「草の根技術協力事業」が創設され、NGOのみならず、大学や地方自治体も事業委託対象となっている¹⁶。

草の根技術協力には、活動実績に応じて草の根パートナー型と草の根協力支援型、また地方自治体が主体となる地域提案型の3つの応募メニューがある。草の根パートナー型は国際協力の経験が豊富なNGO等の非営利団体、大学、公益法人等を対象としている。金額面では5年間で1億円を上限としている。平成22年度（2010年度）に上限額が5,000万円から1億円に引き上げられたが、その後の仕分け事業等も関係し、予算面で1億円規模の事業の委託を複数採択することが難しいため、現在は5,000万円までと1億円までの2本立ての制度に改訂されている。

草の根協力支援型のメニューは3年間で5,000万円までを上限としており、国際協力の経験が少ないNGO等の非営利団体、大学、公益法人等が対象となっているが、このスキームへの応募は全体的に伸び悩んでいる。一方で、特に海外系の大手NGOはJICAの1号業務（技術協力事業）にも参画するようになってきている¹⁷。

JICAの草の根技術協力制度が他の制度と最も異なる点は、NGOへの資金配分が贈与ではなく、JICAの「委託事業」として実施される点にある。また、JICAは長期的で継続し

¹⁵ <http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/what/index.html>

¹⁶ 2012年8月30日 JICA ヒアリングより。

¹⁷ 2012年8月30日 JICA ヒアリングより。

た案件が多いため、新規採用枠が小さくなる傾向にある。更に、支援案件の数の変動が比較的小さい制度となっている¹⁸。

その他、JICA では 21 か国で「NGO-JICA ジャパンデスク」を設置しており、情報提供や各種相談にも応じたり、NGO の人材育成や組織強化にも積極的に取り組んでおり、NGO 等向けに国内各地で PCM 研修を開催しているほか、国内外で特に組織運営に関するアドバイザーの派遣も行っている。日常的には、国内機関（職員や市民参加協力調整員）が NGO へのアドバイス（例：会計処理等）を行っている。

また、NGO との連携を深めていくため、年 4 回「NGO-JICA 協議会」を開催しており、様々な議題の協議や情報共有を図っている。

図表：国際協力機構「草の根技術協力事業」制度の概要

制度名	草の根技術協力事業
実施機関	国際協力機構（JICA）
概要	国際協力の意志を持つ日本の NGO、大学、地方自治体及び公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした協力活動を、JICA が政府開発援助（ODA）の一環として、促進し助長することを目的に実施する事業
制度開始年	2002 年
対象事業	以下の 3 点を重視 (a) 人を介した「技術協力」であること (b) 開発途上国の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ内容であること (c) 日本の団体が行い日本の市民が国際協力に対する理解・参加を促す機会となること
対象国	全世界 70 か国以上
事業内容	JICA が NGO 等の団体による主体的な活動の提案を審査し、ODA による実施が妥当であると認める提案について、承認した活動計画に基づき、その事業を支援、共同で実施（事業委託型）している。同制度は、以下の通り、3 つの制度に大別されている ①地域提案型 対象団体：地方自治体（実際の事業実施は、自治体と連携する団体等も可能） 事業の概要：3 年以内の事業 ②草の根協力支援型 対象となる団体：国際協力の経験が少ない NGO 等非営利団体、大学、公益法人

¹⁸ 2012 年 9 月 13 日外務省ヒアリングより。

	事業の概要：総事業費に上限（2,500 万円以下）/3 年以内の事業 ③草の根パートナー型 対象となる団体：国際協力の経験が豊富な NGO 等非営利団体、大学、公益法人等 事業の概要：総事業費に上限（1 億円以下）/5 年以内の事業
供与限度額	① 3,000 万円（3 年以内） ② 2,500 万円（3 年以内） ③ 1 億円（5 年以内）
資金協力の内容	現地事業実施経費、本部事業実施経費、外部監査費等
備考	本事業の実施にあたっては、JICA と提案団体との間で業務委託契約を締結。助成金や補助金とは性格が異なる事業である。

（出典）JICAウェブサイトよりMURC作成（<http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html>）

以上の通り、国際ボランティア貯金制度と類似した3つの制度が主なNGO支援の制度として挙げられるが、各制度との相違点も多い。

まず、他の助成金と国際ボランティア貯金制度の一番の相違点は、その資金源が税金か否か（預金者からの利息の一部による寄附）という点にある。国際協力分野の資金拠出はODAが主体であった当時においては、民間の資金拠出による開発協力分野の支援制度は非常に貴重なものであった。

また、制度開始年を見てみると、国際ボランティア貯金制度が1993年に開始したのに対し、外務省及びJICAの制度はそれぞれ2002年以降の開始となっている（外務省のNGO補助事業は1989年からの開始ではあるが、調査案件に限定されていた）。そのため、日本のNGOの黎明期ともいえる1990年代において、NGOの団体を支援する唯一の制度であったことは特筆すべき事項である。

さらに、外務省やJICAの制度が、危険地域や国際社会に国家として認められているかという基準で排除している国・地域を有しているのに対して、国際ボランティア貯金制度の事業対象地は「OECD加盟国以外」で、かつ、外務省が発表している渡航情報において、「退避勧告」が発出されていない国・地域としており、場合によっては外務省の対象外の国、地域にも支援が可能な点が異なっている。

その他、当初外務省やJICAの制度で認められていなかった、現地での人件費に対する補助に関する国際ボランティア貯金制度の優位性を挙げる助成対象事業者が多かった。

(3) 「特定非営利活動促進法（通称 NPO 法人法）」と「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（通称ボランティア貯金法）」との親和性の検証

「特定非営利活動促進法（以下、NPO 法人法と記す）」においては、国際協力活動に関して下記の通り規定している。

（目的）

第一条

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

他方、「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（以下、ボランティア貯金法と記す）」の第2条においては、配分の対象は「民間海外援助事業を行う営利を目的としない法人その他の団体」と規定されている。

以上を踏まえると、非営利目的の国際協力団体の活動円滑化を目的としている点で、法の目的について親和性があるといえる。

また、後述する通り、本調査で実施したアンケート調査によると、アンケートを送付した助成対象団体 119 のうち、特定非営利活動法人は 71（59.7%）であり、国際ボランティア貯金制度が特定非営利活動法人の資金源として一定の役割を果たしていると言える。

（4） 相手国の開発援助ニーズとの整合性

主要な援助対象国（助成対象国の上位 5 か国:カンボジア、タイ、ネパール、フィリピン、ベトナム）の開発計画等における記載内容と国際ボランティア貯金制度の支援内容（主要な対象分野）との整合性を検証する。

外務省及び国際協力機構（JICA）の各国に対する事業展開計画は、基本的に相手国政府との協議を踏まえた内容となっているため、相手国のニーズを反映したものであり、事業展開計画の基本方針、重点分野からみた本制度の妥当性を検証する。

① カンボジア¹⁹

カンボジアでは 2008 年 9 月にフン・セン首相による第 4 次政権が発足した。1998 年のフン・セン政権成立以後、政治的安定は達成しつつあるが、経済構造上では、クメール・ル

¹⁹ 外務省（2011）「国別データブックカンボジア」

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/11_databook/pdfs/01-02.pdf）を基に以下、整理を行った。

ージュ政権下の虐殺と長い間続いた内戦の影響により、社会・経済インフラの整備が未だ不十分であること、内戦の影響で人材が不足していること等が喫緊の問題となっている。また、国税徴収能力が低く大部分を関税や付加価値税などに頼っていること、縫製品以外に国際競争力のある輸出製品がないこと、といった課題も挙げられている。

カンボジア政府は国家開発計画の基盤となる国家戦略として、2004年に「四辺形戦略」を発表し、①農業分野の強化、②インフラの復興と建設、③民間セクター開発と雇用創出、④能力構築と人材育成、に重点置くことを表明した。2008年には、「第二次四辺形戦略」を発表し、旧戦略から更に、「法の支配」に重点を置いた平和、政治的・経済的安定性の実現、APEC・ASEANなどの地域的枠組みへの参加、カンボジア開発協力フォーラムなどの連携枠組みの強化、公共財政改革の促進、を付け加えた。この「四辺形戦略」に基づく開発計画として、カンボジア政府は2010年に「国家戦略開発計画2009～2013」を発表した。

以上を踏まえ、カンボジアにおける重点的な開発分野は以下の4点となっている。

1. 持続的経済成長と安定した社会の実現（諸改革支援、経済インフラ、農業・農村開発など貧困対策）
2. 社会的弱者救済（教育、医療分野など）
3. グローバルイシューへの対応
4. ASEAN諸国との格差是正

② タイ²⁰

タイでは、2011年7月からのインラック新政権において、国内の対立構造の背景にある貧富の格差、社会的不公正の解消、政治的な和平・和解を進めることが大きな課題となっている。1961年以降は、タイ政府は国家経済社会開発庁が発表する5か年毎の「国家経済社会開発計画」を国家の中期的な開発計画と位置付けている。2011年の第11次計画では、①公正な社会推進のための戦略、②生涯学習社会促進に資する人的資源開発のための戦略、③均衡ある食料及び持続可能な環境の創造のための戦略、④知識基盤型経済及び実行可能な環境創造のための戦略、⑤経済及び安全保障の強化に関する地域内協力の戦略、⑥天然資源の管理及び持続可能な環境への戦略、を「6つの戦略」として設定した。このようなタイの政策、経済・社会情勢の変化を踏まえ、タイにおける重点的な開発分野として以下の4点が挙げられている。

1. 持続的成長のための競争力強化(人材育成・制度整備)
2. 社会の成熟化に伴う問題への対応(環境管理体制支援、高齢化対策、社会的弱者支援)
3. 第三国に対する共同支援(南南協力)
4. その他(地方行政サービス向上など)

²⁰ 外務省（2011）「国別データブック タイ」

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/11_databook/pdfs/01-03.pdf）を基に以下、整理を行った。

③ ネパール²¹

ネパールでは、2011年8月以降マオイスト穏健派のバッタライ政権がスタートし、和平プロセスに進展が見られた。経済面では、開発の遅れ、高い人口増加率、内陸国、といった要因が相まって南西アジアの中でも所得水準は低水準に留まっている。また、年率10%を超えるインフレ、不動産市場のバブル崩壊、政治の不安定性等がネパール経済の不安定要素として挙げられている。開発面では、社会・経済インフラと法制度が十分でないこと、開発計画及び予算の適切執行といった点において、行政機関のガバナンス・体制が脆弱であることなどが課題として挙げられている。ネパール政府は国家開発計画の一環で、2007年12月に第10次5か年計画と次期計画をつなぐ計画として暫定3か年計画を策定し、①繁栄し、現代的で、また、公正な「新しいネパール」を実現するための、経済・社会変革を実現するための基盤構築、②貧困削減とグッド・ガバナンス、③社会正義実現と包摂的な開発の確保、を3つの柱とした。2012年現在、昨今の政治・経済状況を踏まえ、ネパール政府は次期3か年計画の策定に取り組んでいるが、作業は遅れている。ネパールにおける民主化の動きや和平プロセスの進展を促し、経済成長を通じた貧困削減を加速させるために、ネパールにおける重点的な開発分野として以下の3点が挙げられている。

1. 地方の貧困削減(農業・農村開発、基礎教育、保健)
2. 民主化・平和構築(民主化プロセス支援、行政制度整備・強化)
3. 社会・経済基盤整備(運輸交通、電力、水供給、都市環境)

④ フィリピン²²

フィリピンでは、2010年にアキノ新大統領が就任し、新政権の課題として汚職と貧困の撲滅を掲げている。経済面では、米国発金融危機の影響で世界的に景気が後退する中でも、プラス成長を維持している。新政権が抱える開発課題としては、各種インフラの整備、規制緩和や制度改革を通じた投資環境の整備、義務教育の普及・拡充及びその質の向上、産業の振興を通じた国内での雇用創出など多岐にわたるが、フィリピン国内のミンダナオ島は、長く続いてきた内戦の影響で、フィリピン国内でも開発が遅れた地域となっており、反政府勢力との和平の実現、開発の促進が喫緊の課題である。

2011年にフィリピン政府は、国家経済開発庁が中心となって策定した「フィリピン開発計画(2011～2016)」を発表し、貧困層を含む雇用創出の拡大、及び貧困削減、という経済の「包摂的成長」を計画の目標として定めた。その目標達成のための戦略として、①大量の雇用を創出するための各セクターにおける競争力の向上、②多様な国民層のニーズに応えるための資金アクセス(金融システム)の改善、③インフラへの大型の投資、④透明性のあるガバナンスの推進、⑤改善された社会サービス及び保護を通じた人材の育成、の5つを挙げ

²¹ 外務省(2011)「国別データブック ネパール」

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/11_databook/pdfs/02-03.pdf) を基に以下、整理を行った。

²² 外務省(2011)「国別データブック フィリピン」

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/11_databook/pdfs/01-06.pdf) を基に以下、整理を行った。

た。以上のフィリピンの状況を踏まえ、フィリピンにおける重点的な開発分野として以下の4点が挙げられている。

1. 持続的成長のための経済体質の強化及び成長制約要因の克服
2. 格差の是正
3. 環境保全と防災
4. 人材育成及び制度づくり

⑤ ベトナム²³

ベトナムでは、1990年代前半まで政治的に不安定な時代が続いたが、近年ではベトナムの国際社会における存在感は増しつつある。経済面では、1986年のドイモイ（刷新）政策導入以来、社会主義的な政治体制を維持したまま、市場経済への移行を進めており、2010年には一人当たりの国民所得も1,000ドルを超え、低所得国の仲間入りを果たした。その一方で、2010年下半年以降、世界的な資源価格の上昇、自国通貨の減価などでインフレが進行しているため、ベトナム政府は2011年に、インフレ抑制及びマクロ経済安定を目標とする政府決議を公布し、成長路線から安定路線へと経済運営の方針の変更を明確にした。しかし、未だインフレは深刻な状況のままで、所得格差、都市・農村間格差、環境汚染、都市部における交通渋滞など、経済成長に伴う負の側面も拡大しつつある。

ベトナム政府は、経済社会開発の方向性を示す基本文書として、2011年に「社会経済開発10カ年戦略2011～2020」、「社会経済開発5か年計画2011～2015」を作成し、それらの国家開発計画と現在の状況を踏まえ、ベトナムの低所得国からの脱却を経た工業化、ベトナム国民の生活向上と公正な社会の実現、及び持続可能な開発を達成するための重点的な開発分野として以下の4点を挙げている。

1. 経済成長促進・国際競争力強化
2. 社会・生活面の向上と格差是正
3. 環境保全
4. カバナンスの強化

国際ボランティア貯金制度の助成を受けた事業実施国は、過去3か年においては、カンボジア（24件）、ネパール（16件）、フィリピン（13件）が多かった。それぞれの事業実施件数を分野別に分類したものが下図表となっており、医療、教育、農業、職業訓練等への事業が多いことが分かる。

²³ 外務省（2011）「国別データブック ベトナム」

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/11_databook/pdfs/01-07.pdf）を基に以下、整理を行った。

図表 主要国（カンボジア、ネパール、フィリピン）の過去3か年の分野別実績

国／分野	医療	教育	農業	生活	職業	環境	その他
カンボジア	4	13	0	2	5	0	0
ネパール	5	1	2	0	5	2	1
フィリピン	2	3	7	0	0	1	0

注）医療：医療・衛生、農業：農業指導等農村開発、生活：生活改善一般、職業：職業訓練・技術指導、環境：環境保全

（出典）総務省ウェブサイトより MURC 作成

カンボジアの開発優先課題4点のうち、1の「持続的経済成長と安定した社会の実現」及び2の「社会的弱者救済（教育、医療分野）」において、上記の案件に該当する、医療、教育、農業・農村開発等が含まれており、カンボジアの開発ニーズと合致している。

ネパールの開発優先課題3点のうち、1の「地方の貧困削減（農業・農村開発、基礎教育、保健）」及び3の「社会・経済基盤整備（運輸交通、電力、水供給、都市環境）」において、上記の案件に該当する、医療、教育、農業、環境が含まれており、こちらもネパールの開発支援ニーズと一致していることが分かる。

フィリピンの開発優先課題4点のうち、1の「持続的成長のための経済体質の強化及び成長制約要因の克服」及び3の「環境保全と防災」、4の「人材育成及び制度づくり」において、上記の案件である、医療、教育、農業、環境が含まれており、フィリピンの開発支援ニーズとの整合性が確認できた。

他方、上記のような支援対象国の開発援助ニーズと、国際ボランティア貯金制度による支援分野の整合性に関しては、（独）郵便貯金・簡易生命保険管理機構『国際ボランティア貯金総括レポート』記載の分野別配分事業数で見ると、事業数が多い分野は、医療・衛生、農業指導等農村開発、教育となっており、上記の国々の開発支援ニーズと一致していることが分かる。

また、本調査でのアンケート調査対象となった助成団体119のなかでは、事業数が多い分野は、教育の割合が最も高く39.6%、次いで、医療・衛生（17.9%）、農業指導等農村開発（16.4%）となっており、上記の開発支援ニーズとほぼ一致している。

図表 国際ボランティア貯金制度の配分事業分野別件数（単位：件数、%）

（平成18年度（2006年度）～平成19年度（2007年度））

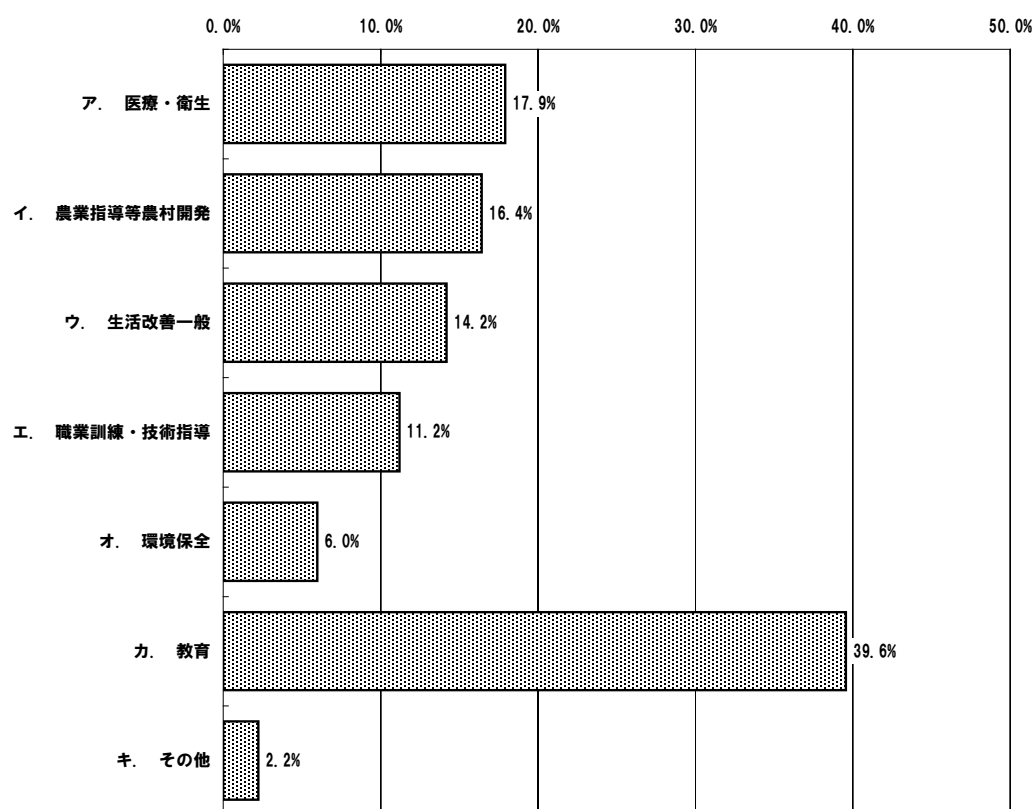
	平成 18 年度配分事業数	平成 19 年度配分事業数	平成 19 年度までの 累計配分事業数
医療・衛生	15 （ 39.5% ）	29 （ 28.2% ）	828 （ 26.6% ）
農業指導等農村 開発	4 （ 10.5% ）	22 （ 21.4% ）	389 （ 12.5% ）

	平成 18 年度配分事業数	平成 19 年度配分事業数	平成 19 年度までの 累計配分事業数
教育	5 (13.2%)	19 (18.4%)	744 (23.9%)
職業訓練・技術 指導	6 (15.8%)	8 (7.8%)	438 (14.1%)
環境保全	1 (2.6%)	8 (7.8%)	273 (8.8%)
その他、生活改 善一般	7 (18.4%)	17 (16.5%)	17 (0.5%)
合計	38	103	3,107

(出典) 独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構「国際ボランティア貯金総括レポート」より MURC 作成

図表 本調査における配分事業分野別件数 (単位: %)

(n=134)



(出典) MURC 作成

(5) 国際的な優先課題との整合性

国際的な開発援助の目標であるミレニアム開発目標 (MDGs) や OECD/DAC における援助潮流と、国際ボランティア貯金制度の支援内容 (主要な対象分野) との整合性を検証す

る。併せて、主要先進国における NGO 支援を通じた開発援助等の類似制度の概要についても整理・把握する。

① ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals : MDGs）

2000年9月の国連ミレニアム・サミットにおいて、21世紀の国際社会の目標として採択された「国連ミレニアム宣言」での開発目標や、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたものが「ミレニアム開発目標」である。

MDGsは、以下の8つの目標を掲げており、その下にはより具体的な21のターゲットと60の指標が設定され、2015年を達成期限としている。

図表 MDGsの8つの目標とその概要

目標	概要
目標 1：極度の貧困と飢餓の撲滅	1 日 1 ドル未満で生活する人口の割合を半減させる 飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる
目標 2：初等教育の完全普及の達成	すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする
目標 3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上	すべての教育レベルにおける男女格差を解消する
目標 4：乳幼児死亡率の削減	5 歳未満児の死亡率を 3 分の 1 に削減する
目標 5：妊産婦の健康の改善	妊産婦の死亡率を 4 分の 1 に削減する
目標 6：HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止	HIV／エイズの蔓延を阻止し、その後減少させる
目標 7：環境の持続可能性確保	安全な飲料水と衛生施設を利用できない人口の割合を半減させる
目標 8：開発のためのグローバルなパートナーシップの推進	民間部門と協力し、情報・通信分野の新技术による利益が得られるようにする

（出典）外務省ウェブサイトより MURC 作成

上記の目標の多くは、いわゆる社会開発に該当する項目であり、発展途上国の人々の暮らしや貧困削減に密接に関わる課題である。国際ボランティア貯金制度の助成事業が目指す草の根の支援、及び現地の生活の改善に貢献する事業を対象にしていることから、MDGs と国際ボランティア貯金制度の整合性は高いと言える。

② OECD/DACにおける援助潮流

経済協力開発機構／開発援助委員会（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD／Development Assistance Committee : DAC）での援助潮流においても、開発政策への市民社会（NGO）の参加は非常に重要であるとされている。DACの援助政策の議論の中心の場となっているDAC本会合や援助効果作業部会においては、下部組織である様々な作業部会（貧困作業部会、環境作業部会、ジェンダー作業部会等）においても、NGOとの協同及び連携が重要視されている。また2003年以降の援助効果向上に係わるパリ宣言を中心とした「援助効果向上・開発効果向上」政策においても、NGOとの連携は最重要課題として挙げられていることから、国際ボランティア貯金制度の活動理念と整合している。

③ 主要先進国におけるNGO支援を通じた開発援助等の類似制度の概要

1) 米国

米国においては、NGOsが政府開発援助実施機関としての重要な担い手の一つと認識され、米国のNGOは米国のODAや国際機関の資金を活用し、事業を実施している。

「国際協力NGOレポート2012 (the 2012 Report of American Voluntary Agencies Engaged in Overseas Relief and Development Registered with the U.S. Agency for International Development、通称 2012 VolAg Report)」によると、2012年1月現在、579団体がPrivate Voluntary Organization（PVOs）としてUSAIDに登録されており、その内95団体が国際PVOs、6団体が米国協力開発組織（the U.S. Cooperative Development Organizations: CDOs）となっている。

米国国際開発庁（United States Agency for International Development : USAID）は、2010年にはPVOsに33億米ドルを拠出、USAID以外の政府機関及び国際機関は36億円をPVOsに拠出している。更にPVOs全体では政府以外から209億米ドルの資金を得ている。

また、USAIDは、PVOsに対して助成金プログラムを実施している。例えば、USAIDとの業務経験が少ない団体向けの開発贈与プログラム（Development Grants Program）やPVO組織の能力強化のために各種技術支援を行うケイパブル・パートナーズ・プログラム（Capable Partners Program）といった支援スキームなどがある。USAIDはこれらを通して、PVOsを特に財政面・能力強化面で支援し、PVOsが開発援助や人道的支援において現場レベルでの知識、経験、専門を最大限発揮できる環境作りに貢献している²⁴。

2) 英国

英国の開発援助においては、民間企業やNGOとのパートナーシップの重要性がホワイトペーパーにも強調されている²⁵。NGOに関しては、貧困削減において、NGOの貧困層のニーズを汲み取る力が不可欠であるとしている。英国国内には、オックスファム

²⁴ USAID ウェブサイト “2009 VOLAG: Report of Voluntary Agencies” (http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/provate_voluntary_cooperation/volag2009.pdf)

²⁵ DFID (1997) “Eliminating World Poverty: A Challenge for the 21st Century”

(OXFAM)、セーブ・ザ・チルドレン (Save the Children Fund)、クリスチャン・エイド (Christian Aid)、海外開発カソリック基金 (Catholic Fund for International Development: CAFOD) など、従来から多くの開発協力に従事するNGOが存在し、政策決定への圧力を持っている。これらのNGOは、国内における支援金の収集、英国政府や他のドナーへの政策提言の実施、途上国での独力の開発プロジェクトの実施等を行っている²⁶。また、DFIDは、NGO等の市民社会組織 (Civil Society Organisations: CSOs) を支援する主な仕組みとして、PPAs (Programme Partnership Agreements) を打ち出している。PPAsは、戦略レベル合意で、CSOsに3年間出資をし、より良いプログラムの実行を促し、特にMDGs達成のために重要な役割を果たしている²⁷。

3) ドイツ

ドイツのODAは二国間協力、多国間協力、ドイツのNGOを通じた協力の大きく 3 つに分けられる。ドイツ連邦経済協力開発省 (Federal Ministry for Economic Co-operation and Development : BMZ) がNGOを通じた協力を担当しており、ドイツ国内のNGO支援を実施をしている²⁸。その他、ドイツ国内のNGOがBMZの資金を使って途上国NGOと共同で案件を実施するケースは多い。

また、BMZは欧州連合 (EU) や国連と連携し、NGOへの助成を進めており、2008 年には、NGOを含む民間開発協力事業に 3,300 万ユーロ、2009 年には 3,800 万ユーロの支援を配分している²⁹。

その他にも、ドイツ国内の開発政策NGO118 団体と連携し、VENROと呼ばれる開発援助NGO連盟を結成し、毎年 10 団体ずつ参加団体が増加している³⁰。

分野別では、持続的な観光開発のための国際NGOネットワーク DANTE (ドイツ、オーストラリア等のNGOとのプラットフォーム) 等のイニシアティブも実施している³¹。

4) フランス

フランスの援助機関であるフランス開発庁(AFD)は、下記のような NGO 支援を実施している。

■ NGO のプロジェクトへの補助金

市民社会組織のイニチアチブと独立性を保ちながら、フランス国内のNGOが実施する開発支援プロジェクトやプログラムへの出資を行う³²。

²⁶ JBIC (2004) 「対外政策としての開発援助」、A1-27-28 頁。

²⁷ DFID ウェブサイト

<http://www.dfid.gov.uk/work-with-us/funding-opportunities/not-for-profit-organisations/ppas/> (2012/12/14 アクセス)

²⁸ 外務省 (2004) 「主要援助国および主要国際援助機関における NGO 支援策の比較調査」 p.2-28.

²⁹ BMZ ウェブサイト

http://www.bmz.de/en/what_we_do/approaches/bilateral_development_cooperation/players/ngos/index.html

³⁰ 同上。

³¹ GIZ ウェブサイト <http://www.giz.de/Themen/en/13588.htm>

³² AfD ウェブサイト

■ Les ONG "opératrices" de l'AFD

AFDのプロジェクトに関与しているNGOのプログラムの訓練、監視、評価、及び実施を支援する³³。

■ FISONG

国際的な組織と連携したプロジェクトやプログラムに出資するプログラムで、NGOのイノベーション能力を向上させるとともに、AFDの優先課題にNGOを動員することを目的として、毎年、2~3つのテーマが提示され、それに見合ったプロジェクトが選出され、助成金が配分される³⁴。

■ NGO との交流促進

テーマ別での市民社会との対話・協議を制度化し、政府とNGOとの交流を促進する取組みを実施している³⁵。フランス政府と連携しているNGOの主な団体は、以下の通りとなっている。

- World Wide Fund for Nature(WWD)
- Wildlife Conservation Society (WCS)
- Conservation International (CI)
- L'Union internationale pour la conservation de lanature (UICN)
- Action contre la faim (ACF)
- Handicap International (HI)
- Croix Rouge Francaise
- Secours Catholiques

このように、主要な先進国においても NGO 支援の制度は存在しているが、金融機関の利子の一部を国際協力活動を行っている NGO への支援に充てる仕組みは存在していないと考えられ、その観点からも、国際ボランティア貯金制度の持つ制度の優位性、また昨今の世界的な経済不況からが財政難で ODA 予算を削減する先進国もあるなかで、民間資金を活用した同制度の優位性は高いと考えられる。

<http://www.afd.fr/home/AFD/nospartenaires/ONG/collaborations/les-subventions-de-l-afd-aux-projets-ONG>

³³ Afd ウェブサイト <http://www.afd.fr/home/AFD/nospartenaires/ONG/collaborations/les-ong-operatrices-de-l-afd>

³⁴ Afd ウェブサイト http://issuu.com/objectif-developpement/docs/afd-ong/1?mode=a_p

³⁵ Afd ウェブサイト <http://www.afd.fr/home/AFD/nospartenaires/ONG/collaborations/collaborations-intellectuelles>

3. プロセスの適切性

ここでは、本章「1. 評価の視点、方法」に記載した通り、審査、事業管理、監査といった制度運用の各プロセス及び広報・啓発活動が国際ボランティア貯金制度の趣旨に合致し、その実現に寄与するものとなっていたかどうかを検討することにより、プロセスの適切性を検証した。

まず、国際ボランティア貯金制度の寄附金に対する配分申請を行ってから事業が完了するまでのプロセスについて、以下の通り民営化前と民営化後³⁶に分けて図示した。

図表 民営化前後の申請から事業完了までの流れ



³⁶ 民営化前の事例としては平成19年度（2007年度）を、民営化後の事例としては平成23年度（2011年度）を選んでいる。民営化数年前の年度については、平成19年度（2007年度）とほぼ同様の制度で運用されていること、また制度発足当時の資料は入手が困難であったことから比較検討の対象としていない。

上図に示される通り、民営化前も民営化後も「申請→審査→配分決定通知→配分金交付→事業の実施→中間・完了報告書の提出→書面監査→精算」という一連の流れに大きな変化は見られない。但し、資金交付の方法には変更が加えられており、民営化前（平成 19 年度（2007 年度））は 7 月以降であれば各団体が事業実施において資金が必要となるタイミングに応じて、資金が定期的に処理されて交付される仕組みであったが、民営化後は春に第一回交付が行われてから中間報告書が提出され、その後秋に第二回の配分金交付が行われるという仕組みに変更されている。このように配分のタイミングに関する工夫が講じられているのは、事業以外の目的への資金の流用や、郵便口座に長期間保有して助成金から利子を得るような目的を回避するために行われたという側面があるほか、中間報告書において事業の進捗状況を確認してから配分金の残額を振り込むという、チェック機能の強化という側面のためからである。

(1) 審査プロセス

① 申請に際しての団体・事業要件

国際ボランティア貯金制度の寄附金の配分を受けるには、「団体要件」と「事業要件」の双方を全て満たす必要がある。平成 19 年度（2007 年度）（民営化前）と平成 23 年度（2011 年度）（民営化後）の申請案内よりこれらの要件を抜粋し、下表の通り比較した。

図表 配分対象となる団体の要件

平成 19 年度（2007 年度）（上期）		平成 23 年度（2011 年度）	
1	日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること。	1	日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること。
2	海外援助に関する事業を実施する営利を目的としない民間の団体であること。	2	海外援助に関する事業を実施する営利を目的としない民間の団体であること。
3	適正な会計処理が行われていること。	3	適正な会計処理が行われていること。
4	他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。	4	他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。
5	過去の援助事業実施に当たって、重大な問題がないこと。	5	過去の援助事業実施に当たって、重大な問題がないこと。
		6	郵便、電話及び電子メールにて円滑に連絡が取れること。
		7	団体のウェブサイトを持ち、直近の活動状況を発信していること。

（出典）各年度の『国際ボランティア貯金寄附金配分申請のご案内』より MURC 作成

要件 1～5 は民営化前後で全く変化がない一方で、民営化後には配分事業を担当する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下、「機構」とする）との間で円滑に連絡が

取れることや、平成 23 年度（2011 年度）からは各団体がそれぞれのウェブサイトにおいて直近の活動状況を発信していることといった条件が加えられている。これは、国際ボランティア貯金制度の配分を受けた事業をより効果的に周知するとともに、団体自身に事業内容を発信させることで、適正な事業運営を確保させるためである。6. の要件は、機構の事業管理面での効率性を向上させるためである。

これらの要件に加えて、新たな寄附金収入の発生が見込めない状況となった民営化後は、法人格の有無、また活動期間に対する要件も加わった。具体的には、民営化前は、申請団体が法人格を持っていない場合でも、上表の団体要件を満たせば助成対象となっていたが、民営化後は法人格のない団体は、平成 19 年度（2007 年度）下期以降に国際ボランティア貯金制度寄附金の配分を受け事業を実施した実績がある場合にのみ、申請できることとなった。また、新規の申請団体に関しては、法人格がありかつ 1 年以上の海外での支援実績を有することに変更となった。なお、平成 23 年度（2011 年度）の申請基準においては、配分を希望できる合計額の上限は、「既に配分を受け事業を実施した実績のある団体については 1,000 万円とし、それ以外の団体については 200 万円とします」と規定されており、既存の配分団体に比べ、新規の申請団体に対する配分上限額は低くなっている。

次に、民営化前と民営化後の事業要件を下表に記載した。

図表 配分対象となる事業の要件

平成 19 年度（2007 年度）（上期）		平成 23 年度（2011 年度）	
1	援助事業の対象地域の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN (basic human needs) を充足させる事業であること。	1	事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN (basic human needs：基礎生活分野)を充足させる事業であること。
2	申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。	2	申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。
3	申請時点で援助事業の実施方法などの事業計画が明確になっていること。	3	申請時点で事業計画が明確になっていること。
4	申請団体がスタッフや専門家を援助地域に派遣し、現地の人々と直接顔を合わせ、両者が協力して活動を展開する「お互いの顔の見える援助」であること。	4	申請団体が日本から派遣した専門家又はスタッフが、事業対象地にて、14 日間以上にわたって現地の人々と直接顔を合わせ、協力して活動を展開する必要性が高い事業であること。
5	援助事業の対象地域の住民に技術を指導するなど、当該地域の住民の自立を支援するものであること。	5	事業対象地の住民に対して申請団体が指導、技術・ノウハウ移転又は医療行為を行い、かつ、住民の自立を支援する事業内容であること。
6	援助事業の実施期間が配分対象期間内のものであること。	6	事業が平成 24 年（2012 年）4 月 1 日から 9 月 1 日の間に開始され、平成 25 年（2013 年）3 月までに完了し、平成 25 年 4 月 15 日までに完了報告書を提出できること。

平成 19 年度（2007 年度）（上期）		平成 23 年度（2011 年度）	
7	継続して配分を受けている事業の場合、5 年目以下であること。	7	継続して配分を受けている事業の場合、5 回目までであること。
8	活動内容に政治的または宗教的行為（類似行為を含む）が含まれていないこと。	8	活動内容に政治的または宗教的行為（類似行為を含む）が含まれていないこと。
9	国や地方公共団体などの公的な助成機関に重複して申請していないこと。	9	国や地方公共団体などの公的な機関に重複して助成を申請していないこと。
10	事業実施に当たって、現地政府や住民等と十分な調整を行っていること。	10	事業対象地の政府と十分な調整を行っていること。
11	申請時点で、外務省が発表している「海外危険情報」により、事業実施地域について「退避に関する情報」が発出されておらず、現地での活動に対する法人の十分な安全が確保されていること。	11	申請時点で、外務省が発表している渡航情報（危険情報）において、事業対象地及び周辺地に「退避に関する情報」が発出されておらず、かつ、申請団体が行う活動について安全が十分確保され得ること。

（出典）各年度の『国際ボランティア貯金寄附金配分申請のご案内』より MURC 作成

事業要件には民営化前後で大きな変更点は認められないが、平成 23 年度（2012 年）の場合は研修目的での日本招聘も対象に含めるといった変更が見られる他、完了報告書の提出期限が大幅に早まっていること、ウェブサイトにも活動を報告することを必須要件としたことなどが加わっている。また、第 1 の要件の「事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握」に関しては、申請書提出日までの間に各団体が事業対象地に赴いて、現地の条件やニーズについて調査を行い、その調査で判明した条件やニーズへの対応策に関して現地住民の理解を得ていることが重視されるようになっている。

各団体からの申請事業内容に対し、民営化前後で変化はなく、団体要件と事業要件を満たしているかどうかで審査している。

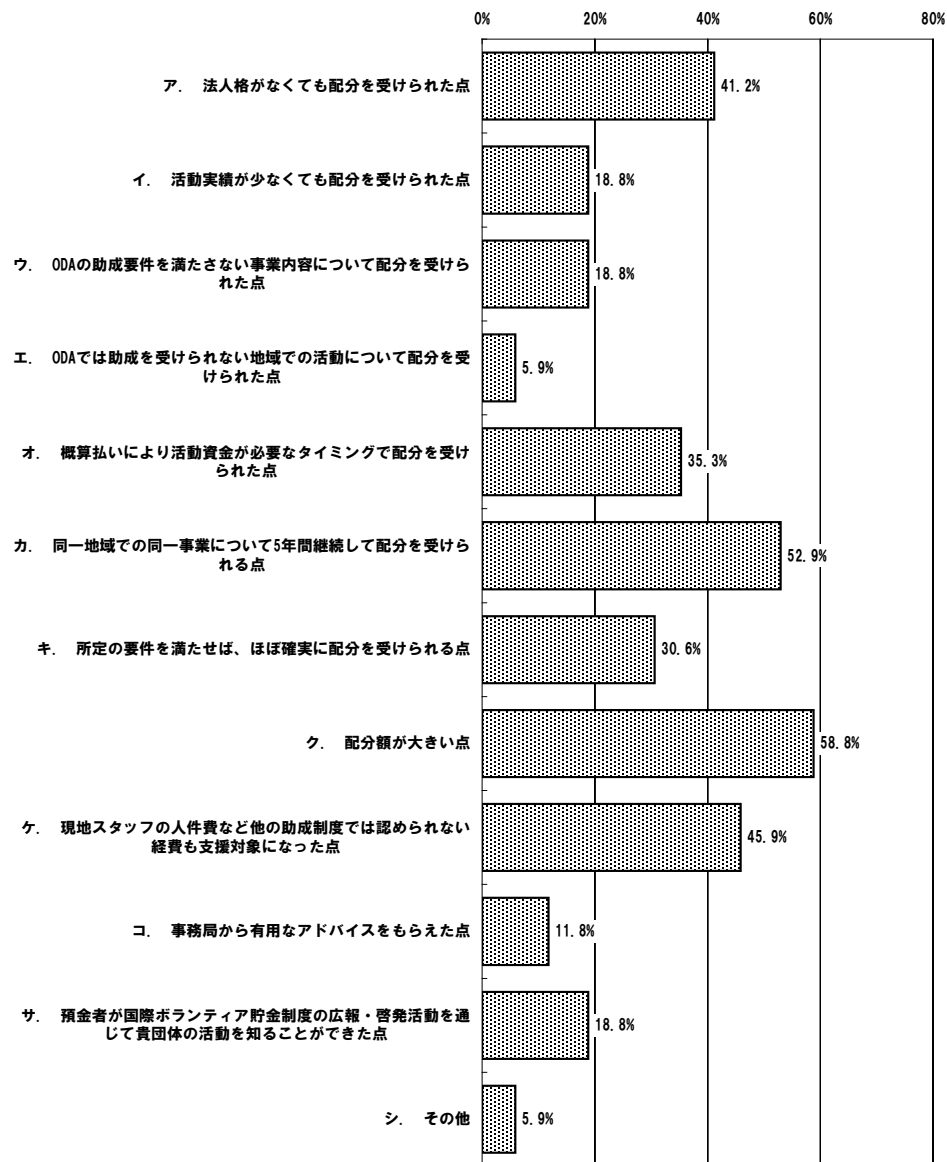
配分額に関しては、一定の基準を定め、均一に調整が行われた。

② 審査基準・プロセスに対する申請団体の評価

これらの団体・事業要件を設けて毎年配分申請を受け付けていた本制度のメリット・デメリットに関して、実際に配分を受けた団体は、他の助成制度との比較で以下のように評価していることが本調査のアンケート調査で明らかとなった。

図表 国際ボランティア貯金制度のメリット

(n=85)



申請の審査に関する項目としては、「同一地域での同一事業について5年間継続して配分を受けられる点」が他の制度との比較において高く評価された。他の制度は概ね3年間が上限となっており、本制度はそれよりも配分期間が2年長いことが半数以上の団体にとってメリットが大きかったといえる。インタビュー調査でも、5年という期間は、現地の人材育成という観点から長すぎず短すぎず妥当であったという意見も聞かれた。また、団体に法人格がなくても申請可能で配分を受けられた点に対する評価も高い。特に中小規模のNGO組織の多くは任意団体であり法人格を有していないところが多かったが、本制度はこ

これらの団体にとって活用しやすい資金・制度の 1 つであり、特に制度開始当初には活動の着実な実施を促進した。特に数も規模もそれほど大きくなかった 1990 年代には、日本の NGO の育成という観点からも、本制度の設けた要件は趣旨に照らして妥当性が高かったといえる。その他、活動実績が少なくても配分を受けられたことや、通常の ODA では助成を受けられない事業内容や地域での活動についても配分を受けられたことを高く評価する NGO も一定の割合あった。

資金の配分に関しては、他の助成制度と比較して配分額が大きい点が、6 割近くの NGO に最大のメリットとして受け止められている³⁷。配分額の上限は民営化如何に関わらず、通常郵便貯金利率の変動等に伴う寄附金の残高状況に応じて変更されていた。例えば、平成 18 年（2006 年度）は配分金の上限は 500 万円であったが、平成 19 年度（2007 年度）には 2,000 万円に引き上げられ、平成 22 年度（2010 年度）には 1,000 万円に引き下げられた。2,000 万円に引き上げられた際には、「1 団体 1 事業」の制限もなくし、1 団体からの申請は、2,000 万円の範囲内であれば複数事業にわたっても構わないとの設定となっていた。また、これらの配分金は、前述の通り、団体と事業の要件を満たせば受給できるものであり、この点についても、3 割を超える団体が「所定の要件を満たせば、ほぼ確実に配分を受けられる点」として評価している³⁸。

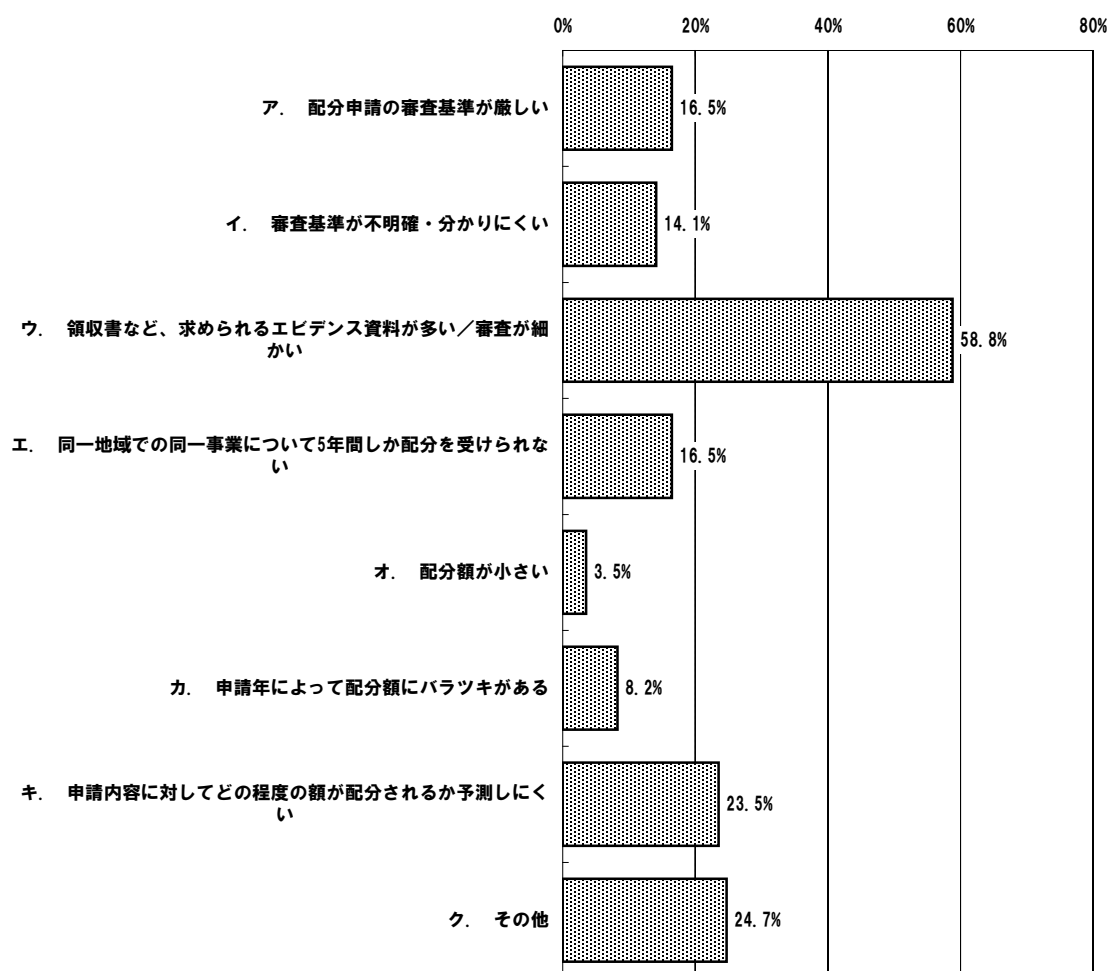
本制度の団体・事業要件、審査、配分決定の制度及びプロセスには上記のようなメリットがうかがわれる一方で、各団体へのアンケート調査においては下図のようなデメリットも示された。

³⁷ アンケート調査の調査対象とした NGO が過去 3 年の間に配分金を受給していたことから、配分金上限額が歴史的にも比較的高かった時期に一致するため、最大のメリットとして評価する団体が多かった面もあるものと推察される。

³⁸ ただ、インタビュー調査を行った団体の中には、要件を満たせばほぼ確実に配分を受けられるという点を把握していないところも存在した。

図表 国際ボランティア貯金制度のデメリット

(n=85)



多くの申請団体にとって、本制度を通じた配分が受けられるかどうかは事業の計画に沿った実施の是非に大きな影響を与えることが多く、審査やその結果については多大な期待と関心が寄せられていた。アンケートへの回答内容によると、審査・配分決定段階における本制度のデメリットとしては、23.5%の団体が、「申請内容に対してどの程度の額が配分されるか予測しにくい」ことを最も大きな問題点として挙げた。

上述の通り、団体要件と事業要件を満たせば配分を得られ、また、配分額も他の助成制度と比べて総じて多かったことが高く評価されていることは、本制度のメリットと考えられる。しかし、アンケート調査では、16.5%の団体が「配分申請の審査基準が厳しい」、14.1%の団体が、「審査基準が不明確・分かりにくい」と回答しているが、8割以上の団体は審査にこのようなデメリットを感じていない。

審査プロセスについては、全般的に

- ・ 団体・事業ともに様々な要件が適用される
- ・ 団体にとっては審査が厳格もしくは不透明であると映っている
- ・ 配分額が見通せず、また年度毎の変動がある

といった側面があるものの、

- ・ 要件を満たせば配分を受けられる
- ・ 5年という他の助成制度には見られない長い期間にわたり同一事業が支援される
- ・ 法人格がなくても申請可能であった
- ・ 配分額が比較的大きかった
- ・ 特に初期段階に、日本の NGO 組織の育成に貢献する制度として機能した

というメリットが大きく、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資するという国際ボランティア貯金制度の目的に整合していると結論付けられる。

(2) 事業管理・監査プロセス

各団体への寄附金の配分が決定した後は、配分金の交付を受けて事業を実施し、最終的には完了報告書の提出と精算のプロセスを経ることになるが、これらの段階でも本制度では事業管理・監査を通じて、各団体の海外での事業実施における支援・監理が行われた。

監査業務の根拠は、『郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律』の中の、「日本郵政公社は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする（第4条・第4項）」である。この背景としては、国際ボランティア貯金制度の寄附金が加入者の善意によって成り立っていることから、寄附金が効果的、効率的に使用されていることを明らかにする必要性があることが挙げられる。

寄附金を配分した事業に対しては、以下の書面監査と実地監査が実施されている。

- | |
|--|
| <p>①書面監査：中間報告書及び完了報告書により、配分申請書に記載された実施計画通りに事業が実施されたこと及び配分金が適切に使用されたこと等の確認を行うもの。</p> <p>②実地監査：配分団体の事務所又は現地の事業実施地域を訪問し、事業が計画通り適正に行われていることなどの確認を行うもの。</p> |
|--|

国際ボランティア貯金制度の寄附金は、事業実施前や実施途中に配分金を交付するという、いわゆる概算払いの方式を採用していることから、交付済みの配分金が適正に使用されたかどうかを事業実施後に確認していくことが必要である。そのため監査活動が必要とされている。他の助成団体の中には、事業実施後の精算払い方式を用いているところも少なくないが、本制度では、NGO の育成という観点から、事業実施中に資金面で不必要な制

約が生じることの内容に配慮されていたことがうかがわれる。また、本制度では預金者からの寄附金を配分するので監査をしっかり行う要請が高いという事情に加えて、団体の自立を促すこともねらいのひとつとし、各団体の事業の管理運営能力の向上を図ることを重視していたことから、団体の経費管理についての指導が行われていた。

全般的に、NGO は活動の実施に対する意欲や熱意は高いものの、経理・財務諸表の作成など、事務処理能力が高くないことが多く、書面監査の結果は、例年多くの改善指摘が行われている。また、本評価調査におけるアンケートでは、これらの一連の監査活動に対しては、11.8%の団体が、事務局から有用なアドバイスをもらえたとする一方、58.8%の団体が領収書など求められるエビデンスが多すぎることを不満事項として挙げている。しかしながら、預金者から委託された寄附金を配分するという国際ボランティア貯金制度の性質上、寄附者に寄附金が適正に使用されたということを報告するためにも、厳格な監査が実施されることは必要であったと言える。

また、書面監査以外で実施されている実地監査では、事業実施地を訪問して事業が計画どおりに実施され、援助を必要としている現地の人々のために真に役立っているのか、配分金で購入された資器材が現地で有効に使用されているか等の監査が行われている。

図表 国際ボランティア貯金制度のデメリットの内容

(領収書・経理処理の取り扱いに関するコメントの一部)

- 領収証がオリジナルでない、判読できないなど会計報告が厳しい。
- 領収証が得られるような発展している国ではない貧困国を支援しているのに、制度ではそのような理解がない。
- 配分決定後のマイナーな計画変更に対する変更許可申請が非常に厳しい。また、会計監査時の質問への対応が大変。
- 現地では領収証の発行がなかなかうまくいかない。宛先を間違えたり、内容が正確でなかったりすることが多い。これをきちんと整理しようと考えるとかなりの労力が事務処理のために使われる事となり、肝心の事業にあてる時間が少なくなる。
- 経理報告に関して監査が厳しいのは理解できるが、途上国の実情を全く理解せず重箱の隅をつつくような経理監査事務には改善が求められる。
- 審査の際（申請書、計画書提出後）の質問が非常に細かく、また数回に亘って分けて質問されるため回答に時間、手間を要することに不便を感じました。また、事業期間中、終了後の変更（事業内容、予算）に関する柔軟性が他の助成金に比べ低いと感じました。
- 現地通貨両替に際し、両替票が発行されない、また領収書が発行されないケースが多く対応が煩雑となりやすかった。
- なるべく安く品物を買う為に市場で購入すると紙切れの領収証しかもらえない。その領収証に対する審査基準がとても厳しい。
- 会計上のルールが他より厳しい。申請時の単価や数量が厳しく問われ、資金を柔軟に使用しにくい。

(出典) MURC 調査

(3) その他（広報・啓発活動等）

民営化前には各郵便局にて様々な広報活動が行われていた。主なものとしては、活動報告書「国際ボランティア貯金レポート」、「With Your Love」、「クローバー」、リーフレットの作成・配布、「10月6日の国際ボランティア貯金の日」でのNGOの活動説明やパネル展示、旧郵政公社や（財）国際ボランティア貯金制度普及協会発行の情報誌、郵便局内で放映するために制作された放送番組等が挙げられる。

また、平成3年度（1991年度）から17年度（2005年度）にかけての計15回、国際ボランティアに関する作文コンクールが実施された³⁹。

民営化後の状況については、民営化に伴い国際ボランティア貯金に関する法令が廃止され、郵政民営化法令に基づき郵便貯金・簡易生命保険管理機構法に定められた経過措置として、機構は寄附金の処理に関する業務を行うことが明記されたことから、現在は残金の配分を行うことのみが機構の業務となっている。そのため、制度の普及に関する広報は行われていない。

このような背景から、平成23年度（2011年度）の配分申請の募集では、各団体がそれぞれのウェブサイトで配分を受ける事業の内容を掲載・広報することが要件とされるようになったが、民営化前は、広報の中心地は全国に張り巡らされた各地の郵便局であった。特に制度開始当時はインターネットが普及していない時代でもあったため、郵便局で配布されるパンフレットの宣伝効果は現在よりも相対的に大きかったと思われる。また、郵便局での広報活動を通じて、全国的にNGOに対する認知度が高まったり、国際ボランティア貯金制度に関する社会の理解を深めたりすることが可能となったといえる。

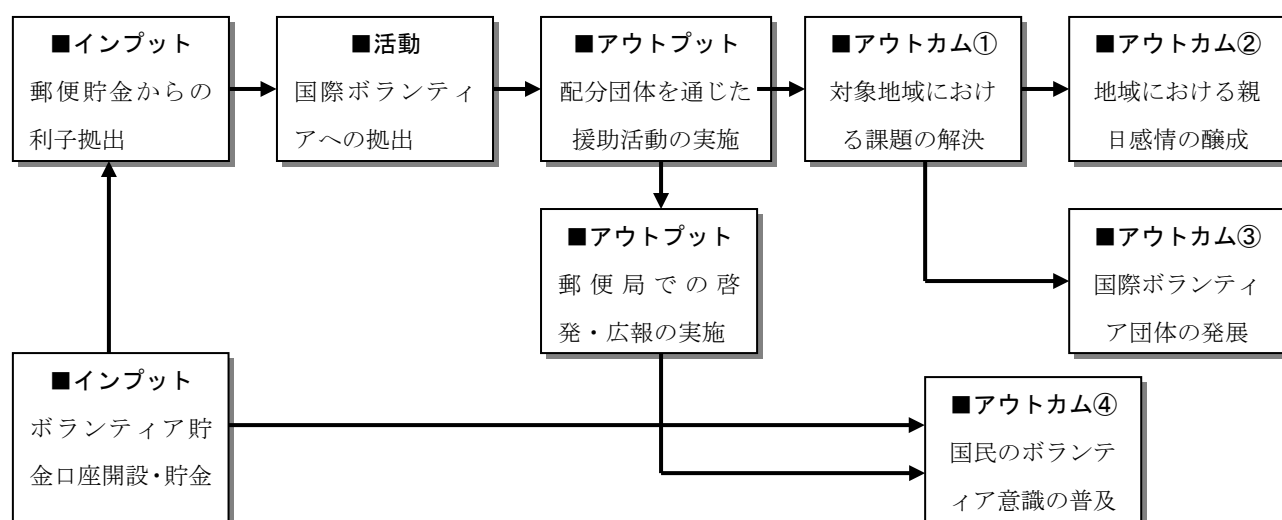
つまり、民営化前、特に各団体の歴史が浅く、かつインターネットも普及していなかった時期を中心に、各団体単独では実施できなかったような情報発信が、郵便局という全国的なネットワークの中で身近に行われていた。これは、他に類を見ない有効な手段であり、国際NGOへの国民の理解の増進にもつながったといえるだろう。

³⁹ 詳しくは、「4. 結果の有効性 (4) 国民のボランティア意識の普及(一般国民に対する広報効果)」に記載。

4. 結果の有効性

以下では、国際ボランティア貯金制度の実施を通じて、どのような効果を発現したのか、有効性の観点からの評価を行う。有効性の評価においては、制度を通じて以下のような成果が発現するとの前提により評価・分析を行った。なお、このうち、「■アウトカム①対象地域における課題の解決」では、プロジェクトを総合的に評価するとの意図から、対象プロジェクトに関して、OECDのDACの5原則である「妥当性」「効率性」「有効性」「インパクト」「持続性」の各観点からの検証を行なった。

図表 国際ボランティア貯金制度の成果波及フレーム



(出典)MURC 作成

図表 有効性の視点（再掲）

対象	概要
対象地域における課題の解決 （アウトカム①）	平成20～22年（2008～2010年）の3か年に実施されたものを対象に団体へのアンケート調査を通じて、対象地域における課題の解決の状況等を検証する。総合的な視点からの分析のため、OECDのDACの5項目基準により分析。
地域における親日感情の醸成 （アウトカム②）	プロジェクトの実施を通じて、相手国・地域に与えた親日的な感情について、その状況を分析。
国際ボランティア団体の発展 （アウトカム③）	国際ボランティア貯金制度の実施が国際ボランティアNGOの活動や団体の発展に寄与した状況を分析。
国民のボランティア意識の普及 （アウトカム④）	国際ボランティア貯金制度の実施によって、広く一般国民に対して国際ボランティアの意義が普及した状況について分析。

(出典)MURC 作成

以下、上記フレームを前提にして制度実施を通じた有効性を検証する。

(1) 対象地域における課題の解決（プロジェクトの有効性） アウトカム①

ボランティア貯金制度を通じて行われたプロジェクトは、制度創設以来、延べで3,481件が実施されており、その実施件数が膨大であることや、制度創設当初のものは開始から既に20年以上が経過していることから、本調査研究では近年に実施されたプロジェクトとして、平成20～22年（2008～2010年）の3か年の事例をサンプルとして抽出して、配分を受けた団体へのアンケート調査による自己評価を基に有効性の評価を行うこととした。また、併せてカンボジア、タイへの訪問調査を実施して効果発現状況や現状についての調査を行った。なお、この評価においては、ODAの評価において広く活用されている経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）における基本的な評価基準であるDACの評価5原則の視点からの検証を行った。

図表 DACの評価5原則の視点と本評価の内容

視点	概要	本評価での扱い
妥当性(relevance)	開発援助と、ターゲットグループ・相手国・ドナーの優先度ならびに政策・方針との整合性の度合い。	プロジェクト実施に際して前提となる課題はあったか。また、それを事前に把握したかを検証。
有効性(effectiveness)	開発援助の目標の達成度合いを測る尺度。	プロジェクトは期間、内容、予算の各範囲で実施されたかを検証。
効率性(efficiency)	インプットに対するアウトプット（定性ならびに定量的）を計測する。開発援助が期待される結果を達成するために最もコストのかからない資源を使っていることを示す経済用語。最も効率的なプロセスが採用されたかを確認するため、通常、他のアプローチとの比較を必要とする。	プロジェクトは事前に目標を設定していたか。また、その目標を達成したか。そして、その達成要因は何であったのかを検証。
インパクト(impact)	開発援助によって直接または間接的に、意図的または意図せずに生じる、正・負の変化。開発援助が、地域社会・経済・環境ならびにその他の開発の指標にもたらす主要な影響や効果を含む。	プロジェクトの実施を通じて与えたプラス、マイナスのインパクトの発現状況を検証。
持続性(sustainability)	ドナーによる支援が終了しても、開発援助による便益が継続するかを測る。開発援助は、環境面でも財政面でも持続可能でなければならない。	プロジェクト終了後、現在の実施・運営の状況及びその方法について検証。

（出典）国際協力機構(2010)「新 JICA 事業評価ガイドライン第1版」 元出典はOECD/DAC

図表 アンケートの実施概要

○調査対象: 平成20～22年（2008～2010年）に配分決定を受け、プロジェクトを実施した119団体、247事業
○回収状況: 団体数ベース 80団体 / 119団体（回収率 67.23%）、事業数ベース 130事業 / 247事業（回収率 52.63%）
○調査内容: 事業評価では、プロジェクトの分野・形態、妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性に関する事項等を調査。団体評価では、助成開始時期、助成回数、監査・広報の実績、役立ち度、制度のメリット・デメリットに関する事項等を調査。

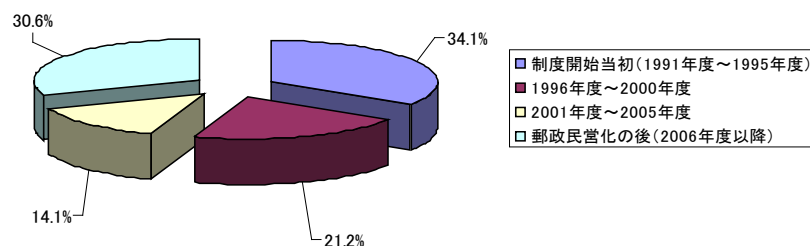
以下、アンケート調査の結果を基に有効性を検証する。

■回答した団体の制度活用状況

調査対象となった団体について制度の活用状況を尋ねたところ、開始時期では「ア.制度開始当初（1991年度～1995年度）」が高く 34.1%、続いて「エ.郵政民営化の後（2007年度以降）」が 30.6%、「イ.1996年度～2000年度」が 21.2%、「ウ.2001年度～2005年度」が 14.1%と、結果として各申請時期の回答サンプルのバランスのとれた回収が実現した。また、申請回数については、「1-5回」が最も高く 43.8%、続いて「6-10回」が 26.2%を占めていた。

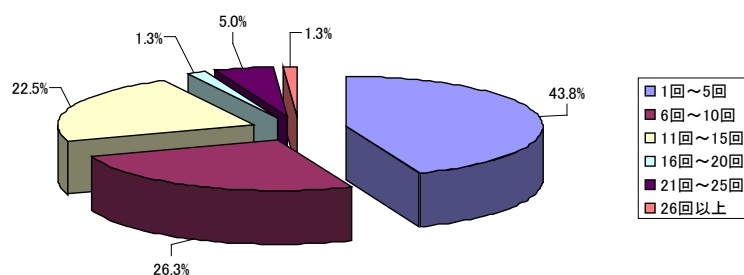
図表 調査対象団体の制度活用状況

○ 申請の開始時期



合計	ア.制度開始当初（1991年度～1995年度）	イ.1996年度～2000年度	ウ.2001年度～2005年度	エ.郵政民営化の後（2006年度以降）
件数 85	29	18	12	26
構成比 100.0	34.1	21.2	14.1	30.6

○ 申請回数



合計	1回～5回	6回～10回	11回～15回	16回～20回	21回～25回	26回以上
件数 80	35	21	18	1	4	1
構成比 100.0	43.8	26.2	22.5	1.3	5.0	1.3

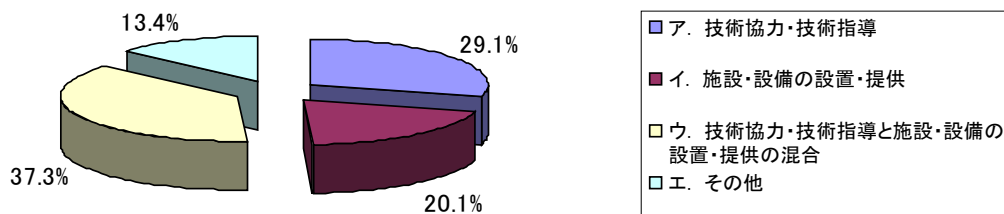
(出典)三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング調査

■対象プロジェクトの属性・概要

調査対象となったプロジェクトの形態及び分野について尋ねたところ、形態では「ウ. 技術協力・技術指導と施設・設備の設置・提供の混合」が高く 37.3%、続いて「ア. 技術協力・技術指導」が 29.1%であった。また、分野については、「カ. 教育」が最も高く 39.6%、続いて「ア. 医療・衛生」が 17.9%を占めていた。

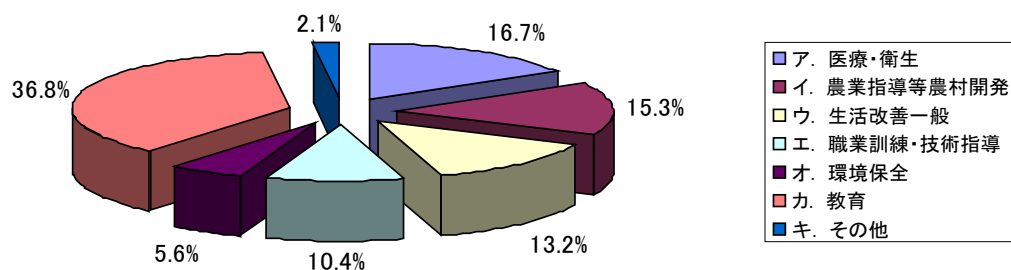
図表 調査対象プロジェクトの属性・概要

○ 事業の形態



計	ア. 技術協力・技術指導	イ. 施設・設備の設置・提供	ウ. 技術協力・技術指導と施設・設備の設置・提供の混合	エ. その他
件数 134	39	27	50	18
構成比 100.0	29.1	20.1	37.3	13.4

○ 分野



合計	ア. 医療・衛生	イ. 農業指導等農村開発	ウ. 生活改善一般	エ. 職業訓練・技術指導	オ. 環境保全	カ. 教育	キ. その他
件数 134	24	22	19	15	8	53	3
構成比 100.0	17.9	16.4	14.2	11.2	6.0	39.6	2.2

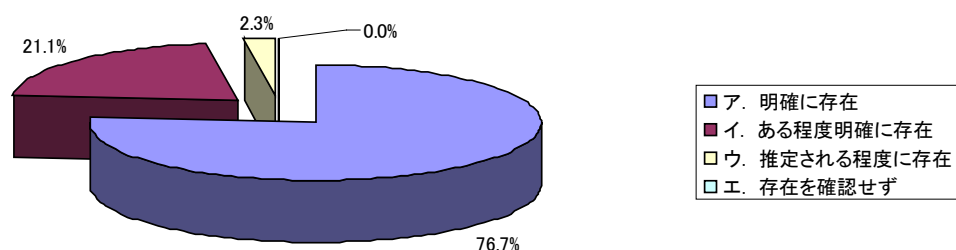
(出典)MURC 調査

■ 妥当性

妥当性については、「①助成を受けた事案について伺います。活動地域・対象者について、解決すべき課題が事業実施前に具体的に特定可能な状況になっていましたか」、「②上記課題について、その内容・規模を特定するための事前調査等を実施し、それらを客観的に把握・分析されましたか」について確認した。①については97.8%が「ア. 明確に存在」若しくは「イ. ある程度明確に存在」との回答であった。また、②については90.9%が「ア. 綿密に調査した」若しくは「イ. ある程度調査した」と回答する等、実施されたプロジェクトは特定の課題を前提に事前に課題の内容、規模の特定のための調査が実施される等、相対的にプロジェクト実施に関する妥当性が高い状況であったことが確認できる。

図表 妥当性に関する回答状況

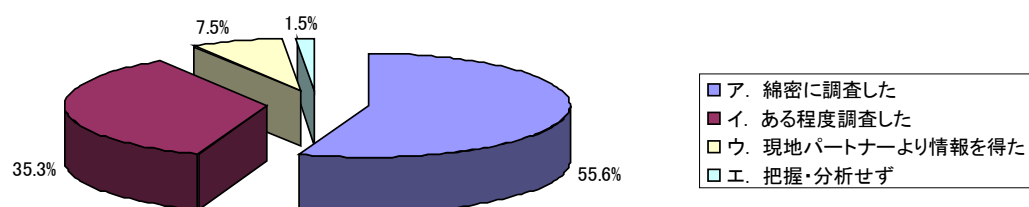
○事業実施前の課題の特定状況



合計	ア. 明確に存在	イ. ある程度明確に存在	ウ. 推定される程度に存在	エ. 存在を確認せず
件数 133	102	28	3	0
構成比 100.0	76.7	21.1	2.3	0.0

(出典)MURC 調査

○課題の内容、規模の特定のための調査の実施



合計	ア. 綿密に調査した	イ. ある程度調査した	ウ. 現地パートナーより情報を得た	エ. 把握・分析せず
件数 133	74	47	10	2
構成比 100.0	55.6	35.3	7.5	1.5

(出典)MURC 調査

図表 アンケート調査において示された課題

- 当会が過去に設置支援した医療用緊急無線連絡網を通じ、医療相談、口頭診断を行う所謂「ラジオドクターシステム」が行われていたが、現地から更なる医薬品の提供を求められていた。
- 施設を建設する土地の確保を事業実施前に行った。住民が施設の建設に協力し、その利用や管理に積極的に取り組む意欲があることを確認した。施設の建設中に教育活動の場を確保した。
- 対象地域に生活する最貧困層の住民は医療へのアクセス、教育機会が限定されており、行政機構も貧弱であったため、自らが持つ問題を表面化させ、コミュニティ全体に対して働きかける力が育っていない状態であった。
- 対象地域のは、水害の被害に見舞われやすく、また耕作面積も少なく、貧しい住民が多く住む地域である。この地域は教育、行政、医療、サービスが限定されており、貧しい状態から脱せられない状態にある。地元住民が自らの力でよりよい生活が送れるようにするための手段が確保されていないことが課題であった。
- 当該地域には小学校しかなく、限られた余程恵まれた児童しか中学へ進めなかった。
- 障害者に対する支援がほとんどなく、適切なりハビリを施せば機能の回復できる児童が多数存在した。
- 劣悪な環境のスラム、貧しい農村が存在し、そこに住む子どもたちの教育の機会が奪われ、教材などの資材の不足なども現に存在していた。
- 初等教育対象者約 600 人に対して該当地域に小学校 2 校しかなく（受入 390 人）慢性的な小学校不足・クラス不足、地方政府は財政難、学校運営は地域です。
- 2007 年の大統領選挙暴動後に国内避難民となり生活していたケニア・ナイバシャ市の避難民キャンプの生活環境は劣悪であり、特に飲料水の確保が深刻な問題となり住民の健康及び衛生状態を早急に改善する必要があった。
- 活動地域での HIV/AIDS 患者の受け入れができる医療機関の不足。HIV/AIDS の発症を調べる検査機関の不足。現地施設のスタッフのスキル・知識の不足。
- 就労の機会がきわめて少ない障害者とその家庭は、貧困層の中でも特に困難な生活を強いられている。また、職業訓練を受ける機会も限られており、障害者のための職業訓練を実施し就労支援を行う必要が存在した。
- 路上生活を強いられている親を亡くした多くのストリート・チルドレンを建設した孤児院に収容して、18 歳までの教育の機会を与えることによって社会復帰できるようにする。
- コーヒー生産は主要産業にもかかわらず政府の体制の不完全さもあり、十分な生産加工技術支援がなされていない。
- 貧困、病気、仕事がない、自立のための技術がない。首都で縫製等の仕事を得られても過酷な環境に耐えられない。生まれ育った所で仕事がしたい。手刺繍、手紡ぎ、手織りなどの仕事をしている女性の高齢化。後継者不足など。
- 対象地域住民は伝統的に移動しながら焼き畑農業を営んできたが、政府の定住化政策により定着農業への従事を余儀なくされ、その技術を持たない住民の農業生産性は極めて低く、不安定な生活を送っている。

(出典)MURC 調査

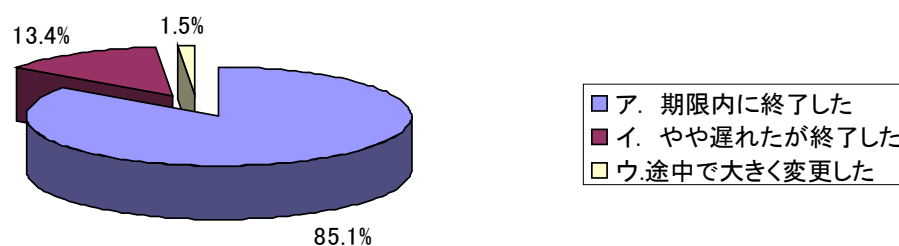
■効率性

効率性については、期間の効率性として「助成を受けた事業は当初に予定していた期限内に終了しましたか」、実施内容についての効率性「助成を受けた事業は当初に予定していた内容の通りに終了しましたか」、予算面での効率性「助成を受けた事業は当初に予定していた予算の範囲内で行ないましたか」、その他、トラブルの有無「助成を受けた事業の実施過程において想定外の事情、トラブル等は生じましたか」について調査した。

○期間の効率性

期間の効率性については、85.1%が期限内に予定通りプロジェクトを終了しており、概ね高い効率性を実現している。

図表 期間の効率性(助成を受けた事業は当初に予定していた期限内に終了しましたか)



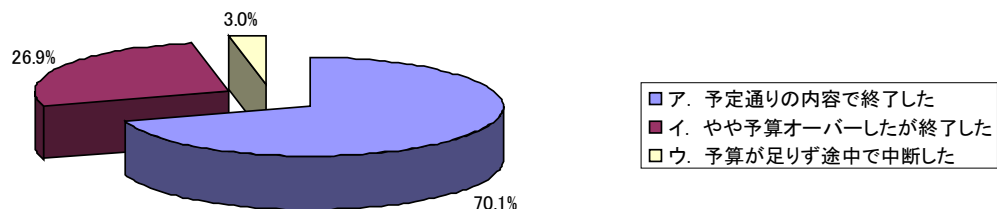
合計	ア. 期限内に終了した	イ. やや遅れたが終了した	ウ.途中で大きく変更した
件数 134	114	18	2
構成比 100.0	85.1	13.4	1.5

(出典)MURC 調査

○実施内容についての効率性

実施内容の効率性については、70.1%が予算内に予定通りプロジェクトを終了しており、また、「イ. やや予算オーバーしたが終了した」を含めると、全体の 96.9%が当初の想定の内容でプロジェクトを終了しており概ね高い効率性を実現している。

図表 実施内容の効率性(助成を受けた事業は当初に予定していた内容の通りに終了しましたか)



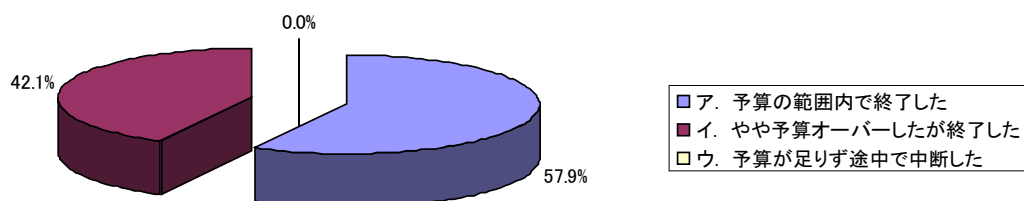
合計	ア. 予定通りの内容で終了した	イ. やや予算オーバーしたが終了した	ウ. 予算が足りず途中で中断した
件数 134	94	36	4
構成比 100.0	70.1	26.9	3.0

(出典)MURC 調査

○予算面での効率性

予算面での効率性については、57.9%が期想定内の予算の範囲内でプロジェクトを終了しており、期間の効率性。実施内容の効率性と比較するとやや課題があったように推察される。但し、「イ. やや予算オーバーしたが終了した」を含めると、全体の 100.0%が自己資金を含めてプロジェクトを終了していることから、予算面での効率性についても特段の大きな問題は生じていないものと考えられる。

図表 予算面での効率性(助成を受けた事業は当初に予定していた予算の範囲内で行ないましたか)

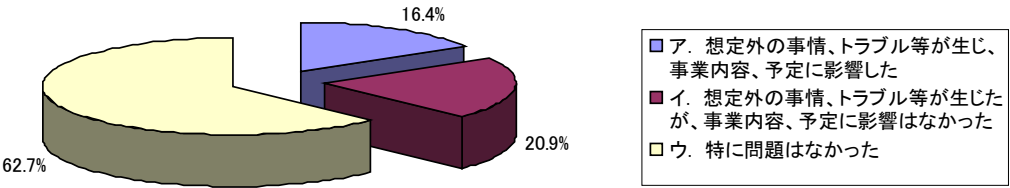


合計	ア. 予算の範囲内で終了した	イ. やや予算オーバーしたが終了した	ウ. 予算が足りず途中で中断した
件数 133	77	56	0
構成比 100.0	57.9	42.1	0.0

(出典)MURC 調査

プロジェクト実施中のトラブル等の発生の有無については、「ウ．特に問題はなかった」が 62.7%、「イ． 想定外の事情、トラブル等が生じたが、事業内容、予定に影響はなかった」を含めると、83.6%がトラブル等の問題がなくプロジェクトを終了している状況であった。

図表 トラブル等の発生の有無(助成を受けた事業の実施過程において想定外の事情、トラブル等は生じましたか)

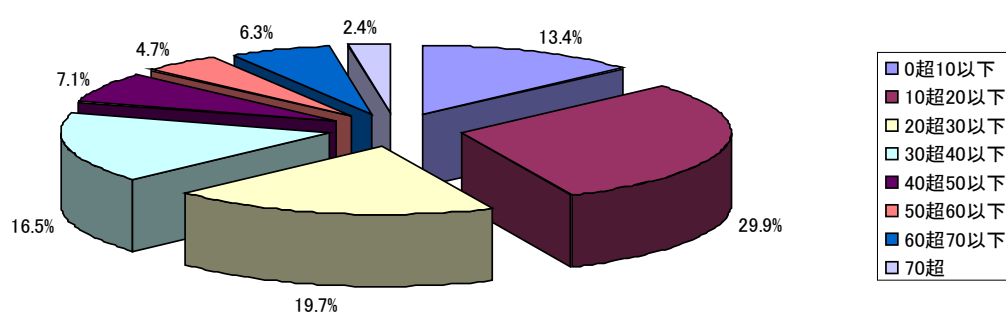


合計	ア． 想定外の事情、トラブル等が生じ、事業内容、予定に影響した	イ． 想定外の事情、トラブル等が生じたが、事業内容、予定に影響はなかった	ウ． 特に問題はなかった
件数 134	22	28	84
構成比 100.0	16.4	20.9	62.7

(出典)MURC 調査

なお、実施されたプロジェクトに対する自己資金の割合について尋ねたところ、「10 超 20 以下」が最も多く 29.9%、続いて「20 超 30 以下」が 19.7%、「30 超 40 以下」が 16.5%であった。

図表 対象プロジェクトの自己資金の割合(助成を受けた事業の自己資金額の割合（自己資金額÷総費用額×100）はどの程度でしたか)



合計	0 超 10 以下	10 超 20 以下	20 超 30 以下	30 超 40 以下	40 超 50 以下	50 超 60 以下	60 超 70 以下	70 超
件数 127	17	38	25	21	9	6	8	3
構成比 100.0	13.4	29.9	19.7	16.5	7.1	4.7	6.3	2.4

(出典)MURC 調査

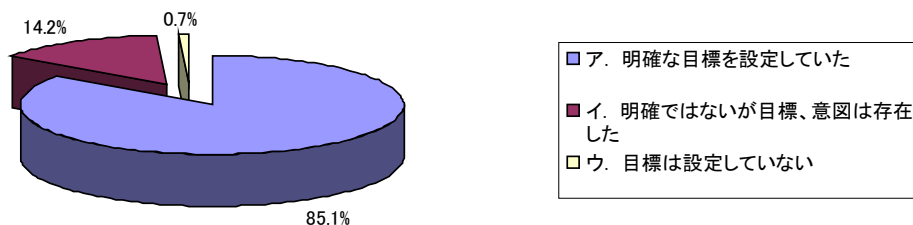
■有効性

有効性については、事前の目標設定の状況「支援を受けて実施した事業について事前に到達すべき目標を設定していましたか」、目標の達成状況「設定された目標は達成されましたか」、目標達成の要因「目標達成の要因について、当てはまるものを選択してください（複数選択可）」について調査した。

○事前の目標設定の状況

実施したプロジェクトに関して事前に目標を設定していたかを尋ねたところ、85.1%が「ア. 明確な目標を設定していた」と回答し、「イ. 明確ではないが目標、意図は存在した」を加えると、99.3%がプロジェクトの目標を設定している状況であった。

図表 事前の目標設定(支援を受けて実施した事業について事前に到達すべき目標を設定していましたか)



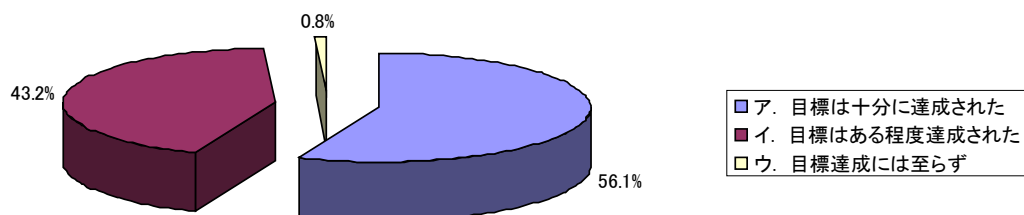
合計	ア. 明確な目標を設定していた	イ. 明確ではないが目標、意図は存在した	ウ. 目標は設定していない
件数 134	114	19	1
構成比 100.0	85.1	14.2	0.7

(出典)MURC 調査

○目標の達成状況

事前に設定した目標の達成状況については、56.1%が「ア. 目標は十分に達成された」と回答し、「イ. 目標はある程度達成された」を加えると、99.3%がプロジェクトの目標を達成している状況であった。

図表 目標の達成状況(設定された目標は達成されましたか)



合計	ア. 目標は十分に達成された	イ. 目標はある程度達成された	ウ. 目標達成には至らず
件数 132	74	57	1
構成比 100.0	56.1	43.2	0.8

(出典)MURC 調査

図表 目標及び目標達成の具体的内容

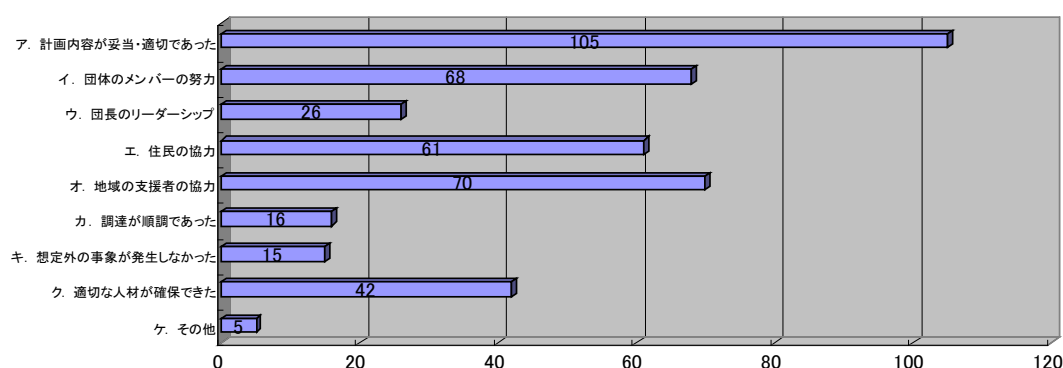
- 職業訓練校を修了した学生の多くが店を開店し、収入も向上している。
- ハイスクールを建設し、現在常時 300 名弱が通学している。
- 校舎が整備され、教室不足も解消し、子どもたちが安心して学べるようになった。全学年の授業が全日制で行われるようになった。
- 定期的にリハビリが行われるようになった。現地の専門家に技術を伝達できた。
- 研修事業に多数の参加者を得、現地スタッフの自主的な活動を促す効果があった。設置した設備も有効に機能し、現地団体による研修事業などが現に実施されている。
- 実施した事業に多くの参加者を得るとともに、この事業を学んだ現地スタッフが自立的な活動を継続している。
- 本事業で設置した給水システムの導入により住民の衛生的な水の確保が可能となり、また給水所では住民のコミュニケーションの場となることから異なる住民グループ（国内避難民など）との対話及び和解促進にも貢献した。
- 中古の本を 1 万冊地域の学校に配布し、図書室を充実させることができた。移動図書館の巡回によると諸活動ができた。教員への読書指導研修会を実施できた。
- 計画人数以上の専門家派遣により、8,000 件以上の診療、1,200 件以上の手術ができた。現地の 20 人の医療従事者に指導が行えた。
- 地域保健ボランティアの育成：当初予定した研修内容をすべて実施し、研修受講者は研修前後に行ったテストで平均 32% の理解度上昇を確認した。
- 91 名に対し職業訓練を実施した。卒業した訓練生の就業率は 90% を超えた。31 名の訓練生がローンプログラムを利用し、ミシン、理容用椅子などを購入し開業した。また、当会が運営するモデルショップにおいて、14 名が実地研修を受けた。
- 平成 22 年度末、地域に 20 名の孤児（ストリートチルドレン）が生活可能な孤児院の建設を完了した。孤児院には孤児たちが自立して生活できるように、ベッド、化粧テーブル、ロッカーなどを配備した。また、孤児たちには身の回り品、衣類等自立に必要なものを支給した。
- ベーシックな服がきちんと縫えるようになるという目標を掲げ、達成。加えてその国の伝統的な衣装（服）も縫えるようになった
- 現地医師に対し、手術や周術期管理の技術移転を行うという目標に対して、難症例手術については、依然として日本人の援助を必要としているが、基本症例についてはおおむね技術の獲得が得ることができている。

(出典)MURC 調査

○目標達成の要因

目標達成の要因については、「ア. 計画内容が妥当・適切であった」が 78.9%、続いて「オ. 地域の支援者の協力」が 52.6%、「イ. 団体のメンバーの努力」が 51.1%という状況であった。事業の計画性と関係者の協力が成功への要因であったことが推察される。

図表 プロジェクトの成功要因(目標達成の要因について、当てはまるものを選択してください(複数選択可))



合計	ア. 計画内容が妥当・適切であった	イ. 団体のメンバーの努力	ウ. 団長のリーダーシップ	エ. 住民の協力	オ. 地域の支援者の協力	カ. 調達が順調であった	キ. 想定外の事象が発生しなかった	ク. 適切な人材が確保できた	ケ. その他
件数 133	105	68	26	61	70	16	15	42	5
構成比 100.0	78.9	51.1	19.5	45.9	52.6	12.0	11.3	31.6	3.8

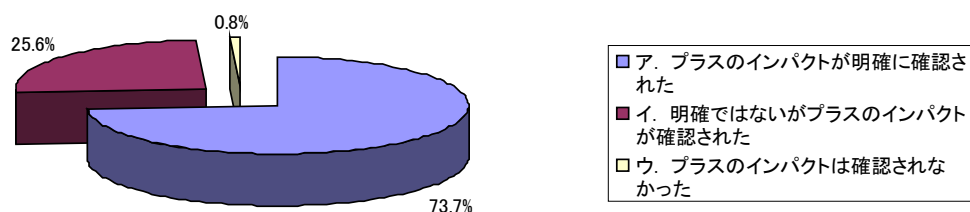
(出典)MURC 調査

■インパクト

インパクトについては、プロジェクトを通じてプラスのインパクトがあったか「事業を通じて、対象地域や対象者等に対し、事前に設定した目標に即して何らかのプラスの影響・効果(インパクト)は生じましたか」、マイナスのインパクトがあったか「事業を通じて、対象地域や対象者等に対し、事前に設定した目標に即して何らかのマイナスの影響・効果(インパクト)は生じましたか」について調査した。

下図表のようにプラスのインパクトが明確に確認された、との回答が 73.7%、明確ではないがプラスのインパクトが確認されたとの回答を加えると、99.3%でプラスのインパクトが生じていた。一方、マイナスのインパクトについては、マイナスのインパクトは確認されなかったが 93.2%と、特にマイナスのインパクトが生じていない状況であった。

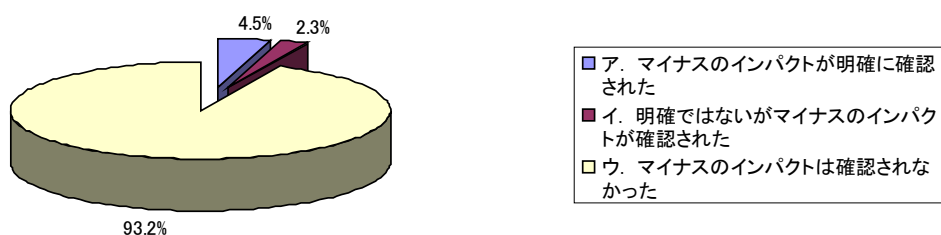
図表 プラスのインパクト(事業を通じて、対象地域や対象者等に対し、事前に設定した目標に即して何らかのプラスの影響・効果(インパクト)は生じましたか)



合計	ア. プラスのインパクトが明確に確認された	イ. 明確ではないがプラスのインパクトが確認された	ウ. プラスのインパクトは確認されなかった
件数 133	98	34	1
構成比 100.0	73.7	25.6	0.8

(出典)MURC 調査

図表 マイナスのインパクト(事業を通じて、対象地域や対象者等に対し、事前に設定した目標に即して何らかのマイナスの影響・効果(インパクト)は生じましたか)



合計	ア. マイナスのインパクトが明確に確認された	イ. 明確ではないがマイナスのインパクトが確認された	ウ. マイナスのインパクトは確認されなかった
件数 132	6	3	123
構成比 100.0	4.5	2.3	93.2

(出典)MURC 調査

図表 プラスのインパクトの具体的内容

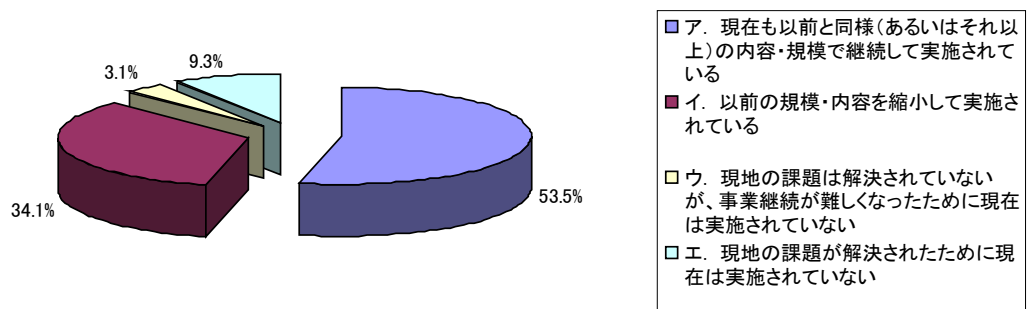
- 修了生の多くは地方に戻り、店を開店した。地方の活性化にも貢献した。
- 事業協力者である担当者が評価され、省における予算が大幅に確保されるようになった。
- 事業によって裸地が植生で修復され、政府の事業となった。また、草地法の改正の契機となった。
- 集会所建設に予測以上に大勢の住民が参加したことにより、与えられたものではなく、「自分たちの」集会所としての利用意欲の高まり。リーダー育成事業により、村の女性たちが自らの能力と意欲を発揮し、震災後のコミュニティづくりの基盤を築くことになった。栄養改善、生活支援事業等により生活レベル向上の意欲を生んだ。
- 本事業で結成された少女グループが積極的な活動を展開することで、コミュニティ内における少女グループの役割が認められるようになった。また、問題を抱える人の近くにいる人へのアプローチ（障害者の家族、児童の保護者）を積極的に行った結果として、問題の周辺の環境、態度を買え、活動がプラスのインパクトを与えた。
- 1年間の研修修了後も、織物を自宅で織り続けている。現金収入を得て、家計を支えている。より高度な技術の習得に意欲を持っている。
- 参加者の技術取得への意欲が感じられた。研修後の聞き取り調査では収入アップになった者が多数に及んだ。
- 給水システムが集会場の役割を負うことで住民らの和解と共存への理解が深まった。また、システム管理の研修を実施したことで（給水システムの）オーナーシップ性が高まり生活改善に向けた自助努力が促された。
- 農場で飼育した羊を一部売りその金で学校の備品（印刷機）を購入することができた。
- 読み書きを覚えて女性が商売できるようになった。活動終了後も教育が続いている。
- 出産時の母子の死亡率が減少した。
- 生涯、血液検査など受ける機会のない住民に検査の機会が提供でき、HIV/AIDS への認識を変え、偏見も減らすことにつながった。
- 学校教育の中で教員や生徒に読書の関心が高まり読書クラブができたり、巡回車からの本の貸し出しもさかんに行われた。
- 遠方からの重症患者の手術を行い、回復できたことにより病院の近辺だけではなく遠方の地域住民にも信頼が得られるようになった。
- 研修修了者の約 90%が卒業後に職を得ることができた。そして研修終了者の約 3 分の 1 が本事業のローンプログラムにより開業することができた。
- 対象地区の歯科医療施設に都市部より常勤の歯科医師が赴任する例が発生してきた。
- 収入増加、貧困からの脱却、女性たちの経済的自立への意識の変化、女性たちの社会参加、男性たちの「女性の仕事」への理解。

(出典)MURC 調査

■持続性

プロジェクト終了後、現時点において継続的に実施されているのか、その持続性について調査したところ、「ア. 現在も以前と同様（あるいはそれ以上）の内容・規模で継続して実施されている」が 52.7%、「イ. 以前の規模・内容を縮小して実施されている」を加えると 86.3%が本調査時点においてもプロジェクトが継続的に実施されている状況であった。

図表 プロジェクトの持続性(支援を通じて実施した事業は、現地において現在も継続して実施されていますか)

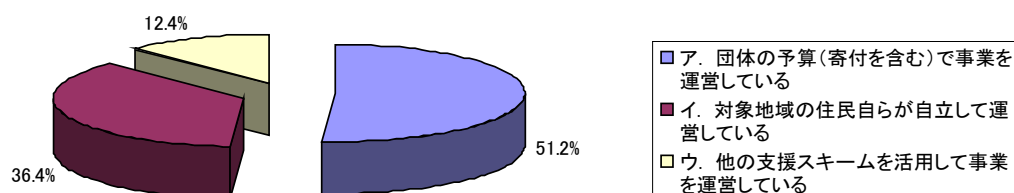


合計	ア. 現在も以前と同様（あるいはそれ以上）の内容・規模で継続して実施されている	イ. 以前の規模・内容を縮小して実施されている	ウ. 現地の課題は解決されていないが、事業継続が難しくなったために現在は実施されていない	エ. 現地の課題が解決されたために現在は実施されていない
件数 131	69	44	4	12
構成比 100.0	52.7	33.6	3.1	9.2

(出典)MURC 調査

また、プロジェクトの継続の方法については、団体の予算で運営されているとの回答が 54.9%、対象地域の住民自らが自立して運営しているとの回答が 38.9%、その他の支援スキームを活用しているとの回答が 13.3%であった。

図表 プロジェクト継続の方法(現在、どのようにして事業が継続されていますか)



合計	ア. 団体の予算（寄附を含む）で事業を運営している	イ. 対象地域の住民自らが自立して運営している	ウ. 他の支援スキームを活用して事業を運営している
件数 113	62	44	15
構成比 100.0	54.9	38.9	13.3

(出典)MURC 調査

カンボジア、タイにおける現地調査においても、インタビューを実施した各団体では、国際ボランティア貯金制度の支援が終了した後も団体の予算や他のスキームを活用してプロジェクトを継続して実施していくとの方針を確認した。これはプロジェクトの実施が単に資金的な裏付けがあるとの理由で実施されているのではなく、団体の使命・役割に裏付けられて実施されていることに起因するものと考えられる。

■小活

アンケート調査による自己評価により、プロジェクトの有効性について、DAC の 5 項目基準により評価を行った。今次の調査結果によると、妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性の各視点において相対的に高い達成状況が確認された。各団体とも、事前に必要性や妥当性をしっかりと検証した上で、そのニーズを踏まえてプロジェクトが実施されたことや、関係者、地域住民等の協力が得られたことが成果達成の要因であったと考えられる。また、ボランティア貯金制度を通じた配分を受けた後も、団体の予算や地域住民の自立を通じてプロジェクトが継続される等、持続性の面についても相対的に高い状況であった。このような点の背景には、配分を受けたプロジェクトが、団体の使命に支えられて実施されているということにも、大きく関連するものと考えられる。

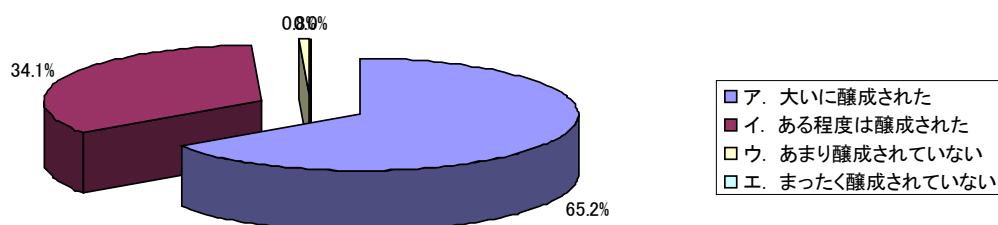
これらを踏まえると、ボランティア貯金制度を通じて実施されたプロジェクトは全体として高い有効性を発揮しているものと評価できる。

(2) 地域における親日感情の醸成(外交的効果) アウトカム②

プロジェクトの実施を通じて地域における課題が解決されたこと等を通じて、当該プロジェクトが日本からの支援であることの認知が広まり、結果として支援対象国の住民において親日的な感情が醸成され、結果として二国間関係に対するプラスの影響が生じたことが考えられる。この点については、国際ボランティア貯金制度が、申請団体がスタッフや専門家を現地に派遣して、現地の人と直接顔を合わせ、両者が協力してプロジェクトを推進する「お互いの顔が見える援助」を基本としていた点も大きく影響している。

今次調査において、カンボジア、タイのプロジェクト・サイトを訪問したが、現地において供与された機材には、当該支援が国際ボランティア貯金制度からの支援であることが明示されている他、支援の際に本プロジェクトが日本からのものであることも説明されており、住民へのインタビューでも日本の支援に対する感謝の声が寄せられた。このように、国際ボランティア貯金制度を通じたプロジェクトに対する対象地域の住民における日本からの支援であることの認知度は相対的に高いことが伺える。この点についてアンケート調査で聴取したところ、親日感情に与えた状況について、「ア. 大いに醸成された」が 65.2%、「イ. ある程度は醸成された」を加えると 99.3%と相対的に高い水準であった。

図表 親日感情の醸成(事業の実施を通じて日本に対する理解や親日的な感情は醸成されましたか)



合計	ア. 大いに醸成された	イ. ある程度は醸成された	ウ. あまり醸成されていない	エ. まったく醸成されていない
件数 132	86	45	1	0
構成比 100.0	65.2	34.1	0.8	0.0

(出典)MURC 調査

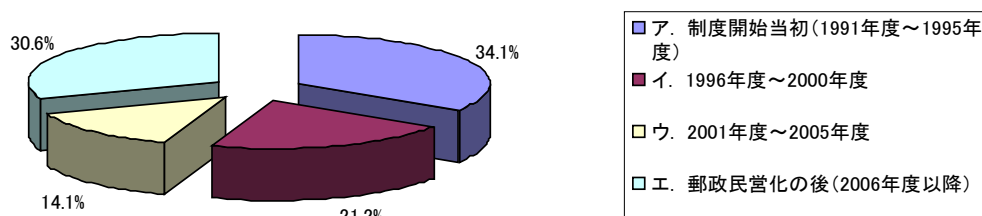
このような結果として、支援対象国・地域における日本に対するポジティブな感情が形成されたものと推察される。

(3) 国際ボランティア団体の発展（団体の発展に対する寄与） アウトカム③

国際ボランティア貯金制度は、1991 年に創設され、以降、国際ボランティア団体の活動への寄附金の配分を通じて、当該団体の事業活動への支援を継続的に実施している。特に制度が創設された 1990 年代は我が国において国際ボランティア団体の設立・発展の時期で、そのようなタイミングで事業費の大半について助成を受けられる本制度は、団体活動の発展や拡大において、大きく貢献したものと考えられる。事業の実績をみても、1990 年代においては平均して 194 団体、242 事業、毎年 17 億 3,990 万円の資金が配分される等、多くの団体の活動に貢献している。今次調査においてインタビューを実施した団体においても、資金の使途の範囲の広さや助成期間が 5 か年まで認められる点等について、役立ったとの意見を多く確認した。以下、アンケート調査を通じてボランティア貯金制度が国際ボランティア団体の発展に寄与した状況について確認する。

まず、どのタイミングから配分を受けているのか、また、その後に継続して配分を受けているのかについて尋ねたところ、「ア. 制度開始当初（1991 年度～1995 年度）」が 34.1%、「イ. 1996 年度～2000 年度」が 21.2%と、アンケート調査の対象となった団体のうち、半数が 1990 年代より助成を受けている状況であった。

図表 配分を受けたタイミング(貴団体が、国際ボランティア貯金制度寄附金の配分を最初に受けたのはいつですか)

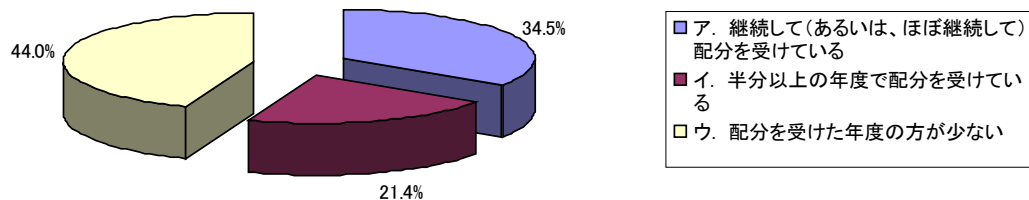


合計	ア. 制度開始当初(1991年度～1995年度)	イ. 1996年度～2000年度	ウ. 2001年度～2005年度	エ. 郵政民営化の後(2006年度以降)
件数 85	29	18	12	26
構成比 100.0	34.1	21.2	14.1	30.6

(出典)MURC 調査

また、配分を受けた後の継続申請の状況について尋ねたところ、「ア. 継続して（あるいは、ほぼ継続して）配分を受けている」が 34.5%、「イ. 半分以上の年度で配分を受けている」が 21.4%と、半数以上の団体が継続して配分を受けている状況であった。

図表 配分申請の継続状況（継続して配分を受けていますか）

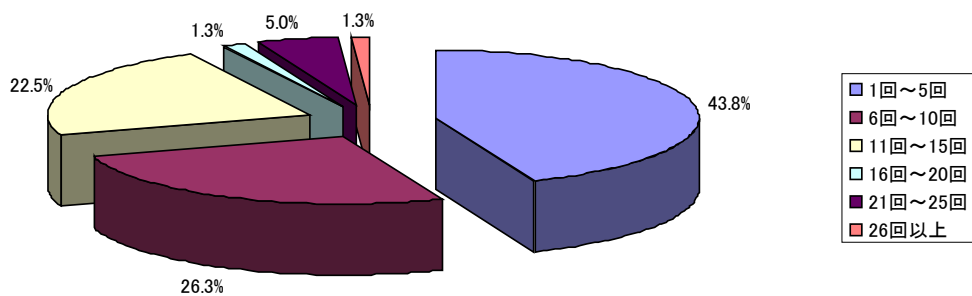


合計	ア. 継続して（あるいは、ほぼ継続して）配分を受けている	イ. 半分以上の年度で配分を受けている	ウ. 配分を受けた年度の方が少ない
件数 84	29	18	37
構成比 100.0	34.5	21.4	44.0

(出典)MURC 調査

申請回数については、「1 回～5 回」が 43.8%と最も多く、続いて「6 回～10 回」が 26.2%、「11 回～15 回」が 22.5%であった。

図表 配分申請の回数（国際ボランティア貯金制度寄附金の配分申請をこれまでに何回行いましたか）



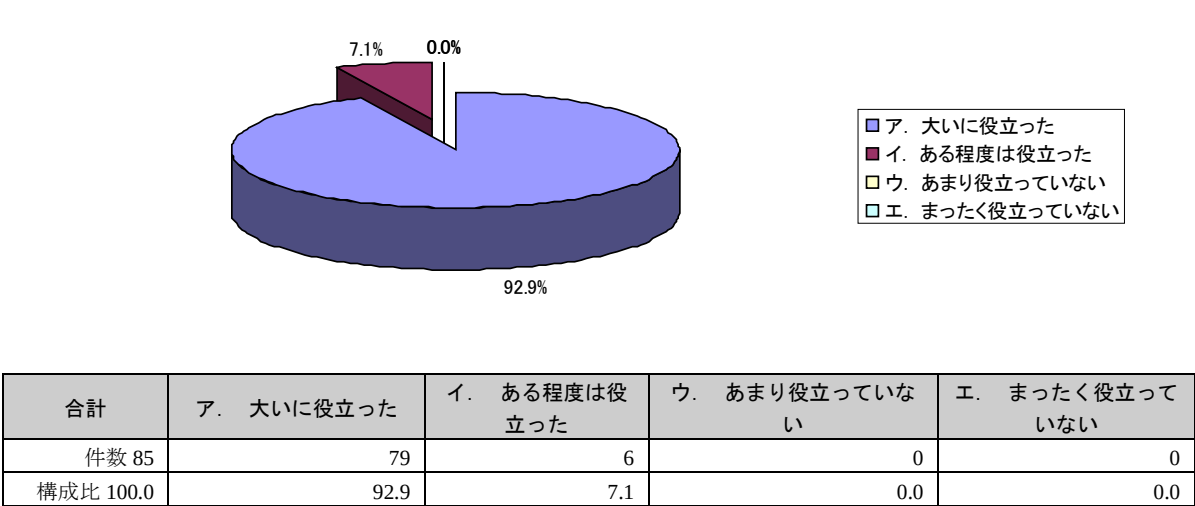
合計	1 回～5 回	6 回～10 回	11 回～15 回	16 回～20 回	21 回～25 回	26 回以上
件数 80	35	21	18	1	4	1
構成比 100.0	43.8	26.2	22.5	1.3	5.0	1.3

(出典)MURC 調査

次に、配分を受けたことによる事業活動、団体の発展に与えた役立ち度について尋ねた

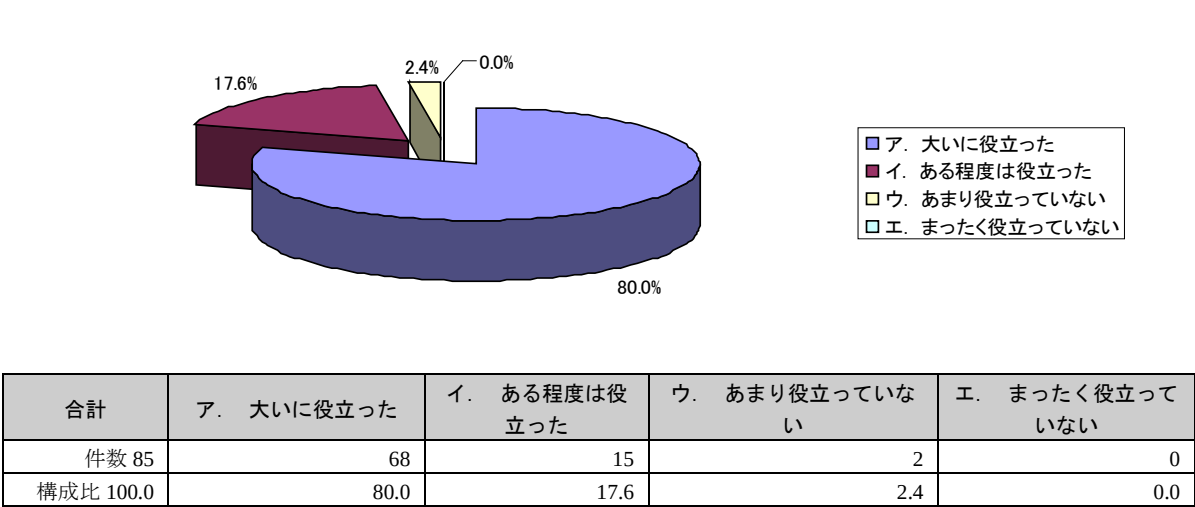
ところ、プロジェクトの実施への役立ち度について、「ア. 大いに役立った」が 92.9%、団体活動や発展に対する役立ち度について、「ア. 大いに役立った」が 80%と全体とした高い水準であった。

図表 事業実施における役立ち度（国際ボランティア貯金制度を通じた支援は事業の実施においてどの程度役立ちましたか）



(出典)MURC 調査

図表 団体活動・発展における役立ち度（国際ボランティア貯金制度を通じた支援は団体の活動や発展においてどの程度役立ちましたか）



(出典)MURC 調査

図表 役立ち度の具体的内容

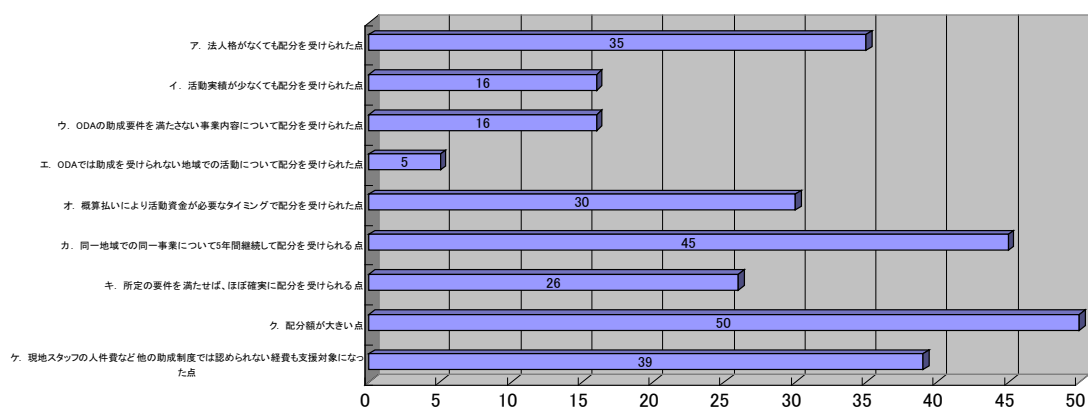
- 当会の支援対象地域での当会事業に対する評価並びに当会の知名度が大いに上がった。
- 事業規模は累計すると 1 億円に近い額を支援され、中国における草地法改正の契機となった。また、担当者は国家表彰された。当会が南満州鉄道に関係した者で構成されていたが、支援金によって違った方面の協力者が事業に参加し、会を支えてくれた。
- ボランティア貯金のおかげで過疎地の住民の自立が大いに進んでいる。
- 海外でのボランティア活動は対象国への貢献はもとより我々団体組織の活性化に大きく影響を与え、生き生きしたボランティアの原動力となる。
- 国際ボランティア貯金制度の支援を受けていなければ、事業を実施することはできなかった。また、この援助をいただいたことにより、当法人への信頼や評価も高くなった。
- 小規模 NGO で現地パートナーの事業実施力が小さい中、小額の支援でベーシックニーズに対する事業が実施できた。
- NGO に対する助成スキームが少なかった 90 年代からまとまった金額の支援を受けることができた。/他の助成スキームでは難しい人件費の支援が得られた。
- 単年度配分で長期的視点では困難だった。資金配分によって現地事業が継続できた。
- 事業の実施：申請額の 70～80%の内定額をいただいております、事業実施を確実に進めるようになる。事前審査、事後評価の実施に伴い、事業への取組みが確実なものとなる。/団体の発展：計画・実行・評価・報告の一連の作業に関わり人材育成・管理手法の整備など組織強化につながった。他の助成金申請・報告のモデルケースとなった。
- アジアの山岳地域で教育環境を整えていくことができた。/現地において当該地域で初の中学校が整備され、中等教育への道がひらかれてきた。/“ボランティア貯金”という由緒ある、また多くの方が支援下さる制度からの助成をいただくことができた。
- 現地の NGO 及びスタッフのスキルアップにつながり、自立的な活動の継続に役立ったと考える。当団体においても現地との交流をより深めることができ目的の達成につながるものになったと考える。
- 活動ができるようになり団体の知名度を上げることが可能となり、多くの問合せがあり、活動の幅が広がった。
- 当団体が専門分野とする平和構築・和解促進の分野は比較的助成金と等の支援の対象となり難い面があるが、当該スキームから資金ご供与により円滑な事業実施が実現した。
- 当団体が最も多くの回数の助成金を受けたのがボ貯金である。ボ貯金の助成金のおかげで事業がスムーズに実施できた。
- 慢性的に資金不足であることからもなかなか実現できない海外でのプロジェクトの実施が可能となり、現地での影響が非常に大きいため。
- 成果等の発表・報告をすることで支援者・支援物資が増えた／法人メンバーの支援活動意欲の喚起につながった。
- 支援先地域において団体が尊敬されるようになり、交流活動がより円滑に実施できるようになっている。
- 国際ボランティア貯金制度は、民間助成金としてはその予算も大きく、対象住民の生活向上に対して一定規模の貢献を行える事業を実施できる点で高く評価できる。また、本制度が開始された 1990 年代初頭は、NGO に対する助成金の数や額も限られており、途上国で早急に支援を必要とする人々に、必要な支援活動を行うための助成金として大変貴重な助成制度であったと考察する。
- この制度がなかったら団体としての活動は資金不足で継続できなかった。現在は配分を受けていないが、事業を続けてこられたのはこの制度のおかげである。
- NGO として組織の活動を発展させ変化させる原動力になった。1991～1998 年に日系人支援から国際協力 NGO へと活動の幅を広げることができた。また、2007～2010 年には環境保全から地元の農家の生活改善へと広げることができた。
- 会計管理が細やかになった
- 途上国で学校や孤児院建設を推進していくには、かなりの多額の費用が必要であり、当団体の寄附金収入だけでは、対応できなかった。国際ボランティア貯金制度を活用することで、海外ボランティア活動を計画通り実現することができ、大いに役立ったと思う。
- 予算規模が大きいのでボリュームのある活動ができた。
- 新たな事業地での事業立ち上げ時のサポートとして複数年に亘り助成を受け、安定的なスタートのために大変役立った。

- 現地で人材を育てるためには5年10年単位の年月が必要であり、人件費や研修のための費用、また子ども達の給食費など助成制度が限られている中で幅広く活用できるボランティア貯金による助成は貴重である。
- 事業の拡大ができた（資金を50%程度出していただけなので）
- 配分金の有効利用のためには安定した自己資金も必要で事業の実施については国際ボランティア貯金制度のみで行ったわけではないがある程度は役に立っている。配分金は当団体においては累積するとかなりの額になる。大いに運営上役に立っていると言える。
- 技術はあるが、資金の乏しい団体としてはスタッフを派遣する上で大いに役立った。
- これまで無医村であった地帯に、診療所、サポートセンター、公衆トイレ、診療エリア拡大のための鉄橋、診療所食堂・公衆トイレといった一連の施設を建設したことで、現地パートナーである病院から本格的な協力も得られた。現在、2名の医師、1名の看護師、1名のスタッフが常駐するだけでなく、定期的に専門医による巡回診療活動も実施している。地域住民が安心できる医療センターが完成したことで、周辺住民からも多くの感謝の声が届いているだけでなく、村（地域）の誇りとして、高く評価されている。
- NGOが海外で事業を実施する上で画期的な制度であった。
- NGO設立間もない頃から配分を受けている。NGOによって活動の主旨を理解してもらうこと、活動資金作りの厳しさはこのNGOでも経験していることと思うが、当会の場合は最初から日本の多くの国民の参加協力型の国際ボランティア貯金制度に賛同をしていたため、ら資金的に支援を受けたことへの喜びと、当会の活動を理解してもらえたことへの感謝の気持ちがある。申請後の質問、回答、報告書作成等、郵政さんとのやりとりの中でいろいろ勉強をすることができ、育てていただいた。
- 自己資金の確保が難しい当団体と現地パートナーにとってニーズのある事業実施を大きく支える支援となった。
- 現地での活動に関しては継続的な事業実施につながる貴重なものであり、事業の発展性は認められるが、国内における団体の活動に関してはこれらの事業が役に立ったとは言えない。
- 活動を開始した初期に寄附金の配分を受けたことが、いちばん役に立った。そのころは寄附金や助成金も少なく、団体自体が無名に近かったので、国際ボランティア貯金制度の配分を受けたことが本当にありがたかった。協力現地はそのころ、物価も人件費も安かったので、たいへん大きな仕事ができた。規模からいうと、そのころの実績が一番大きい。
- -団体としてまだ規模も大きくないころから、現地人件費や運営費を含む多額の寄附金を配分していただけたことは、団体および事業のその後の発展に大いに役立った。
- いくつかの事業で事業立ち上げをスムーズに行うことができたため、その後発展し、現在も継続できている。

(出典)MURC 調査

また、国際ボランティア貯金制度が他の助成制度と比較したメリットを尋ねたところ、「ク. 配分額が大きい点」が 58.8%、「カ. 同一地域での同一事業について 5 年間継続して配分を受けられる点」が 52.9%、「ケ. 現地スタッフの人件費など他の助成制度では認められない経費も支援対象になった点」が 45.9%、「ア. 法人格がなくても配分を受けられた点」が 41.2%等と、これらの点が相対的に高く評価されている。

図表 制度のメリット(国際ボランティア貯金制度について、他の助成制度にはないメリット、他の助成制度よりも特に優れている点はどのようなところだと思いますか。貴団体が実際に体験されたメリット等について回答して下さい)

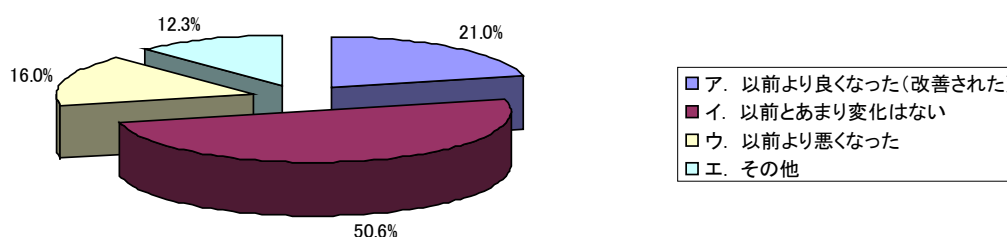


回答	件数 85	構成比 100.0
ア. 法人格がなくても配分を受けられた点	35	41.2
イ. 活動実績が少なくても配分を受けられた点	16	18.8
ウ. ODA の助成要件を満たさない事業内容について配分を受けられた点	16	18.8
エ. ODA では助成を受けられない地域での活動について配分を受けられた点	5	5.9
オ. 概算払いにより活動資金が必要なタイミングで配分を受けられた点	30	35.3
カ. 同一地域での同一事業について 5 年間継続して配分を受けられる点	45	52.9
キ. 所定の要件を満たせば、ほぼ確実に配分を受けられる点	26	30.6
ク. 配分額が大きい点	50	58.8
ケ. 現地スタッフの人件費など他の助成制度では認められない経費も支援対象になった点	39	45.9

(出典)MURC 調査

他の制度と比較したメリットについての変化の状況について尋ねたところ、「イ. 以前とあまり変化はない」が 50.6%と半数を占めていた。

図表 制度のメリットの変化状況（上記のメリットについて、国際ボランティア貯金制度に応募された当初と現状を比較して、変化はありましたか）



合計	ア. 以前より良くなった(改善された)	イ. 以前とあまり変化はない	ウ. 以前より悪くなった	エ. その他
件数 81	17	41	13	10
構成比 100.0	21.0	50.6	16.0	12.3

(出典)MURC 調査

図表 制度のメリットの具体的内容

- 法人を設立して3年目から助成を受けられた。当時は国際協力のスキルはあまりなかった。
- 当初、任意団体であったが、事業内容が評価され支援金を受けることができた。
- 当会は当初任意団体であったが、継続して約1億円の資金が得られた。
- 当会は1990年に発足したが、NPO法人格を取得したのは2000年であった。ボランティア貯金はまだ活動実績がない段階で高額の支援を継続して受けられたので当会の発展にとって大きな力になった。
- 公的助成金の獲得額アップは当団体にとって急務であり活動実績がなくても配分を受けられたことは大きかった。
- 小さなグループで活動をしている我々には法人格がなくてもOKという点が助成を申請した一番の理由である。
- 法人格が無いNGO団体に支援をして下さることはとてもありがたい。実際に事業を行っている海外支援団体のほとんどは法人格を持っていないという事実を認識していただきたい。
- 100万円以上の高額援助はなかなかむずかしくなるが、海外活動をする上で大金がタイミングよく入金されるのは大変ありがたい。また援助を必要とする国の参加者は貧しく、参加の為に交通費さえむずかしい状況であるが、現地費用が認められているのでスムーズに研修会が開催できた。
- 助成資格がNPO法人に限定されたり年間予算下限が定められたり、厳しさが増している中、特に「ア. 法人格がなくても配分を受けられた点」と「キ. 所定の要件を満たせば、ほぼ確実に配分を受けられる点」は有難かった。
- 外務省補助金しかなかった時期（50%自己資金）にも、その自己資金が十分なくても事業が実施できたこと。近年の印象はODAより即ニーズに対応しやすい。
- 事業にとってスタッフ等の雇用は重要で、それが認められ、また継続しての支援が大きか

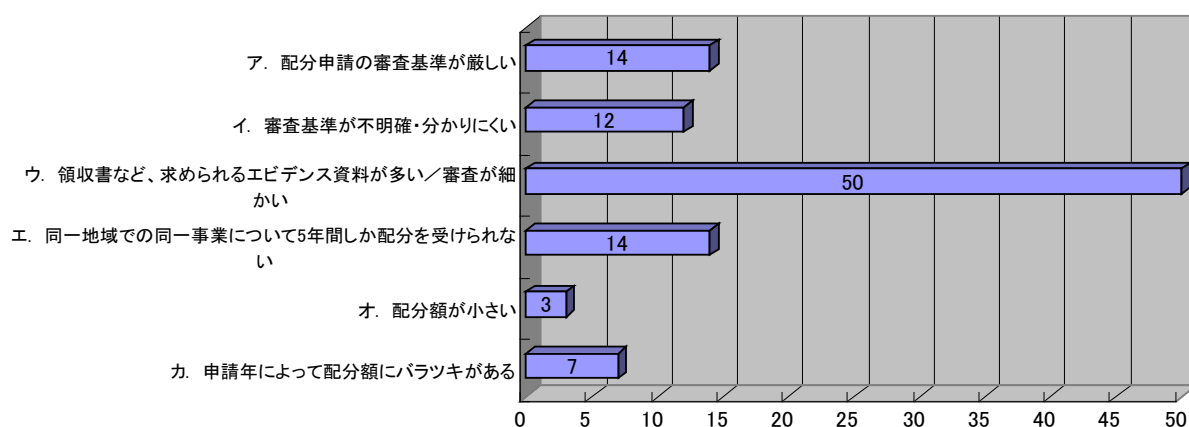
- 5 年間継続して配分を受けられる点は他の制度にないメリット（3 年が限度）/直接事業費の他に現地事業経費（車輛費、事務所賃貸料等）が認められる/日本人及び現地職員、専門家の人件費、駐在費、渡航費などが認められる。
- 渡航費、現地の人件費などが配分され年間を通してのリハビリ活動ができた
- 同一地域において年度毎の事業実施の成果をふまえて次年度の事業の企画をすることができた。
- 当団体は法人格がない時代から助成を受け、現在は法人格を取得したが、当時は非常に助かった。
- 他の助成制度では上限が割合に低く（100 万円程度）でまた半額は後払いとなることもあったので郵便局のボランティア貯金は使い易かった。
- 配分額が多く、特に現地スタッフの人件費を出していただけたのはとても有難かった。
- プロジェクトを実施するには人件費は必須だが、申請が認められない助成制度が多く、また海外のドナーなども人件費などのランニングコストは支援金を出しながらハコものに支援したがるケースが多い（目に見えるため）。そのため途上国ではハコばかりできて実際には運営が滞るケースが多い。当助成制度は人件費を認めているのは大いに意義がある。
- 5 年間継続して配分を受けられるという助成制度は他にはない。現地スタッフの人件費を確保できたことも大変よかった。
- 中長期的に亘って支援を継続してもらえるのはありがたい。
- 事業開始時及び中間時の 2 回に分けて配分を受けることができた点
- 自己資金の限られている多くの NGO にとって、事業実施前にまとまった資金をいただければ、現地にニーズがあっても支援事業を実施することは難しいため、概算払い方式は円滑な事業開始に不可欠であった。また、助成を受けることが、本制度の広報・啓発活動を通じて、日本の預金者の皆様に団体とその事業について知って頂くことになることにつながる点も大きなメリットであった。
- 特に人件費などが 5 年継続して認められたことにより、現地活動の基礎が築かれ、現在につながることができた。会員である預金者が郵便局に行き寄附率を上げるなどの直接的反映を感じられた。
- 1991 年当時は法人格がなかったが配分を受けられた。
- ①申請した金額がほぼ満額認許されるケースが多く、計画が進めやすかった。②金額が認可されると当方が必要な時期に必要な額が振り込まれた。工事業者などは工事前に前金を請求することが普通であり、即座に対応できた。
- 当初は小さい団体だったので助成が団体の発展につながった
- 同事業地でのほぼ確実な継続支援をいただけたことは安定的なプロジェクトの発展のためにとってもありがたかった。また、助成額の大きさも事業規模を大きめに設定することができ、より現地のニーズに応えやすい内容でプロジェクトを行うことができたので良かった。
- 同一地域での同一事業について 5 年間継続しては分を受けられたため、継続して識字教育を行うことができた。事業内容も年々改善を加えることができた。
- 特に現地の人の人件費を出していただけたこと、法人格がなくても配分金の対象となること、支援地域が治安が悪くても日本人が活動していれば配分可能なこと、技術者の派遣費もまかなえること。
- 外務省の補助金制度では安全面の基準が厳しく補助が受けられないような治安の良くない地域での活動にも配分が受けられ活動を継続することができた。
- 任意団体で支援を受けられる支援を知らなかったのも、受けられて助かった。
- 特に現在は NPO でないと申請できないところが多い。また配分金の上限が 100 万円というところも多い。NGO にとって、これらの基準は非常に大きなハードルであり、現実的には、毎年 500 万円くらいの安定した活動費が当会としては必要なため、国際ボランティア貯金制度のメリットは非常に大きい。
- 自己資金の調達が困難な NGO 団体にとって大きなプロジェクトが現地より求められていても実施できないことが多い。しかし、国際ボランティア貯金制度では配分額が大きくネックとなるスタッフの人件費も支援対象になるため、大きなメリットとして感じることもできた。
- 当団体は任意団体であり、NGO 法人を持たない団体においても 1,000 万円規模の助成を受けられた点は大きかった。また、現地スタッフの渡航費や人件費の経費が認められること

から、自己負担額を最小限におさえつつ、現地での事業の実施が可能だった点。

(出典)MURC 調査

一方、他の制度と比較したデメリットについて尋ねたところ、「ウ．領収書など、求められるエビデンス資料が多い／審査が細かい」が 58.8%、「ア．配分申請の審査基準が厳しい」及び「エ．同一地域での同一事業について 5 年間しか配分を受けられない」が 16.5%という状況であった。なお、団体へのインタビューでは、国際ボランティア貯金制度の配分を受けたことで、「ウ．領収書など、求められるエビデンス資料が多い／審査が細かい」を経験・克服した結果、NPO 法人としての認可を得る契機になったとして、この経験を評価している団体もあった。

図表 制度のデメリット（国際ボランティア貯金制度について、他の助成制度にはないデメリット、他の助成制度よりも特に顕著な課題はどのようなところだと思いますか）

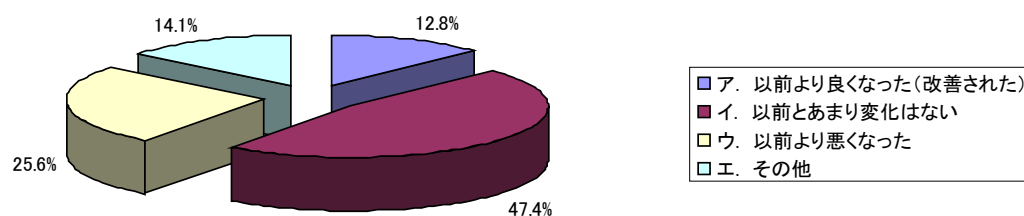


合計	ア．配分申請の審査基準が厳しい	イ．審査基準が不明確・分かりにくい	ウ．領収書など、求められるエビデンス資料が多い／審査が細かい	エ．同一地域での同一事業について5年間しか配分を受けられない	オ．配分額が小さい	カ．申請年によって配分額にバラツキがある
件数 85	14	12	50	14	3	7
構成比 100.0	16.5	14.1	58.8	16.5	3.5	8.2

(出典)MURC 調査

他の制度と比較したデメリットについての変化の状況について尋ねたところ、「イ．以前とあまり変化はない」が 47.4%と半数近くを占めていた。

図表 制度のメリットの変化状況（上記のデメリットについて、国際ボランティア貯金制度に応募された当初と現状を比較して、変化はありましたか）



合計	ア. 以前より良くなった(改善された)	イ. 以前とあまり変化はない	ウ. 以前より悪くなった	エ. その他
件数 78	10	37	20	11
構成比 100.0	12.8	47.4	25.6	14.1

(出典)MURC 調査

図表 国際ボランティア貯金制度に対する意見

- 寄附文化の定着していない日本で唯一 NGO 団体の心強い拠所であった国際ボランティア貯金制度による助成金制度が終焉したことは、日本にとっても、また国際的にも心から残念に思う。
- 民営化されましたが今後も国際ボランティア貯金制度を継続し、NPO 団体の活動を支援して欲しい。その際、申請時の項目等に少し融通があると使い易い。
- 平成 21 年度事業にご配分いただきありがとうございました。おかげで地域住民は衛生的習慣の実践が感染症予防、健康保全、環境保護いつながることを認識し、彼らの行動の変化をもたらすことができた。
- 過去多くの成果を上げてきたので是非今後も続けていきたい。援助の復活を望む。
- ①国際ボランティア貯金制度は希薄と言われている我が国の「寄附文化」に寄与する処大です。是非、存続を希望します。②ハード面（施設・組織）ばかりでなくソフト（運営・人件費等のランニングコスト）にも助成対象を拡大していただくとありがたい。
- 国際ボランティア貯金制度の支援を受けて活動する私たちだけではなく、預金者一人ひとりの善意が活かされているということの意義の大きさを痛感する。
- 事業実施、予算執行に関しては厳しい印象があるが、その反面使い勝手がよいという印象もある。特にベーシックニーズの対応が必要な当団体には同じような助成があればと思う。
- 長い間ご支援ありがとうございました。こうした民間レベルに近いファンドは重要ですが、これも時代の流れでしょうか。
- 永続的な支援を切望する。一定の資格審査の上、相互信頼関係を構築していただきたい。
- この制度は是非続けて私たちのような小さな会でも活動できるようにしてほしい。
- 引き続き何卒宜しくお願い申し上げます。今後も同様支援制度を続けてほしい。
- できることならもうしばらく継続していただきたい。
- ボランティア貯金制度が無ければ私たちは資金難でつぶれてしまっていたかもしれない。支援いただいた間に組織の力をつけ安定した事業が継続して出来るようになった。今後も続けていただきたい。
- 日本の数多くの方々がこの制度を支援し、制度が維持されたことにより、森の再生と学校の運営が進んでいることを、機会を見ては現地の住民に PR している。圧倒的な人数の日本国民が協力してくれているということだけで非常にインパクトがあった。
- 国際ボランティア貯金制度は、民間助成金としてはその予算も大きく、対象住民の生活向上に対して一定規模の貢献を行える事業を実施できる点で高く評価できる。こうした途上国の地元でも喜ばれてきた制度が郵政民営化と共に消えたことは残念である。地元、郵便貯金預金者、NGO も皆残念に思っている。
- 1980 年代に醸成された国際協力への国民の関心を上手く継続できるシステムとして作り上げた先達に感謝している。超低金利により、配分金が続かなくなったが、普通の国民が誰でも参加できる仕組みは大切にしていきたい。
- 日本国民の広くから集められた寄附によって、多くの支援ができていたことは素晴らしい。
- 本団体はさまざまな助成金を得て事業実施にあたっているが、ボランティア貯金はその資金の性質から、資金提供いただいた個々の預金者の皆様の支援の気持ちを、必要とされる場所で活用させていただきたい、という気持ちでスタッフ一同事業実施にあたってきた。このような経験が本団体の組織としての成長を促したと考えている。
- 本制度は、日本国民の多くの人々が参加・協力できる日本が世界に誇るボランティアシステムである。時代に合わせて銀行も変化、進化していくべきだと考えている。以前の国際ボランティア貯金制度の灯は消してはならない世界の宝であり、復活を心から願う多くの人々、NGO がいる。
- 国際協力事業の資金面でのサポートのみならず、日本と途上国の友好な関係を構築していくグローバル社会への取組みとして非常に優れた制度だった。
- 預金の利息で NGO の支援をされることは素晴らしいことで事業を実施する側でも責任をもって行えた。

(出典)MURC 調査

(4) 国民のボランティア意識の普及(一般国民に対する広報効果) アウトカム④

国際ボランティア貯金制度は預金者の利子を財源にしており、預金者に対してその旨が伝えられる等、国際ボランティアに対する国民意識の発展に貢献したものと考えられる。その他に全国の郵便局を通じて様々な広報活動が実施されており、それらを通じても広く国民に対して国際ボランティアの意義、活動についての意識が醸成される等の効果があったものと考えられる。特に、広報活動が国民生活にとって身近な全国の郵便局で展開されたことは、情報に触れる機会の多さや頻度の点から、効果がより高かったものと推察される。郵便局での主な活動は、広報紙の配布の他、団体による活動報告会の開催、幅広い年齢層への普及・啓発が行われている。

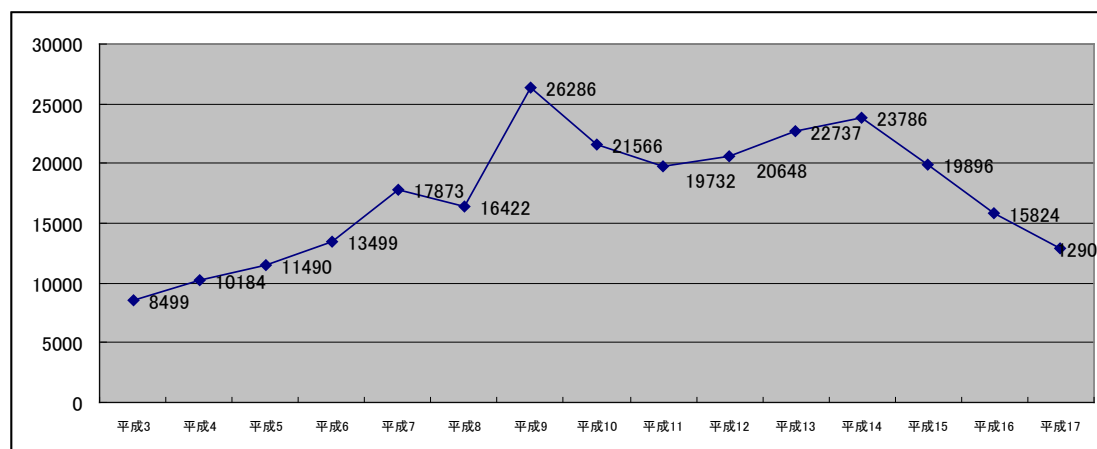
図表 郵便局を通じて国民に配布された主な広報紙

媒体	概要	配布	期間
NGO 活動報告「国際ボランティア貯金レポート」	各団体の援助事業の現地での実施状況や人々の反響等を紹介	郵便局窓口、配分団体等	平成3～16年度の年1回
With Your Love	国際ボランティア貯金制度の配分状況、加入情報等	郵便局窓口、配分団体等	平成12年6月～19年8月
クローバー	国際ボランティア貯金制度の配分状況の他、国際ボランティアの専門冊子	郵便局窓口	平成6年～平成19年7月

(出典)国際ボランティア貯金総括レポート

また、平成3年(1991年)から17年度(2005年)にかけての計15回、国際ボランティアに関する作文コンクールが実施されている。このコンクールは小・中学生部門と一般部門で実施され、全国各地から毎年応募があり、募集された作文は、「国際協力に関する作文集」として全国の郵便局で配布され、国際ボランティア活動の普及・啓発に貢献した。

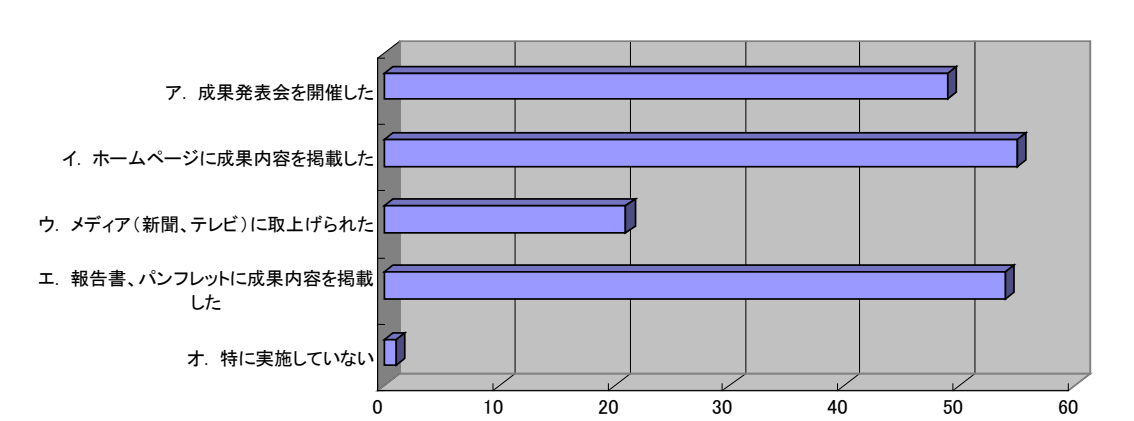
図表 国際ボランティア作文コンクール作品応募状況



(出典)国際ボランティア貯金総括レポート

また、アンケート調査においても団体の広報活動について尋ねた。まず、事業の成果発表については、「イ. ホームページに成果内容を掲載した」が 64.7%、「エ. 報告書、パンフレットに成果内容を掲載した」が 63.5%、「ア. 成果発表会を開催した」が 57.6%と様々な方法で成果に関する広報活動が実施されている状況であった。

図表 成果の公表(支援を得て実施した事業の内容や成果についての発表を行ないましたか。(複数選択))

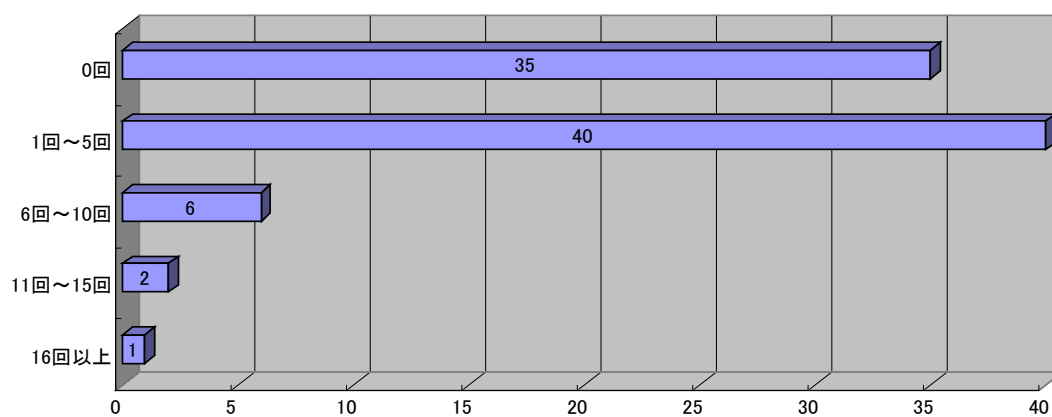


合計	ア. 成果発表会を開催した	イ. ホームページに成果内容を掲載した	ウ. メディア(新聞、テレビ)に取上げられた	エ. 報告書、パンフレットに成果内容を掲載した	オ. 特に実施していない
件数 85	49	55	21	54	1
構成比 100.0	57.6	64.7	24.7	63.5	1.2

(出典)MURC 調査

同アンケートで郵便局や広報誌等の国際ボランティア貯金制度の広報活動への参加状況を尋ねたところ、半数以上の団体において、広報活動への参加経験があるとの回答が得られ、多くの団体が広報活動に参加している状況であったことが伺える。

図表 国際ボランティア貯金制度の広報活動への参加（これまでに、郵便局での国際ボランティア活動についての広報・啓発活動（事業成果発表を含む）に参加されたことはありませんか）



合計	0回	1回～5回	6回～10回	11回～15回	16回以上
件数 84	35	40	6	2	1
構成比 100.0	41.7	47.6	7.1	2.4	1.2

(出典)MURC 調査

このように、国際ボランティア貯金制度への加入の他、郵便局や団体等を通じて実施された様々な広報活動や団体による情報発信を通じて、広く一般国民に対して国際ボランティアの意義、重要性についての普及・啓発が実施され、それらが広く浸透していた状況が推察される。

図表 広報活動の具体的な内容

- 郵便局での事業発表など。
- 機関誌、新聞への掲載。
- 事業成果発表会に参加した。
- 活動報告会を郵便局との共催で実施
- 「NGO 講演会等経費の助成金」をいただき、平成 21 年（2009 年）11 月に中学校で国際ボランティア貯金制度を受けて活動した事業に関する公演を行った。また、3 日間活動の様子をパネル展示を行った際、当法人スタッフは保護者等に活動の内容を説明した。
- 当初（早い時期）、地方郵便局に招かれ市民や特定郵便局長などに対する成果発表をした市民への広報成果ではないが各特定郵便局との関係が今も続いている。（古切手収集など）
- 毎月発行している会員向け広報「MoPI 通信」に報告している。2009 年 10 月 17 日に広報活動の助成金をいただき、ボランティア貯金の寄附金による援助事業の報告会＆写真展を開催した。
- 新宿北郵便局での活動紹介、パネル展示を 3 回以上。/現地（バングラデシュ）訪問ツアーの受け入れを 2 回。
- 当初は各郵便局で説明会実施。湘南地区郵便局でも実施参加。
- 郵便局と共同での国際ボランティア貯金制度事業の写真パネル展。/郵便局での助成決定通知式で事業紹介。
- 文京区本郷郵便局にて事業成果発表を行った。
- 郵便局におけるボランティア貯金の配分をうけて実施した事業内容の説明会を開催した。
- 広報誌による事業内容紹介（1 回）。/啓発活動、事業成果発表助成（3 回）。
- 国際ボランティア活動のニュースレターに記事が掲載された。
- 郵便局での、国際ボランティア貯金制度担当者を対象とした事業成果発表。
- 東京での事業成果発表会。
- 国際ボランティア貯金制度の配分金により行われた他の組織による事業報告会に参加した。
- 昭島郵便局で 1 日局長を行った（代表が）。
- 郵便局の店頭に設置するリーフレットに載るなど様々な形でこれまで広報・啓発活動に参加した。
- 2012 年 3 月 27 日に、国際ボランティア貯金センター主催で、大阪で初めて開催された国際協力報告会にて、講師として活動内容、経過、成果などを約 1 時間に亘って、スライド写真を含め、詳細報告した。
- 現地での活動報告会（於東京）。他の助成金を受けている NGO の方々、郵政関係の方々を対象に現地での生活改善活動を映像をまじえての発表を行った。
- 神奈川県厚木北部郵便局での講演会で地域住民に資料を配布して説明・PR した
- 地元の国際ボランティア推進協議会が開催する成果発表会で毎年のように成果発表した。そのほかに、近畿郵政局（当時）が主催する成果発表会などでも、なんども事業と成果の報告をした。
- 地域・学校等で公演、イベント等でもパネル、チラシ、また新聞でも現地の活動を紹介している。それらを含めると広報・啓発活動は多い。
- 国際ボランティア貯金制度の広報誌「クローバー」に活動が掲載された。
- 地元郵便局内での講演会等に参加して、事業内容を説明した。
- 地域への活動内容報告会。
- 地域郵便局主催の報告会に積極的に参加し、国際ボランティア貯金制度の効果も発表。
- 関東郵政公社管内の郵便局での活動報告（千葉・埼玉・茨城ほか）、イベント参加。

(出典)MURC 調査

Ⅳ. 優良事例（ケーススタディ）

1. 事例の選定方法

本章では、国際ボランティア貯金制度を通じて実施されたプロジェクトのうち、一定の成果を上げ、かつ現在も活動が継続されている等の成功事例について、その概要を整理する⁴⁰。なお、各事例の選定に際しては、国際ボランティア団体に対するインタビュー調査を通じて、団体との協議により選定したものである。

図表 優良事例一覧

事業名	実施団体名
ミャンマーにおける障がい者のための職業訓練事業	認定NPO法人 難民を助ける会
中央アフリカにおける栄養失調児等のための支援事業	NGOアフリカ友の会
小学生に対する食農環境教育及び小学校における森林再生と有機農業の実践	特定非営利活動法人 環境修復保全機構
バングラデシュにおける女子・寡婦のためのエンパワーメント支援事業	シャプラニール＝市民による海外協力の会
農村地域の女性に対する自立のための織物技術指導	認定NPO法人幼い難民を考える会（CYR）
就学前教育の充実・僻地への教材配布と研修会開催	認定NPO法人幼い難民を考える会（CYR）
教員を対象とする環境教育ファシリテーターの養成等	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター

以下、各事例について、「背景・目的」「活動内容」「成果」「配分実績」により整理している。

⁴⁰ 各事例概要については申請書及び完了報告書の記載を参考に一部加筆修正した。

2. 優良事例

ミャンマーにおける障がい者のための職業訓練事業

（平成 18-20 年度（2006-2008 年度）配分事業）

認定 NPO 法人 難民を助ける会

- ミャンマーには障がい者のための訓練校は全国で政府訓練校 1 校のみであったため、ヤンゴン市マヤンゴン地区に障がい者の自立促進を目的として、障がい者のための職業訓練校を開校し、洋裁と理容美容の技術指導を行った。
- 4 年度とも、訓練生の卒業後の就業率は非常に高い水準となった。

<背景・目的>

ミャンマーでは、欧米諸国からの経済制裁もあり、経済状況は必ずしも良いとはいえない。その中でも、就労の機会が非常に限られている障がい者とその家族は、貧困層の中でも特に困難な生活を強いられている。

障がい者が技術を身につけ、経済的、社会的に自立するためには、競争力のある技術を身につける必要がある。しかし、障がい者のための訓練校は全国で政府訓練校 1 校のみであった。そこで当団体はヤンゴン市マヤンゴン地区に障がい者の自立促進を目的として、障がい者のための職業訓練校を開校した。ミャンマー全土から入学希望者を広く募集し、洋裁と理容美容の技術指導を行っている。

<活動内容>

【平成 18 年度（2006 年度）】

4 期（平成 18 年（2006 年）5 月より 3 か月半ごとに計 4 回）の洋裁訓練校と理容美容訓練校を開講した。合計 113 名が職業訓練校に入学し、技術を習得し、経営等を学んだ。

洋裁モデルショップ 2 店（職業訓練の課程を終了した卒業生たちが実地経験を積む場所として当団体が経営）では、12 名が実地研修を受け、理髪モデルショップ 1 店では 9 名の卒業生が実地研修を受けた。

日本からは 1 名を現地に常駐させ、プロジェクトの運営管理・調整、スタッフ管理、関連諸機関との調整を行ったほか、平成 18 年（2006 年度）9 月 24 日から 9 月 29 日までの間に洋裁の専門家を派遣し、現地スタッフ・指導陣に洋裁技術・指導法の指導を行った。

【平成 19 年度（2007 年度）～平成 20 年度（2008 年度）】

職業訓練は、洋裁コースと美容理容コースを設け、事業期間中を 3 期に分けて、実施した。新聞 2 紙に募集広告を掲載し、全国から広く訓練生の募集を行った。洋裁コースには、車いす利用訓練生 2 名も受け入れ、作業台とミシンの間の移動や長時間の座位の苦痛を軽減するため、いす等の工夫を行った。

訓練生は、洋裁コース、美容理容コースともそれぞれ 45 名が職業技術のみならず接客、経営等についても講義を受け、卒業した。また、カウンセリングや職業紹介、モデルショップでの実地研修も行った。訓練期間中、訓練生は寮で共同生活を行なった。

また、スタッフやインストラクター、外部講師による講話を毎朝 30 分程度行い、チームワークや接客、栄養、障がいに対する知識等の知見を提供した。また、仏教寺院の清掃など訓練生自身による社会貢献活動を 6 回実施した。

平成 20 年（2008 年）4 月から日本人の常駐スタッフを置かずに、現地スタッフ中心による運営を行っている。平成 20 年（2008 年）10 月 26 日から 11 月 2 日の間、平成 21 年（2009 年）3 月 22 日から 3 月 31 日の間、日本からスタッフを派遣し、現地スタッフへのヒアリングなどを通して運営管理の向上を図った。また、平成 21 年（2009 年）3 月 27 日から 3 月 31 日に洋裁の専門家によるインストラクターの技術指導を行った。

図表 理容コース授業の様子



（出典）難民を助ける会提供資料

【平成 21 年度（2009 年度）】

平成 21 年（2009 年度）5 月から 8 月まで、9 月から 12 月まで、平成 22 年（2010 年度）1 月から 4 月までの 3 期に分け職業訓練を行った。洋裁コース、美容理容コースの 2 コースを設けて訓練生を全国から募集し、洋裁コースは 46 名、美容理容コースは 45 名が入学し、双方で 89 名が卒業した。卒業生の就業率は、洋裁コースが 91%、美容理容コースは 92%であった。

訓練生には訓練期間中に 3 回、自己開業や今後の計画などのカウンセリングを行い、31 名の訓練生は、訓練校が提供するローンプログラムを利用して、ミシン、理容用いす、洗髪

台、鏡等を購入し開業した。また、洋裁モデルショップ2店にて8名、美容理容モデルショップ1店にて6名が実地研修を受けた。訓練生は技術や接客スキルを実践することで、希望や自信を持つことが出来た。

日本からは、洋裁の専門家を平成21年（2009年度）10月9日から10月16日の間、平成22年（2010年度）2月14日から2月20日までの間、スタッフを平成21年（2009年度）10月11日から10月20日、平成22年（2010年度）2月12日から2月24日までの間派遣し、技術指導や事業評価や管理、業務調整を行った。

図表 洋裁コース授業の様子



（出典）難民を助ける会提供資料

<成果>

【平成18年度（2006年度）】

就業率は洋裁コースが78%、美容・理容コースが80%であった。卒業生に対してもカウンセリングや職業紹介サービス等さまざまなサポートを行い、9名の就職を成立させた。

モデルショップでは集中して研修を行うことで、技術・接客・小規模店運営能力が飛躍的に伸びた。平成18年度（2006年度）中にモデルショップで実地研修を受けた卒業生の就業率は100%であった。

【平成19年度（2007年度）～平成20年度（2008年度）】

卒業生の就業率は、自己開業も含めると洋裁コースが71%、美容理容コースにおいては100%であった。

【平成21年度（2009年度）】

卒業後の就業率は、洋裁コースで91%(自営・開業80%、訓練校アシスタント4%、モデルショップ7%)、美容理容コースは92%(自営・開業88%、訓練校アシスタント9%)であった。また、モデルショップで実践訓練を受けた卒業生12名(洋裁モデルショップで6名、理髪モデルショップで6名)の全員が就職した。

AAR Japanへのヒアリングでは、以下の指摘があり、国際ボランティア貯金制度ならではの支援実績と評価しうる。

「当会では、ミャンマーにおける支援に注力しているが、10年程前、ミャンマーについてはODAが案件化されにくい状況があった。軍事政権によるアウンサン・スーチー女史の軟禁問題のために、日本政府がミャンマー支援に慎重になったためである。そのようなときでも、本制度ではミャンマーでの事業を支援対象として、活動ができた。外務省やJICAの助成金制度を利用した活動は当時できなかったのではないか。」

中央アフリカにおける HIV・エイズ患者、栄養失調児のための支援事業
(平成 19-22 年度 (2007-2010 年度) 度配分事業)

「NGO アフリカ友の会」

- HIV 感染率がアフリカ大陸中央部の中で一番高い中央アフリカの首都バンギ市内の国立ブエラブ保健センター内で、HIV・エイズ患者の自立支援のための洋裁教室を開いた。
- また、HIV エイズ予防啓発教育も実施した。
- 同地では栄養失調児の問題も深刻であり、栄養改善のための給食と必要な医療を提供した。その賄い婦として HIV 感染者を起用し、HIV 感染者の生活の支援策とした。
- 2 年度とも、訓練生の卒業後の就業率は非常に高い水準となった。

<背景・目的>

中央アフリカは、内陸国であるため、貿易は近隣諸国経由で行われており、輸送コスト高という経済的不利に加え、度重なる政情不安の影響で、同国経済は大きな打撃を被り、最近では経済の低迷が続いている。また、HIV 感染率はアフリカ大陸中央部の中では一番高く、15～49 歳の感染率が 13.8%と推定され、HIV 感染者は日々増加している。

当会は、首都バンギ市内のブエラブ地区にある国立ブエラブ保健センター内で、HIV・エイズ患者の自立支援のための洋裁教室を開いている。「洋裁の研修を受けてもミシンを購入する資金がなく学んだ技術が活かせない」、「洋裁研修の受講希望者はいるが、指導者を探すことは難しい」等の現状を踏まえ、HIV・エイズ患者の更なる経済的自立のために、洋裁教室の拡大及び洋裁指導者の育成を行うとともに、販売可能な洋裁技術習得を目指すこととした。

また、中央アフリカ共和国では、貧しさから 1 日 1 食しか食べられない人々が多い。また、蛋白質の不足による低蛋白症や痩せ細った栄養失調児が多く、乳幼児の死亡率も高い。乳幼児期の栄養不足により、何らかの障害があったり、低身長 of 成人も数多くいる。特に、首都バンギ市は国の人口の 1 割が集中しており、物価高騰で更に栄養失調児が増加している。また、この国では 15%の子どもが HIV 感染者から生まれる母子感染児で、親がエイズで亡くなり、孤児となった子どもを引き取った親戚は生活が更に苦しくなり、栄養失調児を生み出している。

当団体は、首都バンギ市のブエブラ区で「ブエブラ栄養失調児センター」、ゴボンゴ区で「ゴボンゴ栄養失調児センター」を開設・運営し、子ども達への給食提供などを行い、栄養改善、健康回復に努めてきた。今年度もこの栄養失調児センターにおいて、栄養失調児に、週 4 回、栄養改善のための給食と必要な医療を提供し、健康回復を支援する。また、賄い婦として HIV 感染者を起用し、生活の支援を行うこととした。

<活動内容>

【平成 19 年度 (2007 年度)】

国立ブエラブ保健センター内の洋裁教室では、エイズ患者 4 名がアフリカプリントのエプロンを縫製し、その賃金で細々と生活していた。そこで、洋裁技術を身に付けたいと希望する HIV・エイズ患者 38 名に対し、「足踏みミシン」を 5 台、「手回しミシン」を 5 台配備した。これまで、エイズ患者たちは、身体も弱く、か細い腕で手回しミシンを使っての作業は重労働であったが、足踏みミシンにより身体にかかる負担を大幅に軽減した。

日本からは、平成 20 年（2008 年）8 月 6 日から 9 月 6 日の間、服飾デザイン専門学校の講師を派遣し、4 名の指導者に対し、技術指導を行った。今回は、カーテンの縫い方や、4 種類のエコバックの作り方、クッションの作り方の指導を行った。縫製技術を覚えるのには時間を要したが、4 人のエイズ患者たちは、確実に作り方を習得し、他の洋裁教室参加者に指導出来るようになった。

図表 洋裁教室での活動の様子



（出典）アフリカ友の会提供資料

【平成 20 年度（2008 年度）】

HIV エイズ予防啓発教育は、医師 2 名、看護師 5 名と当団体が養成した 100 名の保健指導員がバンギ市及び周辺地域の住民 93,680 名を対象とした。保健指導員は 10 名を 1 グループとして、そのうち 7 名から 10 名が週に 3 日各地域で、積極的に個別訪問を行い、根気よく啓発教育を行い、重ねて個々へのカウンセリングを行うことにより、HIV 感染予防の知識を行動に結びつけるまで、確実に指導した。この指導により、血液検査を行う住民が増えたことは、啓発教育の成果が出ているものと思われる。また、村からの要請で、少人数での集団教育も各村や学校で実施した。

保健指導員に、新たな知識の習得と指導力の向上を目指し、研修会を開催した。平成 21 年（2009 年）7 月 30 日から 7 月 31 日に 50 名、8 月 4 日から 8 月 5 日に 50 名、HIV エイズの感染状況、コミュニケーションのテクニック等の再教育を行った。

日本からは、平成 21 年（2009 年）7 月 15 日から 8 月 15 日までの間と、平成 22 年（2010 年）3 月 3 日から 3 月 27 日までの間に専門家を派遣し、各地域を回り啓発活動の実施、実施状況の把握を行った。

【平成 21 年度（2009 年度）】

給食のサービスは、平成 22 年（2010 年度）12 月までゴボンゴとブエラブの 2 か所の栄養失調センターで週 4 日、内 2 日は朝食、昼食の 2 回実施してきた。平成 23 年（2011 年）1 月からはブエラブの 1 か所に統合し、ゴボンゴの子ども達も集め、同じく週 4 日実施し、給食提供者は、延べ 43,254 名（1 週間平均 831 名）であった。食事の内容は、朝食はピーナッツバター入りのお粥を中心として 250 カロリー、昼食はミルクのほか 350 カロリーを摂取出来るようにし、週に 1 度は特別食としてカレー味や魚を煮込んだご飯等を与え、早期栄養改善を目指した。また、重症の栄養失調児延べ 16,144 名にオイルサーディンやクロレラを与え、徹底したカルテ管理を行い、個々の子どもたちの栄養改善と健康管理を行った。

今年度新患の栄養失調の子どもは 1,018 名、診察を受けた子どもは 3,658 名であった。このうち、栄養状態が改善し、センターを卒業したのは 698 名（68%）であった。また、栄養失調センターに 6 名の HIV 患者を生活支援のため、賄い婦として雇用した他、老朽化していた調理場が平成 23 年（2011 年）1 月の嵐で倒壊したため、急遽建替えをした。

日本からは、平成 22 年（2010 年）7 月 15 日から 9 月 24 日、平成 23 年（2011 年）2 月 22 日から 3 月 25 日の間、理事長(看護師)を派遣し、患者の救急ケアや訪問診療、児童の健康計測等を行った他、平成 22 年（2010 年）7 月と平成 23 年（2011 年）3 月にスタッフを派遣し、事業の進捗管理等を行った。

【平成 22 年度（2010 年度）】

ブエラブ栄養失調児センターでは、医師、ソーシャルワーカーを各 1 名、栄養士 2 名、看護師、給食調理員、洋裁補助指導者を各 4 名雇用し、1 年間に、932 名の栄養失調児を受け入れた。低蛋白症、消耗症の栄養失調児に週 4 日の医療とカウンセリング、給食、栄養指導、家庭訪問などで、552 名の児童の栄養状態が改善された。重症の子どもには、クロレラや特別の栄養メニューを与えた。

栄養失調児の母親に対する栄養教室と調理教室は、月曜日と木曜日に交互に実施した。調理教室では、調理方法をデモンストレーションし、栄養教室では、ビタミンの摂取など栄養バランスについて教えた。貧困者はどうしても主食のキャッサバ芋だけを食べ、野菜を食べないためにビタミン不足となり、栄養素の不足から低蛋白症になる。安価で購入できる野菜もあることから、母親の意識改革に努めた。

洋裁教室は、週 4 日、3 か月を 1 サイクルとし、各サイクル 20 名を対象とし、計 80 名の母親が、子ども服やブラウス等の仕立てができるようになった。自分で縫った洋服が売れた時は喜んで報告に来る姿も見られ、洋裁教室は自立への第一歩であることを実感した。日本からは、平成 23 年（2011 年）7 月から 9 月、10 月、平成 24 年（2012 年）2 月から 3 月に合計 127 日間、専門家やスタッフを派遣し、事業の進捗管理や洋裁の技術指導を行

った。

図表 栄養失調児の体力測定の様子



(出典) アフリカ友の会提供資料

<成果>

日本人専門家が帰国してからも、技術指導を受けた4名を中心に、10台のミシンをフル活動させ、洋裁教室に参加したHIV・エイズ患者たちが、週3回作業している。

参加者からは、「洋裁指導者として採用していただき、エイズ薬の支援を受けることにより、私と私の子どもは生活出来るようになりました。私は社会の中で女性として生きる価値を見つけ、女性友達も再び私に信頼と愛を寄せています」、「この援助なしでは私と私の孫は生きることが出来ませんでした。家族は私と孫がエイズ患者であると知り、私達を見捨てました。洋裁を教えてもらい徐々に上達しています」など感謝の手紙が届いた。

また、センターの利用者からは、センターの利用者からは「僕は16歳で野菜を売っています。母は死に、父はいません。兄弟は5名でおばさんの家にいます。弟は痩せてしまい近所の方がセンターを教えてくれました。センターに来て、弟は少しずつ元気になりました」、「娘はAIDSで死に、孫はひどい状態で死ぬかと悲しかった。この子は娘の残した子どもです。元気になって、笑ってほしいです。助けてくれてありがとう」、「子どもを元気にしてもらい自分も働けるようになりました」など心からの感謝の気持ちが伝えられた。

センターの受け入れ児は、重症児やHIV・エイズ感染児が多く、物価高騰も相まって、栄養改善率は目標以下の約59%である。まだ時間を要する栄養失調児も多いが、ほとんどの子どもが着実に良い方法に向かっている。

母親たちからは「今も子どもが生きていることに感謝します。2歳の子どもを一人亡くしていますので、子どもが元気になったことに驚きました。今度は野菜を買い、習ったように調理してみます」、「洋裁ができればお金が貰えるなんて、良いことを教えていただ

きありがとう。今は、お金を貯めて自分のミシンを買うことが目標です」、「栄養教室で野菜や肉魚の大切さを知りました。減多に食べられませんが、お金を少し出せば野菜も買えます。これからは子どもに食べさせます」など感謝の声が寄せられた。

NGOアフリカ友の会へのヒアリングでは、以下の指摘があり、国際ボランティア貯金制度ならではの支援実績と評価しうる。

「本制度の配分金は、現地スタッフの人件費に充てることができるので、本制度の配分金を受けられる期間は現地スタッフ（主に看護師）数を増やし、ケアの質の充実化を図ることができた点が大きな効果であった。当会で実施する事業の支援の質の向上を図るためにかかる費用では、現地スタッフ人件費が占める割合は大きい。

（日本からの派遣スタッフの人件費を支援してもらえる助成金は勿論多いが、）現地の看護師等のスタッフの人件費を出してもらえる助成金制度はほかには無いのではないか。外務省の助成金では、例外的に1年だけ現地スタッフの人件費を支援してもらえたことがあったが、それ以外では支援してもらえていない。」

**タイ 小学生に対する食農環境教育及び小学校における森林再生と有機農業の
実践（平成 19-22 年度（2007-2011 年度））**

特定非営利活動法人 環境修復保全機構

- 農村の大部分が農民であるタイの農村において、環境と両立した有機農業の技術を小学生を中心に指導を行い、地域での有機農業技術の普及を目指した。
- 有機農業技術指導を受けた小学生と小学校教員のみならず、家族への有機農業技術の普及が見られ、農家によっては、農産物の質の向上によって収入が増加し、生活の向上を実現したケースも見られた。また、農業技術の習得により、自身の活動に自信を持つことができ、地域の農業技術普及を積極的に行うなどの副次的な効果も見られている。

<背景・目的>

特定非営利活動法人環境修復保全機構（以下、ERECON と記す）は、平成 19 年度（2007 年度）から国際ボランティア貯金制度の助成を受け、タイ国ナーン県プア地区及び周辺広域における、森林保全啓蒙活動、地域住民との協同での森林再生による環境修復活動、有機農業を中心とした持続可能な農業生産環境の普及を実施した。また、事業対象地域において、上記活動を長期的に実施できる人材の育成を目的としての研修事業も実施されている。ナーン県はタイ第 2 の都市であるチェンマイから車で 5-6 時間を要する内陸山間地であり、自然豊かな地方であるものの、雇用の機会は非常に限られ、住民のほとんどが農業に従事していることから、有機農業技術支援により、環境と両立した農業活動が重要となっている。

<活動内容>

年度による活動内容は以下の通りとなっている。

【平成 19 年（2007 年）（1 年目）】

森林の重要性の啓蒙と有機農業に関する知識・技術の普及、裸地化した放棄地等 5ha の植林

【平成 20 年（2008 年）（2 年目）】

堆肥加工技術の普及・啓蒙と生物起源防虫液づくり、植林地管理・補植

【平成 21 年（2009 年）（3 年目）】

植林地 10ha 拡充・管理・補植、現地農家が本格的に堆肥加工に取り組める環境の整備

【平成 22 年（2010 年）（4 年目）】

現地農家グループの自立的なモデルファーム（アグロフォレストリー含む）運営

【平成 23 年（2011 年）（5 年目）】

小学生に対する食農環境教育及び小学校における森林再生と有機農業の実践

項目別での活動内容は、以下の 5 点に整理される。

① 農業分野の担い手である小学生を対象とした食農環境教育ワークショップの開催

本事業によって地域においてこれまでに実施されてきた森林再生と有機農業による持続的農業の実施について説明し、小学校で取り組める学校菜園での野菜づくり等の指導を行うとともに、各小学校が実施する環境問題への取り組みの発表会を設けるなど小学校間の連携構築を目指した活動を実施した。またワークショップでは「森林再生と有機農業を軸とした持続可能な農業生産環境の構築に関する改定版パンフレット」を配布するとともに、アンケート調査を実施して適宜参加者の理解度の把握に努めた。

図表 食農環境教育ワークショップ



(出典) ERECON ウェブサイトより (http://www.erecon.jp/JP2010_report.pdf)

② 5つの小学校での学校菜園の設置支援と農具の配付

小学校において森林再生と有機農業を軸とした持続的農業に取り組めるように、活動対象の5小学校に学校菜園を設置するとともに農具を配付した。堆肥づくりや生物起源防虫液づくり、木炭づくりや苗木づくりを指導し、小学生が有機野菜づくりに取り組む素地づくりを目指した。

図表 小学校の家庭菜園の様子



(出典) MURC 撮影

③ 区画を活用した持続的農業の教育啓蒙

ナーン県内の 3 地区に設置した 17 か所の混農林業モデル区画の取り組みにおいて、区画を活用した持続的農業の教育啓蒙の実施が成されるように、2011 年度事業においても継続して取り組みを支援した。更に、一部の混農林業モデル区画においては小学生を招聘し、現地農家が小学生及び小学校教員に対しての技術指導を実施した。

図表 農家による小学生への農業実習の様子

(左：堆肥の作り方を説明する学生、右：きのこ栽培の様子)



(出典) MURC 撮影

④ 農環境教育教材づくりを通じた指導者育成研修

小学校において小学校教員が中心となって食農環境教育の実践を行うための手引きとなる教材を作成した。

⑤ 小学生を対象としたエココンテスト

小学生を対象に、堆肥づくりや学校菜園での野菜づくりに取り組んだ経験を題材にした絵画を募ってエココンテストを行い、秀でた作品を奨励することで小学校における食農環境教育の実践の活性化を図った。

図表 エココンテストの優秀作品



(出典) MURC 撮影

<成果>

本事業は、国際ボランティア貯金制度寄附金による配分金の支援を得て 5 年間に渡って実施された長期の事業であり、現地農家及び小学校における本事業実施背景への理解や、現地協力団体を含む多くの関係機関との連携によって当初計画を達成している。

本助成事業において、農家の人々に自発的に活動を広報するような活動を促すようにしたところ、他県での農業技術指導に農民が参加したり、地元の小学生に農業技術を教えたりと、自発的な活動が見られるようになった。また、タイの場合は、支給の期間が 5 年しかないという制度上の制約から、それ以降は、自発的に支援農家が他の助成制度などから資金を獲得するような動きも見られた。

また、地元の小学校の教員をキーパーソンとして活動を実施したり、ワークキャンプを開催したりすることにより、活動の成果が見えるようになった。

また、ERECON が独自に実施した食農環境保全ワークショップのアンケートによると（支援対象の 5 つの小学校の小学生を対象として平成 23 年（2011 年）12 月に実施）アンケート調査から、回答した小学生の 100%が今後も継続して食農環境教育を受けたいと希望しており、技術の習得を希望していることが分かった。このことから、ERECON における各小学校における個々の取り組みが、それぞれの小学生らより高い評価を得ていることが分かる。

ERECON へのヒアリングでは、以下の指摘があり、国際ボランティア貯金制度ならではの支援実績と評価しうる。

- ・ 1 事業への助成は同一地域で 5 年までというルールに関しては、本制度以外の助成団体の多くが、支援期間を 3 年としていることと比べても非常に活用しやすかった。特に、農業事業は成果が発現し始めるのが 3 年目頃のケースが多く、次のステップを見据えられる 5 年間の期間が適切であった。
- ・ 本制度は、現地の人件費の支払いが費目として認められていることがメリットの 1 つである。

図表 ERECONの活動理念



(出典) ERECON ウェブサイトより (http://www.erecon.jp/JP2010_report.pdf)

< 配分実績 (単位：円) >

年	事業総額	配分額	自己資金額
2007	n.a.	6,833,000 7,372,000	n.a.
2008	n.a.	7,921,000	n.a.
2009	n.a.	15,916,000	n.a.
2010/2011	7,602,000	7,602,000	0

(出典) (独) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構ウェブサイト
(http://www.yuchokampo.go.jp/yucho/new-volpost/result_beforeh20.html) 及び ERECON 事業完了報告書より
MURC 作成

**バングラデシュ 住民グループ育成・研修、識字学級、児童教育、
障がい者支援及び自治組織の育成（平成 22 年度（2010 年度）配分事業）**

「特定非営利活動法人シャプラニール＝市民による海外協力の会」

- 教育、医療等の生活基盤が整備されておらず、社会的、経済的に取り残された地域の少女・寡婦、障がい者などの生活は一層厳しくなっている。そのような状況の下、本事業では住民グループを育成し、識字教室、児童補習教室、障がい者支援活動等を実施した。
- 小規模融資の活用事例、障害者支援の活動の拡大など、少しずつ地域や住民に変化が見え始めている。

<背景・目的>

バングラデシュ首都ダッカ近郊に位置するノルシンディ県ライプーラ郡及びベラボー郡では、住民の自主的な相互扶助グループを通じた貯金活動の奨励、保健衛生学級や識字学級の運営などをこれまで行ってきたことで、一定程度の生活の改善がみられた。しかし、急激な現金経済の浸透により、寡婦や経済的な最貧困層、障がい者、女性など、一般社会や経済活動から「取り残されている人々」として生活は依然として厳しく格差が広がっていた。特に、ライプーラ郡に位置する、ベンガル語でチョールと呼ばれる中洲地帯は教育及び医療の環境整備がともに不十分で全体的に貧困状態が改善していない。このような中、最貧困層の女性を対象に住民グループの育成と現金収入を得るための技術研修を実施してきたことにより、生活が安定し始めている世帯も生まれつつあったが、各メンバーの状況はそれぞれ異なり個々に合わせた支援をする必要があった。また、現金経済が加速度的に流入する中、農村地域で現金収入を得る手段を身につけるニーズはますます高まっていた。障がい者への直接的支援は端緒についたばかりであり、まだまだ十分なりハビリテーション、専門病院への紹介が必要な対象者は多く存在していた。また、地域での障がいへの理解を深めるために、学校や行政と連携して地域への啓発がなお一層必要であった。貧困層以外の人々をメンバーにし、地域の課題（最貧困層や障がい者の存在）について認識し、活動するための自治組織の結成が進んできていたが、これらの組織は結成後間がなく、地域住民自身による自発的な地域の課題解決のための組織となるためには働きかけを継続し、軌道に乗せることが必要であった。

このような調査結果から、当該地域には以下のようなニーズが存在していると考えられた。

- 1) 最貧困層、取り残されている人々への丁寧な働きかけ
- 2) 地域の課題に取り組む活動をより自立発展的なものにする

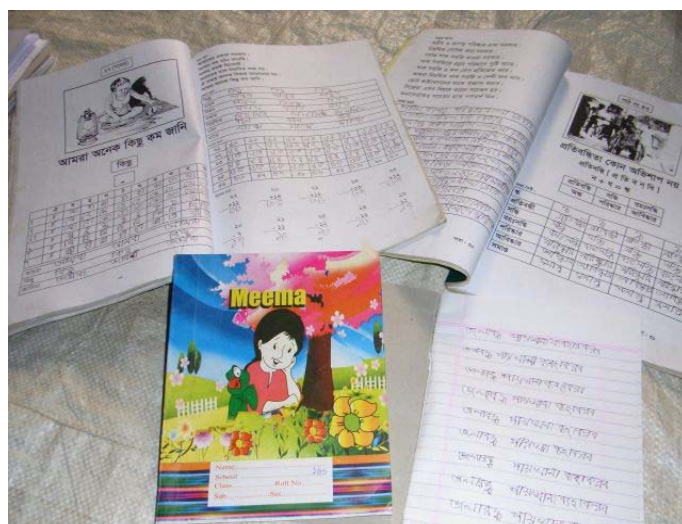
<活動内容>

本事業では、以下の活動が計画・実行された。

1. 住民グループ育成

- (1) グループの結成と育成（最貧困層グループ、少女グループ）
 - (2) 各種研修（グループ運営に関する研修、女性の権利に関する研修（少女グループ対象）、収入向上研修（家庭菜園、竹かご作り、牛の肥育や養鶏技術等））
 - (3) 年次集会
2. コミュニティへの働きかけ
- (1) 識字学級（4 センター（計 240 人））
 - (2) 児童教育（8 センター（計 240 人））
 - (3) 障がい者支援（1,500 人を対象とする巡回指導（リハビリテーション））
 - (4) 啓発キャンペーンの実施（識字に関する啓発キャンペーン、女性の権利に関する啓発キャンペーン、子どもの権利に関する啓発キャンペーン、障がいに関する啓発キャンペーン）
3. 自治組織の育成（8 自治組織（メンバー88 名））

図表 識字学級で使っている教材とノート



（出典）本事業の中間報告書より抜粋

具体的には、住民グループの育成では、最貧困層の女性の 20 グループが 1 年間に 480 回超のミーティングを実施し、出席率は平均 85%を超えた。参加者は少額の融資を受け、牛、鶏、アヒルの肥育研修など様々な活動に参加した。事業終了時点で 90 名が、雑貨屋経営や野菜栽培、家畜肥育などを行っていた。50 ある少女グループは、月 2 回の定期的ミーティングを開催した。女性の権利や社会問題等について研修を行ったほか、自治組織と協力して予防接種キャンペーンや、子どもの出生登録の手伝いなどを行い、地域の取り組みに主体的に関わった。

地域への働きかけとしては、村人の協力を得て、少女を対象とした識字教室を 4 カ所で開催し、80 名が基礎的な読み書きを学んだ。また、小学校低学年を対象とした児童補習学

級を8カ所で実施した。出席率は97%と高く、補習学級としての役割を果たしたといえる。障がい者支援としては、介助者の巡回リハビリテーション指導、車いす、補聴器など補装具の提供等を行うとともに、障がい者への偏見をなくすため演劇の上演等も行われた。

自治組織を育成する過程では、メンバー88名が組織別等のミーティングを繰り返すことにより、各メンバーが地域の問題を把握し、自主的に問題を解決する動きに繋がった。

<成果>

女性グループの少額融資で購入した牛から得た収入で、2頭目を購入する女性が現れたという事例がみられた。また、親たちがお金を出し合って、通学のための竹製の橋を設置したり、啓発の成果によって学校に車いす用のスロープの設置や福祉手当の給付が実現したりするなど、少しずつではあるが、地域や住民に変化が見え始めている。

小児麻痺によりこれまで歩行ができなかった9歳の少女が、当事業でリハビリ訓練を始めて2年が経過した。今は全てを自力で行い、再び歩けるようになったことで、家族や周辺住民が積極的に本事業の活動に取り組む姿勢が見られるようになった。

以下はシャプラニール会報「南の風」2011年12月号より抜粋したものである。

図表 シャプラニールの会の支援による成果事例

バルナリーちゃんは9歳の少女です。生まれて3日後に高熱を出しましたが、家が貧しく適切な治療を受けられなかったため、小児麻痺にかかりました。立ち、歩き、パンツを履き、トイレで座ることの全てが出来なかった彼女ですが、7歳の時にプライマリー・リハビリテーション・セラピーを開始して2年、今では全て自力で行うことができました。かつて再び歩けるようになるとは信じていなかった家族や近所の人たちも、今では考えを改めるに至っています。



(出典) シャプラニール会報「南の風」2011年12月号より MURC 作成

本事業は、シャプラニールが現地の NGO である PAPRI と連携して貧困層に十分手の行き届く援助を実施したものであり、事業対象地における最貧困層に様々な機会を提供したといえる。それまでの当該地域での活動と合わせ、徐々に事業の効果も発現してきていることが認められている。

また、このような活動を資金面で支えた国際ボランティア貯金制度は、民間レベルでの(我が国の NGO による)海外援助の充実にも十分資するものであったといえる。

カンボジア 幼児教育環境改善支援事業（平成 20-24 年度（2008-2012 年度））

「特定非営利活動法人 幼い難民を考える会」

- カンボジア教育省幼稚園局と協働して、同国の全公立幼稚園に対して絵本、教材を配付して、幼稚園の教育環境の改善を実施。
- 併せて、教員に対して教材を利用した保育内容に関するワークショップ、フォローアップ研修を開催し、教員の教授法の高度化も図ねことで、教育内容・方法の充実を実現。

<背景・目的>

カンボジアでは、3 歳から 5 歳までの幼児が、就学前教育を受ける機会は、カンボジア教育省の 2006 年度統計によると 13%の水準となっている。カンボジア政府の活動計画では 2015 年までには 5 歳の子どもの 75%が幼児教育を受けることができるようになり、6 歳から小学校でスムーズに教育を受けられるようにするなど、包括的に幼児教育環境改善に力を注ぐ方針が表明されている。しかし、政府の幼児教育への予算は限られているため、幼稚園教諭の指導書、子どもの教材が全く不足していること状況であった。例えば、カンダール州の幼児教育局では、2005 年まで州の予算はなく、小学校から協力を得る程度であった。その後 2006-2007 年度からは、5 歳児クラスについては一人年間 6,000 リエル（約 1.5 米ドル）の予算がついた程度である。

図表 カンボジアの幼稚園の風景



（出典）MURC 撮影

2006 年の教育省の統計では、カンボジア全国に幼稚園は 1,591 園あるが、上記のような予算不足の関係から、ほとんどの幼稚園は、子どもたちが幼児期に必要な遊び、教材が不

足しているのが現状である。文字、言葉の発達に役立つ教材もほとんどない。子どもは 2 ～3 歳頃から文字に興味を持ち始め、この時期に発達段階や興味にそった文字あそび等と出会えば、子ども自ら関心を示し吸収していく。そのため保育教材にはある程度の種類や順序建てて学ぶことのできるもの、分かりやすい目的と使い方で子どもたちが自発的に興味を持ち反復して使えるものが不可欠であるが、現状は皆無である。

このような状況を踏まえて、幼い難民を考える会は 2004 年から協働関係にある教育省幼児教育局及びカンダール州教育局と検討を重ね、政府当局とともに、全国の幼稚園に対して絵本等の教材を配布すること、また教材を単に配布するだけでは先生や子どもには有効に使われないことを踏まえて、保育者研修等を実施して教材の目的や使い方を正しく伝え、理解を得ることが必要であるとの認識の下、全国で教材利用に関するワークショップを開催し、更には、その後のフォローアップにより現場でどのように使われているかを見てフィードバックを通じての教員の教授法の高度化を図ることとなった。

<活動内容>⁴¹

【平成 20 年（2008 年）】

保育教材は詩の本・なぞなぞの本を各 3,500 冊、文字表と脚文字表を 11,000 枚、計画どおり作成した。平成 20 年（2008 年）6 月 10 日から 6 月 11 日に 24 州の幼稚園局の担当者研修を開催し 65 名が参加し、作成した教材の配布と使用方法の指導を行った。6 月 17 日から 6 月 18 日には全国 24 州において、州の担当者が中心となり 185 郡の幼稚園局担当者研修会を開催し、教材の配布と使用方法の説明が行われた。また、カンボジア教育省の指示により、平成 20 年（2008 年）9 月 1 日から 9 月 5 日の間に 185 郡において郡の担当者が中心になり、各幼稚園の保育者を対象とした研修会を実施し、教材の配布、使用方法を説明した。平成 20 年（2008 年）10 月から平成 21 年（2009 年）1 月にかけて、全国各地で保育教材の使用実態調査を行った。日本からは幼児教育専門家を 1 名 1 年間派遣し、専門家の立場から、保育事業への助言や指導、教材開発、保育環境のチェック、事業の進捗・管理を行った。また、スタッフ 1 名を平成 20 年（2008 年）5 月 5 日から 5 月 9 日、9 月 18 日から 9 月 26 日、10 月 20 日から 10 月 28 日の間派遣し事業評価や現地スタッフとの打ち合わせ、事業の調整を行った。

⁴¹独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構「国際ボランティア貯金寄附金の配分事業完了報告書集」より引用。

図表 製作され配付された教材



(出典) MURC 撮影

【平成 21 年（2009 年）】

3 種類の保育教材は、「ははのはなし」と「クメール語子音パズル」、「車パズル」、「紙芝居」の 4 種類に増やし、2009 年 4 月から 5 月にカンボジア教育省幼稚園局と協議し、「ははのはなし」は 1,000 冊、「クメール語子音パズル」は 7,400 枚、「紙芝居」は 1,000 冊、「車パズル」は 2,600 個製作した。作成された保育教育教材は、カンボジア教育省幼稚園局の管理のもと、3 回に分けて配布された。教材の配布された時期を見計らって、教材の使用目的、使用方法などについて各地域にて研修会を開催した。研修会は、州の幼稚園局事務局長や、本団体の保育事業マネージャー、日本人幼児教育専門家が現地に出向き、教材の使用目的の説明や使用状況の確認を行った。日本からは幼児教育の専門家及びスタッフを 1 年間現地に派遣したほか、平成 21 年（2009 年）6 月 8 日から 6 月 12 日の間、9 月 14 日から 9 月 20 日の間、平成 22 年（2010 年）1 月 6 日から 1 月 21 日の間、スタッフを 1 名派遣し、現地との調整や事業のフォローアップを行った。

【平成 22 年（2010 年）】

平成 22 年（2010 年）4 月から印刷会社、教育省との協議、試刷り等を開始し、6 月に原稿脱稿、8 月に印刷が完了した。平成 22 年（2010 年）9 月 3 日・4 日の 2 日間にわたり、教育省講師、幼児教育局講師、24 州の担当者等 60 名を対象に、復刻絵本のワークショップを実施し、絵本の目的や絵本の子どもへの読み聞かせ方 6 種類の指導などを実施し、16 種の復刻絵本を、24 州の公立幼稚園 1,591 園、10 州の公立地域幼稚園 450 か所に順次配布した。数の教材「100 並べ」2,000 個、数の教材「0 遊び」2,000 個を製作し、カンダール州 11 郡の先生を対象に数の教材 2 種の目的と使い方に関するワークショップを

実施し、173 園に配布した。また「なぞなぞの本」、「詩の本」、「子音文字表」、「脚文字表」各 2,000 冊を増刷し、教育省に依頼して、公立幼稚園の増設された 650 クラスに配布した。単独の幼稚園、保育所の教諭・保母を対象に 4 回のワークショップ、8 回のフォローアップを実施した。日本からは、平成 22 年（2010 年）4 月から平成 23 年（2011 年）3 月までの間スタッフ 1 名が駐在したほか、平成 22 年（2010 年）4 月 26 日から 5 月 9 日までの間に専門家 1 名、平成 22 年（2010 年）9 月 6 日から 14 日まで、平成 23 年（2011 年）2 月 7 日から 11 日までの間にそれぞれスタッフ 1 名を派遣して、教育省との協議や教材を用いた指導方法の研修等を行った。

【平成 23 年（2011 年）】

教材作成にあたっては、教育省幼児教育局と打ち合わせを行い、印刷物は 8 月に完成し、子音パズル木枠、車パズルは 9 月に完成した。

カンボット州への教材配布及び研修会は平成 23 年（2011 年）11 月 3 日から 7 日、11 月 12 日から 16 日に行った。州担当者、郡担当者及び保育者延べ 191 名が参加し、教育省カリキュラムと教材の説明、教材の目的と使い方等を指導した。研修後、保育者に直接、文字絵本 5 種 360 冊、文字表(絵)720 枚、文字表板付き 180 枚、メモリーカード 360 セット、文字カード 360 セット、歌絵本 2 種各 360 冊、復刻絵本 3 種各 360 冊、紙芝居 180 冊、絵本「はははのはなし」など 2 種各 180 冊、子音パズルセット 1,800 セット、車パズル 900 枚の教材を配布した。フォローアップ研修会は、カエブ州では平成 23 年（2011 年）6 月 12 日から 15 日、プレアシアヌーク州では 12 月 4 日から 7 日、プレアビヒア州では平成 24 年（2012 年）2 月 19 日から 22 日、バイリン州では 3 月 4 日から 7 日に行った。4 州の延べ 25 園 39 クラスが参加し、幼稚園担当者 4 名、郡担当者 10 名、39 名の保育者、園児 1,107 名に直接指導をし、1 次研修で不明瞭だった点等について補完研修を行った。

日本からは事務所長等 2 名のスタッフを常駐させるとともに、事務局長を平成 23 年（2012 年）9 月 30 日から 10 月 8 日、平成 24 年（2012 年）2 月 2 日から 10 日の間に派遣し、事業の調整や教材のチェック、研修会への参加等を行った。

<成果>

本事業は 5 か年に亘り（2012 年度も実施中）、カンボジア教育省幼稚園局と協働して、同国の全公立幼稚園に対して絵本等の教材を配付し、予算が限定的なカンボジアの幼児教育の環境改善に大きく貢献している。また、単に教材を配付するのみではなく、ワークショップを開催し、教員に対して教材の使用内容、指導方法等についての研修・指導を行なった他、その後の指導方法、内容における課題と改善点の抽出と改善に向けての共有化を図るためのフォローアップ研修を全国で開催する等、決め細やかな支援が実施されている。

カンダール州幼児局副局長、事務局長、園長に対するインタビューでは、以下のような

コメントが寄せられた。

- 教材支援、教員への研修を通じて、教師の教育内容・方法は格段に向上している。以前は教材も何もない中で、1クラス30名程度の児童を対象にしなければならず、十分な指導が出来ない状況にあった。教材の提供を受けて、より効果の高い指導や、児童自らが遊びながら学習できるようになっており、教育環境は格段に改善している。
- これにより、子どもも以前より楽しんで通園するようになり、欠席者も減少している。また、教材を利用することで、ルールを身に付けたり、グループ遊びも活発になっている。遊んだ後の片づけや、教材を大切にする意識も浸透するようになっている。遊びを通じて文字や数字を学習できるようになり、学習到達度も向上している。
- 州政府教育省では、幼稚園に通学することで、後の義務教育における脱落者（ドロップアウトや留年）が減少することにも効果・影響があり、今後とも幼児教育を重視していきたいと考えている。

図表 インタビュー風景



(出典) MURC 撮影

現在、カンボジアでは、就学前教育を受ける児童数が毎年増えており、それに対応する教員、施設が慢性的に不足している状況にある。以前は修学前教育に対する意識は低かったが、近年はその重要性が徐々に認知されるようになり、児童数が毎年増加している。そのような中、幼稚園の教育環境の充実化を実現した本事業の意義、役割は大変大きいものと言えよう。就学前教育を重視する同国の政策にも合致しており、実現した成果は高いと考えられる。以下、研修参加者の声を掲載する⁴²。本事業が有効であったことが、ここからも確認できる。

<カンポート・クロン幼稚園 アエ・チューン先生>

とても良いワークショップでした。今回のワークショップは自分にとってとてもいい経験になり、子どものための教材をこんなにたくさんいただけて、とても嬉しいです。また

⁴²平成22年度国際ボランティア貯金寄附金による配分事業の完了報告書より抜粋。

教材をいただいただけではなく、教材の目的や使い方も教えていただき、よく理解できました。

教材は、保育者にとってとても指導しやすい教材で、そして子どもたちにも理解しやすいものなので、とても良いと思います。本当にありがとうございました。

＜カンポート州教育局 チェイ・ソチアット副事務所長＞

子どもにとって教材・ゲームはとても重要で、今回この研修会でたくさんの教材をもらった先生たちはとても幸運だと思います。これらの教材を正しく子どもたちに与えれば、子どもに良い環境を作ることができ、5感を使って色々なことを学ぶことができ、精神的にも成長すると思います。今日配布された教材をどうか効果的に、そして大切に使ってほしいです。

＜カエブ州幼児教育事務所担当者＞

カエブ州の公立幼稚園に二次研修に来てくださってありがとうございます。皆さんが直接カエブ州に来てくださることにより、幼稚園の状況がはっきりわかるし、先生たちも研修会の時に学んだけれど、忘れてしまったポイントを思い出すことができ使い方の復習もできます。頂いた教材やゲームはきれいで、丈夫で長持ちします。これからも教材をきちんと管理するつもりです。

＜プレアシアヌーク州幼児教育事務所担当者＞

二次研修に参加し、州の幼稚園保育者の足りないポイントがよくわかったので、とても嬉しかったです。ありがとうございました。これからはいただいた教材をもっと使います。

＜プレアビヒア州郡担当者 チュム・チェンダー先生＞

二次研修に来てくださってありがとうございました。先生の実力には限界があるし、一次研修会は期間が短いので、理解できないところもあるので、二次研修ではもう一度復習していただき、感謝しています。これから足りない部分を補うようにします。

＜パイリン州幼児教育事務所 サリム先生＞

パイリン州に二次研修に来てくださってありがとうございました。教材の使い方の再指導、カリキュラムへの入れ方など指導していただき、ありがとうございました。今回指摘された足りない点は事実です。これから足りない点を先生に伝え、教材をきちんと保管し、子どもに使わせるよう伝えようと思っています。

＜配分実績（単位：円）＞

年	事業総額	配分額	自己資金額
2008	7,628,109	5,206,536	2,421,573
2009	11,115,410	7,717,678	3,397,732
2010	7,948,089	6,391,095	1,556,994
2011	11,551,078	4,414,189	7,136,889

（出典）幼い難民を考える会

カンボジア 織物巡回事業（平成 18-22 年度（2006-2010 年度））

特定非営利活動法人 幼い難民を考える会

- 現金収入が限られているカンボジアの農村において、織物の技術指導を行うセンターを運営及び地域での研修を開催。
- 研修修了者の多くが身に付けた技術で現金収入を獲得し、生活の向上を実現。また、より高度な技術を身に付けて、より高い収入を得たいという人も増加している。

<背景・目的>

カンボジアの首都プノンペンから車で約 1 時間半かかるタケオ州及びカンダール州は、住民の 90%が農業に従事している。カンボジアの農村では、女性が農業以外の仕事で現金を得る機会はほとんどない。このため、幼い難民を考える会は 2003 年 7 月に、タケオ州トロピエンクラサン地区に織物研修センターを開設し、地域住民を対象とした織物や染色の研修を行ってきた。カンボジアでは、農作業や家事、育児の合間に製作することができる織物は、貴重な現金収入源となっている。

この織物研修を修了した 68 名の女性のうち、結婚や病気等の理由で織物を辞めてしまった人を除き織物を続けている修了生は 2006 年 2 月末現在 33 名である。このうち地域の織物仲買人を通じて製作、販売しているのは 20 名（60%）であり、幼い難民を考える会の働きかけによって仲買人に販売できる修了生の人数は近年増えている。彼女たちは仲買人から絹糸を借り、織り上がった製品から絹糸代や染め代を差し引いて労賃を受け取っている。修了生の中で、整経、そうこう、箆通しなどを含めた織物工程を自ら、または家族で行える人や、高度な絣織が可能で、或いは伝統的な草木染めの技術を持つ人は月 45～70 米ドルの収入を得ている。しかし、そのような技能を身に付けていない人や、病気がちだったり作業が遅い人は自主製作、販売ができず、収入も月 5～10 米ドルと低い。修了生の中で技術格差が開いている。このような技術の習得は現金獲得の近道になっているが、それを伝授することは伝授した自らの収入源にも影響することから、カンボジアでは技術の普及・伝播が困難な状況となっている。

このような状況を踏まえて、一人でも多くの女性に現金収入の道を開くため、織物研修を継続するとともに、研修修了生や織物技術の基礎を持つ人を対象として、より質の高い織物を製作できるよう、技術フォローアップ研修を実施し、農村女性の安定した生活を支援することを目的に支援を実施することとなった。

<活動内容>⁴³

【平成18年（2006年）】

織物研修センターでの研修は6ヶ月の無地織りコースと1年間の絣織りコースを設け、平

⁴³独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構「国際ボランティア貯金寄附金の配分事業完了報告書集」より引用。

平成18年（2006年）7月から平成19年（2007年）6月までの間に、研修生延べ24名に対し、週5日、1日8時間の研修を行った。研修生はセンターに泊まりこんで共同生活を送りながら、化学・草木染め、無地織り、括り、かすり織り等の技術だけではなく、研修修了後の自主制作・販売のために経糸（たて糸）の数と長さの計算方法などの理論についても学んだ。修了生に対するフォローアップ研修は平成18年（2006年）10月25日と平成19年（2007年）3月26日の2回行い、38名が参加した。修了生が難しいと感じている草木染め、樹皮と鉄媒染め、かすり柄の括り方、孔雀の模様の作り方など指導し、修了生の家庭訪問も月1回、5～6名を対象に行い、個別指導を行った。また、地域の伝統技術の伝承や織物従事者の技術向上のためのワークショップを開催した。

日本からは年間を通し、スタッフ1名が現地に駐在したほか、平成18年（2006年）8月7日から8月18日までの間、平成18年（2006年）9月10日から9月28日までの間、平成18年（2006年）10月23日から10月31日までの間の3回、東京事務所からスタッフ各1名を派遣し、事業の運営や進捗管理を行った。

【平成19年（2007年）（上期）】

織物研修は、織物研修センターに織物専門家3名、織物事業の担当者や事務担当者を雇用し、平成20年8月には前年度からの絣織の研修生9名が研修を修了した。9月からは、絣織コースの1年間の研修が10名でスタートした。平織、絣織、草木染、化学染などの染織技術だけでなく、自主制作・商品販売のため縦糸の数と長さの計算理論も学んだ。研修修了生へのフォローアップとして、毎月1回、研修を修了したばかりの織り手、製品の出来上がりの遅い人、技術が未熟な人など5～6名の家庭を訪問し、実地指導を行った。また、織物研修センターでも平成20年（2008年）10月23日に18名が参加して、竜と白鳥の模様の括り方、平成21年（2009年）3月24日に13名参加して孔雀模様と絣織と染めの実習を行った。地域の織物従事者へのワークショップは平成20年（2008年）10月16日に30名が参加して、竜と白鳥の模様の括り方の実習を行った。また、平成21年（2009年）3月16日から10名を対象に3か月の短期研修を開始した。日本からは、平成20年（2008年）7月1日から平成21年（2009年）3月31日の間1名、平成20年（2008年）12月1日から12月10日の間1名、平成21年（2009年）3月2日から3月8日の間1名のスタッフを派遣し、事業の推進や計画立案、製品の点検等を行った。

【平成19年（2007年）（下期）】

織物研修センターでは、これまで6か月間の無地織りコースと1年間の絣織りコースを設定していたが、絣織りコースの需要が高まっているため、平成19年度（2007年度）は1年間の絣織りコースのみを実施した。研修生は16歳から26歳の女性10名であったが、11月に家庭の事情で1名が辞め、それ以降は9名で実施した。研修生はセンターに泊り込んで共同生活をしながら、絣織りと絣織りに必要な染色技術、終了後の自主制作や販売のた

めに縦糸の数と長さの計算なども学んだ。定期的な技術評価を行い、苦手な作業の練習回数を増やすなどの指導も行った。また、修了生がより質の高い織物製作ができるよう、継続的なフォローアップ研修も行った。修了生宅への家庭訪問や農村地域へ出かけてワークショップを行った他、研修センターでの技術フォローアップ研修会は平成 19 年（2007 年）7 月と平成 20 年（2008 年）3 月に実施し、計 30 名が参加した。

図表 織物センター卒業生の作業風景



（出典）MURC

【平成20年（2008年）】

巡回織物指導はタケオ州の 6 村に織物の専門家を順次派遣し、研修を行うこととした。巡回研修の第 1 回はトウナウ・ダイ村、第 2 回は、トラム・ソーソー村、第 3 回はトラム・ソーソー村プロフー小学校、第 4 回はクランカンチャー村バンテアイリイ寺、第 5 回はチャンプー地区、第 6 回はルセイトゥメイ村で行った。第 1 回、第 2 回、第 4 回～第 6 回の研修には 20 名の織り手が集まり、伝統的な模様の括り、草木染めの研修を行い、第 3 回は 30 名に対し縦糸の準備方法と実習を行い、合計 130 名が参加した。また、各回とも、研修実施後、1 か月以内にフォローアップ研修を行い、必要に応じた技術指導を行った。日本からは 1 年間カンボジア事業の調整員 1 名を現地に派遣するとともに、スタッフを平成 21 年（2009 年）11 月 24 日から 12 月 4 日まで、平成 22 年（2010 年）3 月 15 日から 3 月 21 日まで、各 1 名を派遣し、事業の調整を行った。

【平成21年（2009年）】

第 1 回巡回指導は、平成 22 年（2010 年）6 月 14 日から 25 日まで、サムデックポアン村

で行い、新しいデザインの括り方や模様の調節の仕方、作り方及び草木染めの指導を行った。織物従事者 20 名のほか聴講生 3 名が参加し、課題に孔雀柄と龍の柄を用意し、参加者を選ばせた。第 2 回は、平成 22 年（2010 年）7 月 5 日から 16 日までアンパルカンレッチ村で行い、織物従事者 20 名が参加した。研修の内容は、ほぼ第 1 回と同様であった。第 3 回は、平成 22 年（2010 年）11 月 15 日から 19 日までルセイトゥメイ村で行った。参加者は織物従事者 30 名が 3 グループに分かれ、実地に経糸の整経、糸そうこう作り等の技術を理論と実習で学び、経糸準備の仕方の全工程を数回実習して取得することができた。研修終了後は、グループごとに教えあいながら経糸の整経を行った。第 4 回は、第 1 回の研修と同様の内容で、プロモーソック村において 30 名が参加して行った。参加者全員が織物従事者であることから、難しい模様の括り方を習いたいと積極的に参加し、10 日間の研修で難しい絵柄模様を完成させた。日本からは、平成 22 年（2010 年）4 月から平成 23 年（2011 年）3 月までの間事務所長が常駐し、巡回織物指導の準備等を行った。また、平成 23 年（2011 年）2 月 28 日から 3 月 8 日までの間スタッフ 1 名を派遣し、事業進捗の確認等を行った。

図表 織物巡回研修現場



（出典）MURC

＜成果＞

カンボジアの農村には職が乏しく現金収入を得る方法が非常に限定されている中、織物では、家庭にいる女性達にとって、新しい模様や複雑な珍しい模様は、通常の模様より高い値段で売ることができ、収入を増やすことが出来るため、その技術指導はダイレクトに所得の増加につながる。本事業では、織物センターでの研修及びフォローアップや、地域での巡回研修を通じて多くの織物の担い手への技術指導を実施し、大半が所得の増加を実

現する等、カンボジアの農村での生活の向上に大きく貢献している。

今次、現地調査において訪問した卒業生はいずれも研修終了後、すぐに現金収入を獲得できたことに感謝しており、その内容・水準についても高く評価されよう。この点については、カンボジア文化芸術省の紹介で、アセアンのハンディクラフト展に織物指導者や研修修了生の作品を6点出展し、研修修了生のトップ・キムレンさんの竜模様の絨地が優秀作品として入賞したことや、織物トレーナーや研修修了生の何人かは宗教的な意味合いのある複雑な絵絨（ピタン）を製作し、プノンペンのピタン展示会で展示されたことから伺える。以下、卒業生、関係者の声を掲載する⁴⁴。本事業が有効であったことが、ここからも確認できる。

- ・ トナールダイ村の村長「当村の住民を支援し、村の特産品となるような織物製品の製作工程を研修してくださったことを誇りに思います」
- ・ アシスタントのヴォーン・ニットさん「移動研修は大変良かったです。どのように絨織りを点線で描き、括り始めるか理解する手助けとなったからです」
- ・ クロッ村の村長のブット・ポーンさん「村人の期待は、研修を通して、自分たちの収入を増やし、ほかの人に依存することなく、自立することです。移動研修の結果、85%の参加者は、収入が増加しています。全研修生を代表して感謝申し上げます」。
- ・ 研修修了生のオイ・セレイさんから「1年間の研修期間で、全ての織物の工程と染色について勉強しました。研修資金や機材、食事など提供していただき、安心して研修を受けることが出来ました。資金を提供してくださった方々や指導してくださった先生方に感謝します」
- ・ 第4回巡回指導参加者「今までこんな複雑な模様を作ったことがなかったのでとても難しかったです」「模様が複雑で、本当に生きている鳥のように形を括るのがとても難しかった」、「私たちは努力してその模様を完成するまで頑張りました」

<配分実績（単位：円）>

年	事業総額	配分額	自己資金額
2006	5,511,304	3,582,003	1,929,301
2007	8,893,875	4,209,547	4,684,328
2008	6,208,151	3,707,611	2,500,540
2009	5,383,833	4,083,564	1,300,269
2010	5,506,533	1,949,375	3,557,158

⁴⁴ 「完了報告書」の要約より抜粋。

カンボジア 教員を対象とする環境教育ファシリテーターの養成等
(平成 19-21 年度 (2007-2009 年度))

特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター

- 環境保全への意識が高まりつつある中でも、学校教育における環境教育に対するノウハウや教材が不足しているため、農村での小学校における環境教育支援と、小学校教員を環境教育ファシリテーターとして養成する活動を実施した。
- 小学校を中心としながらも、地域住民とのコミュニケーションをとりながら、地域の植林活動なども住民参加で実施することにより、活動地域での環境保全に対する意識が高まりつつある。

＜背景・目的＞

カンボジアの農村部では、人口の増加や経済発展などに伴い、森林資源や水産資源が急激に減少し、薪や食糧の確保が困難になっている。また、安価なビニール袋等が路上に放置されるなど、ごみ処理に関する理解が浸透していないのが現状である。また、化学肥料や農薬を使用する農民が増え、適切な利用方法や環境・健康への影響を理解していないため、土壌の劣化、健康被害が発生している。

各種教育機関においては、環境教育をカリキュラムに取り組む動きも見られるが、実施方法等も分からず、農業や環境研究に必要な図書や資料も不足し、学ぶ機会が制限されている状況にある。そのため、特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター（以下、JVC と記す）は、シェムリアップ県の小学校教員を、環境教育ファシリテーターとして養成し、学校及び地域において環境活動を行えるよう支援し、プノンペン特別市で資料センターを運営し、農業、環境、開発に関連する書籍等の資料を、大学生や環境、農業などの分野で活動する NGO 職員等に無料で貸し出すとともに、環境教育を実施した。

＜活動内容＞

【平成19年（2007年）】

小学校教員(7 名)を対象に、環境教育ファシリテーターの養成講座を 4 日間実施、集中講座の他に、環境教育担当教員の月例会などで技術研修、プロジェクト企画・運営、報告書作成等についての研修を実施した。また、エコツーリズムを実施しているコミュニティを訪問し、どのように自然資源を保護、再生しているかについて視察・検討を行った。環境保全活動については、環境教育ファシリテーターを中心に 2 村 47 名の住民を対象に安全な水の確保について環境ワークショップを実施した。また、行政機関、保健所、学校教員・児童、住民の計 139 名が参加して環境に関するワークショップを開催した。資料・情報センターの運営については、新たに 172 冊書籍を登録し、蔵書数は 6,400 冊以上となり、カタログを改訂し大学に配布した。NGO、国際機関、官公庁を訪問しコミュニティ資料センターに配布用の資料 1,000 点を無料で譲り受け、農民に配布した。

バタンバン刑務所内のコミュニティ資料センターの利用者の要望に応じ、16名の参加者に対し野菜栽培研修を実施した。その他、環境と開発に関する10日間の連続講座には、15名の大学生、NGO職員が参加した。

図表 地域の小学校図書館に寄贈された環境教育に関する図書

(左：寄贈された図書、右：貸出ノート)



(出典) MURC 撮影

【平成20年（2008年）】

日本から専門家を派遣し、現地スタッフと協力して4つの小学校の教員24名を環境教育ファシリテーターとして養成。教員を対象とするものの、学校だけでなく地域でリーダーシップを発揮できる人材を養成することを目的とし、環境とは何か、エコロジーの基本概念、開発と環境など研修した。研修後、実際に環境教育に必要なカリキュラムを作成し、小学校において環境教育を行った。

小学校及び農村における環境教育、環境保全活動は、4つの小学校で約1,200名の児童を対象に毎週1回行った。また、児童が自ら書籍などで調べたりすることで環境などに関心を高められるよう、各小学校の図書館を改修し、4つの小学校に対し610冊の書籍、121枚のポスター、406冊の雑誌等を配布した。

また、プノンペン市にある資料・情報センターを運営し、環境や生態系農業に関する資料・情報を収集し、この分野に関心のある人々に無料で開放した。平成20年度（2008年度）の利用者は664名で、平成21年度（2009年度）の利用者は1,158名であった。また、環境などを学ぶ大学生や若手のNGO職員を対象に環境と開発に関する連続講座を開催し、219名が参加した。

日本からは平成21年（2009年）4月から平成22年（2010年）3月まで、環境教育や農業の専門家2名を派遣し、環境プログラムの作成や農業研修の企画を行った。その他、開発経済の専門家を派遣し活動状況の確認を行った。

図表 地域の小学校における環境教育（左：環境劇の実演 右：構内での植林用苗木の育成）



（出典）MURC 撮影

【平成21年（2009年）】

環境教育ファシリテーターの養成において新規に 6 校を追加し、小学校教員 48 名を対象に 2 回に分けて延べ 10 日間、水、土、森林、ゴミ問題等について学習し、4 校の教員 22 名が 3 日間のリフレッシュ研修に参加した。小学校及び農村における環境教育、環境保全活動は、学校の児童を対象とし、動植物の観察と成長の記録、米作りやゴミ問題など生活に関連することを学習した。また、地域での植林活動は、2 回実施し、苗木 1,000 本を植えた。コミュニティ資料センターの運営は、環境等に関する書籍や雑誌、ポスターなど合計 1,083 点を関連機関から収集し、1,136 名が利用し、1,776 点の資料を無償で貸し出した。他、地元紙の環境や農業に関する掲載記事 459 種類を、希望する NGO に配布した。

環境と開発に関する連続講座は、6 回開催し、農村部での貧困削減、ジェンダー、環境教育、養鶏による生活改善、ボカシ肥と炭など多岐に及ぶ内容の講座を実施し、99 名が参加した。

図表 地域の植林活動の様子

（左：植林のために集まった村人達、右：子供たちの植林の様子）



(出典) MURC 撮影

<成果>

環境教育活動の直接的な支援活動の終了後も、教員達が継続して環境教育を実施し、コミュニティ資料センターは支援開始から 3 年が経過した 2012 年現在も自立的運営に向けて委員会メンバーの能力強化研修を実施した結果、運営に必要な帳簿管理等が出来るようになった。

環境教育ファシリテーター養成講座に参加した教員からは、「ゴミが減り、木が増え学ぶための良い環境が整備され、村民も道端にゴミを捨てなくなった」等の報告があった。

また、環境保全活動では、森林の減少から井戸水の水位が下がり、また、農薬利用が地下水を汚染する可能性を指摘され、ワークショップの参加者からは、「植林、地域美化運動を行政と住民が協力し推進していきたい」との意見があった。

更に食料・情報センターの利用者からは、「これだけの農業や農業技術に関する資料が蓄積されている資料室はカンボジア国内にはなく、農業技術発展のためには、極めて重要な施設」であるとの感想や、「非常に多くの農業に関する書籍があり、大学図書館より利用しやすい」との声が聞かれた。環境・開発に関する連続講座参加者からも、講座の内容に関しておおむね好評を得ている。

JVC へのヒアリングでは、以下の指摘があり、国際ボランティア貯金制度ならではの支援実績と評価しうる。

- ・ 国際ボランティア貯金制度のメリットは、数百万円単位での配分がなされ、事業実施の上で核となる資金源を確保することができることである。
- ・ 事業費の内訳では、日本人の渡航費が大きな割合を占めるが、国際ボランティア貯金制度はそれらを支援対象費用に含んでいることが挙げられる。他の助成金では渡航費は支援対象とならないケースも多い。

<配分実績（単位：円）>

年	事業総額	配分額	自己資金額
2007	n.a.	5,797,000	n.a.
2008	n.a.	6,319,000	n.a.
2009	n.a.	6,846,000	n.a.

(出典) (独) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構ウェブサイト

(http://www.yuchokampo.go.jp/yucho/new-volpost/result_beforeh20.html) 及び JVC 事業完了報告書より MURC 作成

V. まとめ・総括

本章では、これまでの整理・分析の結果等を踏まえて、国際ボランティア貯金制度を通じた成果、そして確認された課題を整理して総括する。

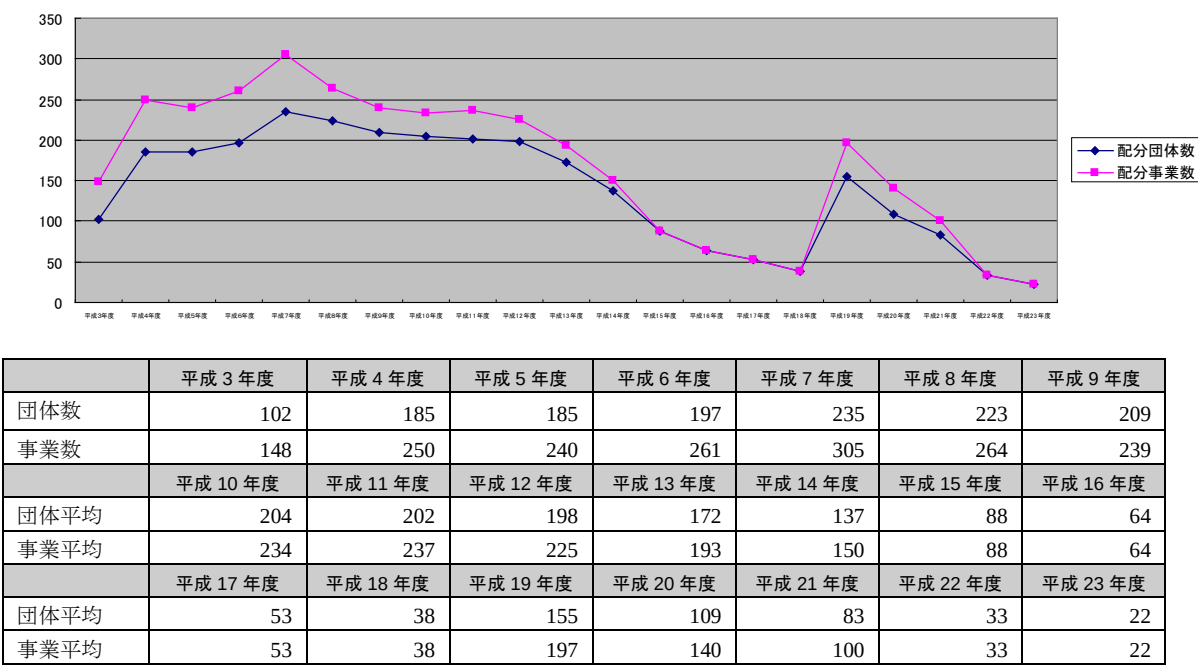
1. 国際ボランティア貯金制度を通じた成果

■特に制度創設期には国際ボランティア NGO 団体の活動、育成に大きく貢献

国際ボランティア貯金制度が創設された 1991 年頃は、我が国において国際ボランティア活動が拡大している時期で、そのよう時期に、法人格を有さない団体や活動実績が少ない団体等に対して、継続的に資金配分を行ったことは、国際ボランティア団体の活動及び組織の発展に対して大きく貢献したと言える。NGO 団体もこの点を高く評価している。また、配分される資金は、現地ローカルスタッフの人件費に充当することが可能であったり、継続して 5 か年の助成が受けられる点等において、中長期の視点に立った活動計画に資するものであったと考えられる。

配分された団体数も 1990 年代は 100～200 団体、事業数も最大で 300 の対象に交付される等、また、一団体あたりの配分額も制度創設当初は 1,000 万円を超える等、国際ボランティア団体の活動にとって大きな支援となった。

図表 配分団体、配分事業数の推移



(出典)総務省資料より MURC 作成

図表 団体、事業あたりの平均配分額 単位:万円

	平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度
団体平均	895.7	1257.5	1181.4	1199.4	1196.1	706.6	508.1
事業平均	617.3	930.5	910.7	905.3	921.6	596.8	444.3
	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
団体平均	609.0	584.3	328.5	387.5	248.9	162.1	159.0
事業平均	530.9	498.0	289.1	345.3	227.3	162.1	159.0
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
団体平均	162.3	184.9	631.1	731.5	654.0	441.9	513.2
事業平均	162.3	184.9	496.5	569.5	542.8	441.9	513.2

(出典)総務省資料より MURC 作成

アンケート調査においても、プロジェクトの実施への貢献度について、「ア. 大いに役立った」が 92.9%、団体活動や発展に対する役立ち度について、「ア. 大いに役立った」が 80%と全体とした高い水準であった。国際ボランティア貯金制度による配分が団体の事業の実施とそれを通じた団体の育成・発展に大きく貢献していることが確認できた。また、同アンケートにおいて、国際ボランティア貯金制度と他の助成制度を比較したメリットを尋ねたところ、「ク. 配分額が大きい点」が 58.8%、「カ. 同一地域での同一事業について 5 年間継続して配分を受けられる点」が 52.9%、「ケ. 現地スタッフの人件費など他の助成制度では認められない経費も支援対象になった点」が 45.9%、「ア. 法人格がなくても配分を受けられた点」が 41.2%等と、これらの点が相対的に高く評価されている。

■多くの事業において課題が解決され、成果の実現に貢献、日本に対する好感も醸成

本調査研究においては、サンプルとして平成 20～22 年（2008～2010 年）の近年に実施されたプロジェクトを対象にした団体へのアンケート調査を通じて自己評価による成果の達成状況について評価・分析を行った。以下に示すように各視点において相対的に高い成果達成状況である等、プロジェクトの実施を通じて地域における BHN に関連する課題が解決され、また現在も継続的に活動が実施されている状況が確認された。

この点については、各プロジェクトが各団体の志や使命感に支えられ、地域の課題・ニーズを踏まえ、かつ関係機関・地域との連携の下に実施されてことに関連していると考えられる。

図表 国際ボランティア貯金制度の有効性評価小活

視点	概要
妥当性	解決すべき課題が事業実施前に具体的に特定可能な状況になっていたかについては、97.8%が「ア. 明確に存在」若しくは「イ. ある程度明確に存在」との回答であった。また、課題解決に向けて、その内容・規模を特

視点	概要
	定するための事前調査等を実施し、それらを客観的に把握・分析したか、については、90.9%が「ア. 綿密に調査した」若しくは「イ. ある程度調査した」と回答する等、実施されたプロジェクトは特定の課題を前提に事前に課題の内容、規模の特定のための調査が実施される等、相対的にプロジェクト実施に関する妥当性が高い状況であったことが確認できる。
効率性	期間の効率性については、85.1%が期限内に予定通りプロジェクトを終了しており、概ね高い効率性を実現している。 実施内容の効率性については、70.1%が予算内に予定通りプロジェクトを終了しており、また、「イ. やや予算オーバーしたが終了した」を含めると、全体の96.9%が当初の想定の内容でプロジェクトを終了しており概ね高い効率性を実現している。 予算面での効率性については、57.9%が想定内の予算の範囲内でプロジェクトを終了しており、期間の効率性及び実施内容の効率性と比較するとやや課題があったように推察される。但し、「イ. やや予算オーバーしたが終了した」を含めると、全体の100.0%が自己資金を含めてプロジェクトを終了していることから、予算面での効率性についても特段の大きな問題は生じていないものと考えられる。 プロジェクト実施中のトラブル等の発生の有無については、「ウ. 特に問題はなかった」が62.7%、「イ. 想定外の事情、トラブル等が生じたが、事業内容、予定に影響はなかった」を含めると、83.6%が問題なくプロジェクトを終了している状況であった。
有効性	実施したプロジェクトに関して事前に目標を設定状況については、85.1%が「ア. 明確な目標を設定していた」と回答し、「イ. 明確ではないが目標、意図は存在した」を加えると、99.3%がプロジェクトの目標を設定している状況であった。 事前に設定した目標の達成状況については、56.1%が「ア. 目標は十分に達成された」と回答し、「イ. 目標はある程度達成された」を加えると、99.3%がプロジェクトの目標を達成している状況であった。 目標達成の要因については、「ア. 計画内容が妥当・適切であった」が78.9%、続いて「オ. 地域の支援者の協力」が52.6%、「イ. 団体のメンバーの努力」が51.1%という状況であった。事業の計画性と関係者の協力が成功への要因であったことが推察される。
インパクト	プラスのインパクトが明確に確認された、との回答が73.7%、明確ではないがプラスのインパクトが確認されたとの回答を加えると、99.3%でプラスのインパクトが生じていた。一方、マイナスのインパクトについては、「マイナスのインパクトは確認されなかった」が93.2%と、特にマイナスのインパクトが生じていない状況であった。
持続性	「ア. 現在も以前と同様（あるいはそれ以上）の内容・規模で継続して実施されている」が52.7%、「イ. 以前の規模・内容を縮小して実施されている」を加えると86.3%が本調査時点においてもプロジェクトが継続的に実施されている状況であった。 プロジェクトの継続の方法については、団体の予算で運営されているとの回答が54.9%、対象地域の住民自らが自立して運営しているとの回答が38.9%、その他の支援スキームを活用しているとの回答が13.3%であった。

(出典)MURC 調査

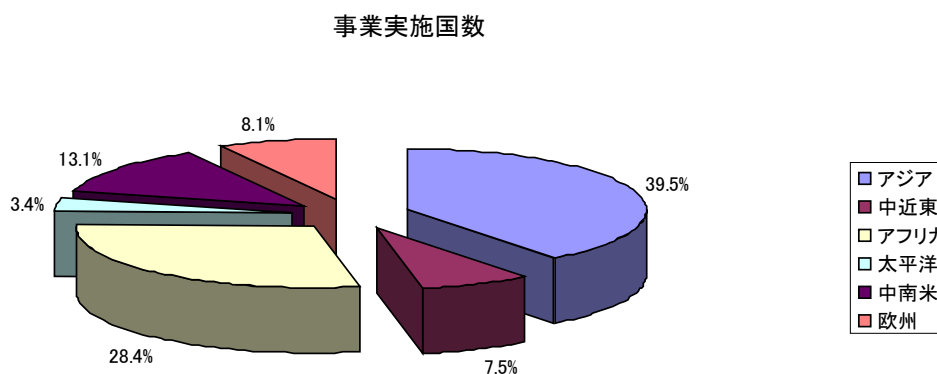
また、プロジェクトの実施においては、各団体を通じて、郵便貯金預金者からの寄付による支援であることが示されており、裨益を受けた各地域においても日本への感謝、そして親日的な感情も醸成される等、外交的な効果についても確認された。この点についてアンケート調査で聴取したところ、親日感情に与えた状況について、「ア. 大いに醸成された」

が 65.2%、「イ. ある程度は醸成された」を加えると 99.3%と相対的に高い水準であった。

■我が国 ODA では行き渡らない国・地域への支援に大きく寄与

国際ボランティア貯金制度は、比較的に規模が大きい ODA では行き届かない地方や地域における課題を解決するようなプロジェクトに対して配分される等、地域レベルの草の根のニーズに対応するものとして、その意義・役割を果たしたと評価できる。配分を受けた団体では、地域の政府機関や地域住民、他の NGO 等との協力の下、地域の課題の把握とその解決に向けた活動を進め、多くのケースにおいて、それらの課題解決に貢献する等、意義ある草の根レベルでの活動を実践している。プロジェクトが実施された国・地域を毎年度集計し、それを合計したものが下図表である。アジア、アフリカを中心に世界中でプロジェクトが展開されたことが確認できる。

図表 事業実施国数(平成 3～23 年度 (1991～2011 年度))



地域	事業実施国数	構成割合
アジア	342	39.5%
中近東	65	7.5%
アフリカ	246	28.4%
太平洋	29	3.4%
中南米	113	13.1%
欧州	70	8.1%
計	865	100%

また、国際ボランティア貯金制度は、地域的な配分規制⁴⁵を採用することなく、課題のある国・地域への支援も実施しており、ヒアリング調査によれば、外務省やJICAを通じたODAや、NGO支援スキームでは対象とされることが困難と考えられていた東エルサレム、パレスチナ、ミャンマー等に対しても国際ボランティア貯金制度では支援が提供されていた等、

⁴⁵ 対象地域については、事業対象地は「OECD 加盟国以外」で、かつ、外務省が発表している渡航情報において、「退避勧告」が発出されていない国・地域」としている。

ODAを補完する意義・役割を果たしたものと評価できる。

図表 東エルサレム、パレスチナ、ミャンマーにおける配分事業

国・地域	事業名	実施団体	年度
ミャンマー	補聴器の使用方法及びメンテナンス方法の指導(4,715,000 円)	特定非営利活動法人 NPO アジアマインド	平成 22 年度 (2010 年度)
	診察・手術及び医療技術指導(9,060,000 円)	特定非営利活動法人 ジャパンハート	
	ろう学校生徒への補聴器及び機材配備、研修会の開催(5,139,000 円)	特定非営利活動法人 NPO アジアマインド	平成 21 年度 (2009 年度)
	手術の実施及び現地医師への医療技術指導(1,693,000 円)	特定非営利活動法人 ジャパンハート	
	植林及び環境教育(2,794,000 円)	マングローブ植林行動計画	
	口唇口蓋裂手術、歯科治療の実施(2,905,000 円)	特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会	
	障がい者のための職業訓練校の運営及び就職支援活動の実施(6,750,000 円)	特定非営利活動法人 難民を助ける会	平成 20 年度 (2008 年度)
	口唇口蓋裂、口腔疾患患者への無料手術の実施及び医療従事者への技術指導(2,702,000 円)	特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会	
	貧困世帯女性に対する自立支援のための生活改善事業(6,138,000 円)	特定非営利活動法 AMDA 社会開発機構	
	地域住民に対する循環型農業研修と普及及び情報発信拠点のためのコミュニティセンターの設置(10,309,000 円)	特定非営利活動法人 地球市民の会	
	障がい者のための職業訓練(洋裁、美容理容)(3,280,000 円)	特定非営利活動法人 難民を助ける会	平成 19 年度 (2007 年度)
	口唇口蓋裂患者の治療及び医療従事者への技術指導(1,252,000 円)	特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会	
	貧困世帯女性に対する自立支援のための技術研修及び保健衛生指導(5,331,000 円)	特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構	
	視覚障害者のための白杖製作技術研修の実施(410,000 円)	社会福祉法人 国際視覚障害者援護協会	
	障がい者のための職業訓練校の運営(4,936,000 円)	特定非営利活動法人 難民を助ける会	
	口唇口蓋裂患者の診療、医療従事者に対する技術指導(3,291,000 円)	特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会	
	住民のための母子栄養改善支援の実施(8,341,000 円)	特定非営利活動法人 アムダ	
	農民のための循環型農業の指導(4,071,000 円)	特定非営利活動法人 地球市民の会	
	視覚障害者のための白杖製作技術研修の実施(410,000 円)	社会福祉法人 国際視覚障害者援護協会	

国・地域	事業名	実施団体	年度
	障がい者のための職業訓練校の運営(4,936,000 円)	特定非営利活動法人 難民を助ける会	平成 19 年度 (2007 年度)
	口唇口蓋裂患者の診療、医療従事者に対する技術指導(3,291,000 円)	特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会	
	住民のための母子栄養改善支援の実施(8,341,000 円)	特定非営利活動法人 アムダ	
	農民のための循環型農業の指導(4,071,000 円)	特定非営利活動法人 地球市民の会	
	障害をもつ人々のための職業訓練(2,251,000 円)	特定非営利活動法人 難民を助ける会	平成 18 年度 (2006 年度)
	口唇口蓋裂患者の診療、医療従事者に対する技術指導(3,435,000 円)	特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会	
パレスチナ	巡回保健指導及び健康診断(4,707,000 円)	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	平成 22 年度 (2010 年度)
	巡回保健指導及び健康診断の実施(5,512,000 円)	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	平成 21 年度 (2009 年度)
	地域住民の健康保持・増進・健康意識高揚のための巡回保健指導・健康診断実施(6,166,000 円)	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	平成 20 年度 (2008 年度)
	女性の経済的自立のための刺繍小物作成と販売プロジェクト及び共同組合の設立(8,375,000 円)	NGO 地に平和	
	女性の経済的自立のための刺しゅう小物作成と販売プロジェクトの設立(4,044,000 円)	NGO 地に平和	平成 19 年度 (2007 年度)
	学校・幼稚園を拠点とした巡回保健指導・健康診断(5,624,000 円)	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	
ヨルダン川西岸・ガザ地区	住民のための巡回保健指導及び健康診断の実施(6,970,000 円)	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	平成 19 年度 (2007 年度)

(出典) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構「国際ボランティア貯金寄附金の配分事業完了報告書集」

■ 広く国民におけるボランティア意識の普及・啓発にも貢献

国際ボランティア貯金制度は預金者が受取る通常郵便貯金の利子の一部又は全部を財源にしており、国際ボランティア貯金加入者数が平成 16 年度（2004 年度）には 2,741 万件に達する等、広く国民の善意に支えられた制度であり、加入時には預金者に対してその旨が伝えられる等、国際ボランティアに対する国民意識の発展に貢献したものと考えられる。また、国際ボランティア貯金の募集及び広報活動には全国の郵便局が参加して、各地域での国際ボランティア貯金制度の普及・啓発を実施する等、身近な郵便局での活動を通じて国民に対して国際ボランティアの意義、活動についての意識が醸成される等の効果があった。

たものと考えられる。

また、広報活動は団体独自でも広く展開されており、アンケート調査では、事業の成果発表については、「イ. ホームページに成果内容を掲載した」が 64.7%、「エ. 報告書、パンフレットに成果内容を掲載した」が 63.5%、「ア. 成果発表会を開催した」が 57.6%と様々な方法で、活発に広報活動が展開され、団体の活動への理解促進、そして国際ボランティアの意義・役割の普及・啓発に貢献したと言える。

2. 国際ボランティア貯金制度の教訓

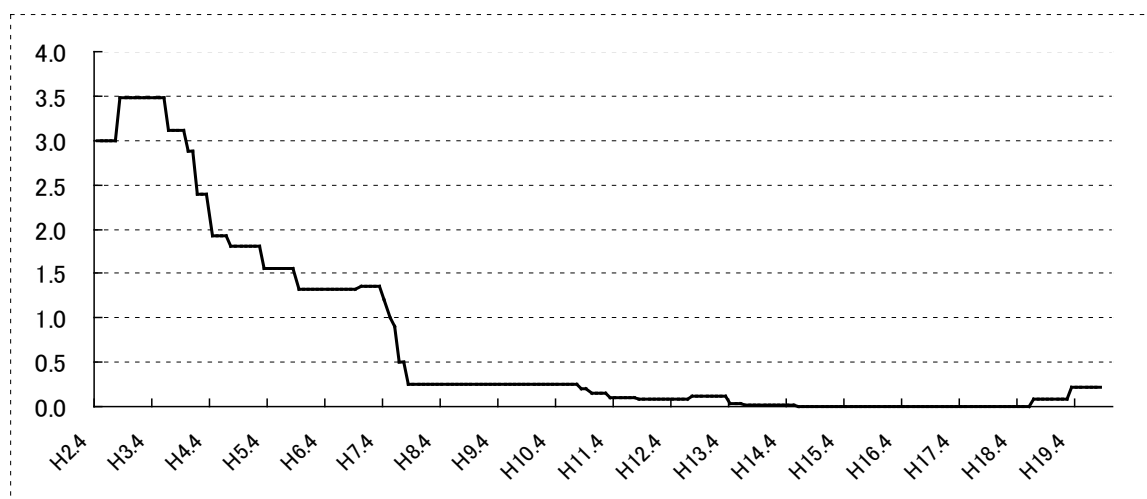
- 利子率の変動、それに伴う申請条件の変更等により、結果的に配分金が大きく変動し、NGO 側が事業見通しを立てにくい場合があった

既述の通り、国際ボランティア貯金制度における寄附金発生額は、郵便貯金金利の推移に大きく影響を受ける。国際ボランティア貯金の加入者数は、制度創設後平成 16 年度（2004 年度）まで順調に伸びていったが、バブル崩壊後の金利低下により、寄附金発生額は減少していった。

そのようななか、申請条件として、1 団体あたりの配分上限額・事業上限数が設定された。また、最近では、寄附金残高の減少を踏まえ、一旦緩和された 1 団体あたりの配分上限額・事業上限数を厳しくする運用がなされている。

このような運用は、複数年計画で現地の自立支援を検討することが比較的多い開発援助においては、NGO 側が中長期的見通しを立てることを困難にし、国際ボランティア貯金の配分金を組み込んで中長期計画を立てることの妨げになるのではないかとの問題が、ヒアリング調査において指摘された。

図表 郵便貯金金利の推移
(平成2-19年度（1990-2007年度）)



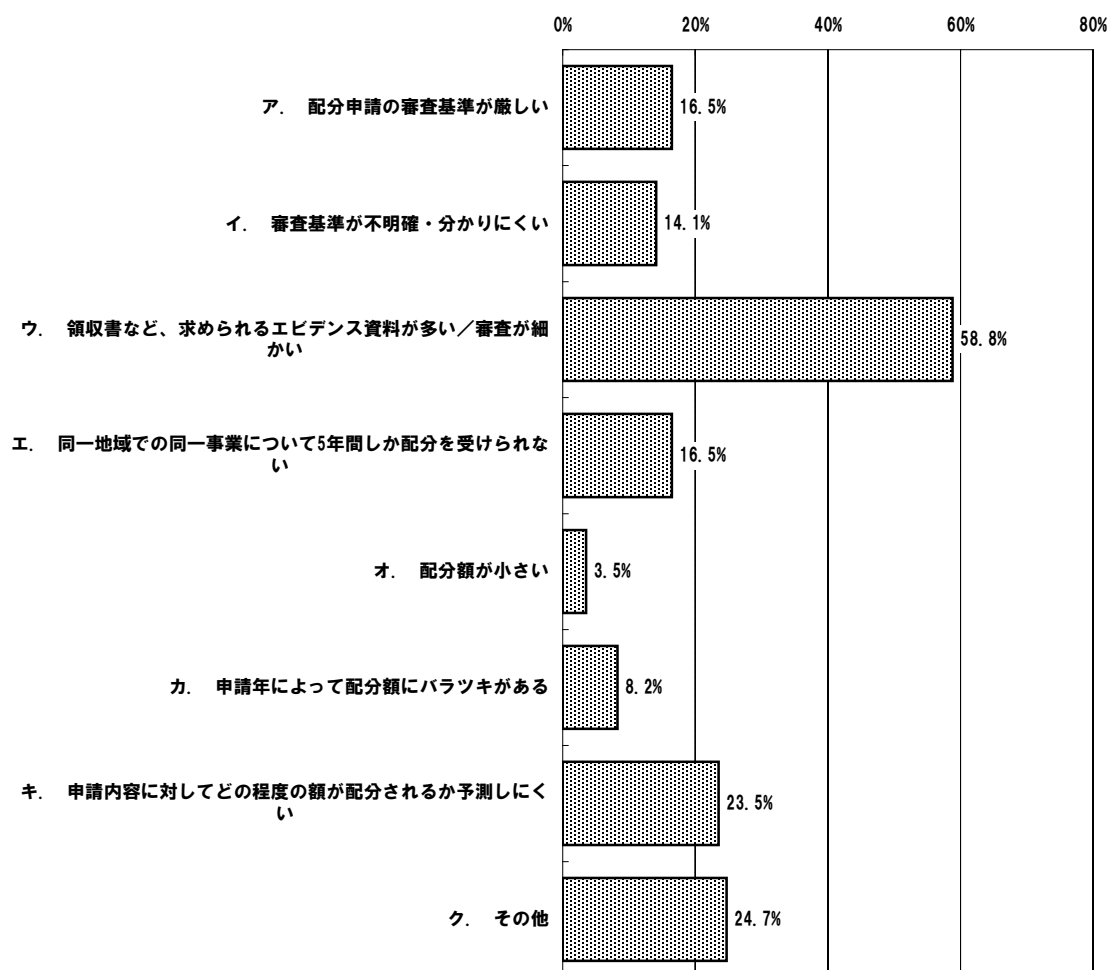
(出典) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構提供資料

図表 申請条件の推移（１団体当たりの金額・事業数上限）
（平成11-23年度（1999-2011年度））

上限の区分		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19 上期	H19 下期	H20	H21	H22	H23
金額	既配分団体	3, 000	2, 500	3, 000	2, 000	500				2, 000				1, 000	
	新規配分団体① （ 相応の海外援助実績がある団体）	300	250	300	200	200								200	
	新規配分団体② （ 相応の海外援助実績がない団体）	非配分 （ 又は100万円未満の額で配分）				100								申請不可	
事業数		（ 明文なし ）				1 事業				上限なし				1 事業	

（出典）総務省提供資料

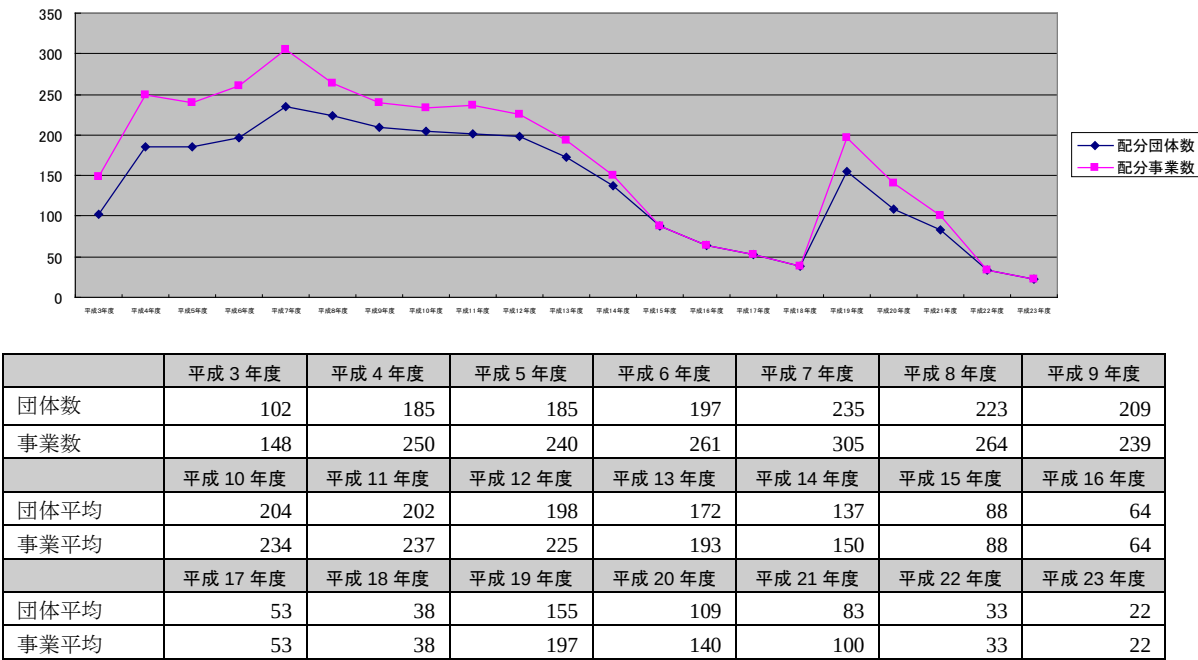
（n=85）



■民営化の影響を大きく受け、当初設計とは大きく異なる制度・運用に変質。他の助成制度の進展もあいまって、固有の存在意義は縮小

1991 年以降、我が国の国際ボランティア活動及び NGO 活動が拡大する段階においては、外部からの寄附金、補助金によって団体活動を運営している国際ボランティア・NGO 団体にとって、国・地域を特定せず、また現地の人件費にも充当でき、かつ 5 か年に亘って支援が受けられる国際ボランティア貯金制度は、団体の活動を大きく支えるものであった。同制度が郵政民営化により廃止され、利子発生がストップしたことは、ボランティア・NGO 団体活動の縮小・停滞にも直結する影響を与えた。団体に対するインタビューでも、以前は同制度の配分額も大きく、団体活動にとっても大きな意義・役割を果たしていたが、近年は終了の方向に向かっていることから申請を辞退、躊躇することも少なくない、このことを確認した。

図表 配分団体、配分事業数の推移(再掲)
(平成 3-23 年度 (1991-2011 年度))



(出典)総務省資料より MURC 作成

図表 団体、事業あたりの平均配分額 単位:万円(再掲)
(平成 3-23 年度 (1991-2011 年度))

	平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度
団体平均	895.7	1257.5	1181.4	1199.4	1196.1	706.6	508.1
事業平均	617.3	930.5	910.7	905.3	921.6	596.8	444.3
	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度

団体平均	609.0	584.3	328.5	387.5	248.9	162.1	159.0
事業平均	530.9	498.0	289.1	345.3	227.3	162.1	159.0
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
団体平均	162.3	184.9	631.1	731.5	654.0	441.9	513.2
事業平均	162.3	184.9	496.5	569.5	542.8	441.9	513.2

(出典)総務省資料より MURC 作成

また、外務省(日本 NGO 連携無償資金協力、NGO 事業補助金)、JICA における NGO 助成などの類似制度が 2000 年以降設立され、その他の民間財団による開発協力関連の助成金なども増加し、国際ボランティア貯金制度の優位性が低下する傾向が見られた。

支援額に関しても、国際ボランティア貯金の 1 件あたりの配分額が、それまで類似案件がなかったことから比較的大きな額として捉えられていたのに対し、外務省の N 連や JICA の草の根支援制度は、1 件あたり 2,000 万～5,000 万円と供与額が大幅に拡大したため、国際ボランティア貯金制度の優位性が低下することとなっている。

■運営側である総務省・機構と、NGO 団体の双方が一体で協議・検討できる制度・スキームの不在

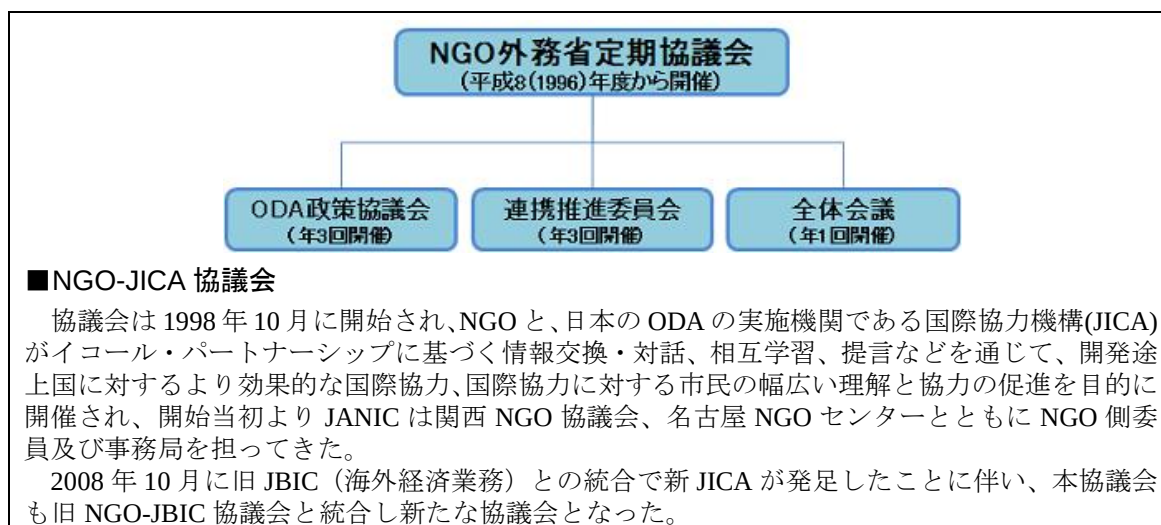
国際ボランティア貯金制度では、所管官庁、実施機関と国際ボランティア団体が定期的に制度の発展や見直し等を協議する枠組みが設定されていない。国際ボランティア団体が国際協力の分野において果たす役割の重要性が高まる中、外務省、JICA では、国際ボランティア団体との定期的な会合を開催し、課題解決や目標を共有するとともに、諸制度やその運用の見直しに向けての議論、検討を進める等、前向きな方向性での検討が進められている。

国際ボランティア貯金制度は、法人格を持たない、活動規模が小さな団体も対象にしており、これら団体に対する啓発や指導の意味からも、関係者が参加する定期的な会合を開催して、地域・市民のニーズの把握及びそれに応じた配分方針の検討や、団体が抱える課題や要望等を汲み取る形での制度運用がなされていれば、制度としてより意義が高かったものと考えられる。

図表 外務省、JICAにおけるNGOの連携スキーム

■NGO・外務省定期協議会

本協議会は、NGO と外務省の連携強化や対話の促進を目的として、ODA に関する議論や NGO 支援策等に関して定期的に意見交換する場として、1996 年度に設けられた。2002 年度より小委員会（連携推進委員会、ODA 政策協議会）が設けられ、現在は原則として年 7 回開催、NGO との連携強化を進めている。



（出典）外務省、JICA のウェブサイトより MURC 作成

■制度運用を厳格に行ったために、現地が抱えている課題の規模・性質・社会的背景等によってはフィットしないケースもある

アンケート調査及びヒアリング調査では、配分の公平性や、ボランティア団体の自立促進の観点から、国際ボランティア貯金制度では、決められたルールを比較的厳格に運用する傾向が見られたことが指摘された。これについては一定の評価があったが、他方で、局面によってはより柔軟な制度運用がなされてもよい場面があったのではないかと、この指摘も比較的多くみられた。

例えば、国際ボランティア貯金制度は、地域住民の「自立」を促すため、同地域で同様の事業の継続的な配分を 5 か年に限定している。このように期間を設定することにより、団体及び地域住民が協力して課題の解決と継続的な運営スキームを確立することが期待されているが、団体へのインタビューでは、抱える課題によっては、この期間では自立が困難なケースもあることが確認された。具体的には、アフリカ等の地域での医療の提供や栄養失調対策等の一部については、地域での人材確保や設備・資源の状況、限られた政府の予算の関係から、5 か年の支援では課題解決に至らない、ということもあるようである。国際ボランティア貯金制度は BHN を充足させるためのプロジェクトを通じて、課題解決に貢献することが期待されており、その趣旨を踏まえると、例外的に 5 か年以上の支援についても、例えば配分額を限定的にする等によって継続的に実施することを認める等の柔軟性があっても良かったのではないかと考えられる。

配分の公平性や自立促進の観点からは逆行する側面でもあるが、この点については、継続審査の内容を見直すことや、より厳格な報告を求めることを前提にして、抱える課題によって弾力的に対応できるようなスキームとすることも一案であったのではないかと考えられる。